

はコーヒーとの混作をなして居るものである。各州別農園面積及生産高を示せば左の如くである。

各州別歐人規那園數・植付並生産面積及生産高表(一九三八年)

Table with columns: 地方名, 農園數, 總面積, 植付面積, 規那皮生産高. Lists regions like ジャカルタ, ボゴ, フリアンガン, etc.

右の農園の外原住民にして之が栽培(大部分西部ジャワ)を行つて居るものがあり、一九三八年末現在に於て植付樹數百萬本、生産高一六五、一五六延であつた。

Table with columns: 外領, 合計, 農園數, 植付面積, 生産面積, 生産高. Includes sub-totals for 外領 and 合計.

四 規那事業の統制及制限

舊蘭印政府が新業の統制に乗出したのは一九三三年で、爾後最近まで左の如き法律が制定せられてゐる。
1 非常時規那令 (Crisis Kinavordonantie 一九三三年五月九日付官報第二〇四號) 施行細則(Crisis Kinavordening 同官報第二〇四號)

(一) 非常時規那セントラル (Crisis Kina Centrale) なる法人を設け、規那栽培業者にして斯る者として認められたきこと希望する者をして規那セントラルに登録を申請せしめ、審査の上之を登録す。

(二) 登録されたと否とを問はず、規那セントラルの發給する許可書無くして規那園より規那皮を搬出することを禁ず。許可書の下附に際しては毎百疋當り所定の附料を徴收す。料金はセントラルの提案に基づき毎年總督之を決定す。

(三) 右下附料及其他所定の行為による収入は之を農園規那基金 (Ont-ernemingskinfonds) に繰り入れ、本基金は規那セントラルに定められたる任務遂行に要する經費及ジャワ、スマトラに於る規那栽培の利益の爲に行ふ民間規那栽培試験場の事業繼續の爲以外に之を支出することを不得す。

(四) 規那セントラルの幹部は栽培業者の専問家たる所長一名及數名の役員より成り、内最小限二名は規那栽培業者の代表的團體及規那セントラル加入者たることを要する。所長及役員は經濟部長官の提議に基づき總督により任免せらる。本セントラルの定款及其變更は總督の認可を要す。

因に本法律は一九四四年一月一日を以て效力を消滅することとなつて居た。
2 規那植付令 (Kina aanplantordonnantie 一九三四年二月一三日付官報第七〇號)

本法律は次に掲ぐる規那輸出令と同時に公布されたもので、植付面積の擴張を目的とする新規植付を行ふことを禁止せるもので、施行期間は一九三七年一月一日までである。

3 規那輸出令 (Kina uitvoerordonnantie 一九三四年二月一三日付官報第六九號) 同施行細則 (Kina uitvoerordening 同第七一號)
本輸出令は規那園を規那皮生産者組合加入者、非加入者及小原住民業

Table with columns: 生産者区分, 栽培園數, 硫酸キニーネ等量規那皮の一九三四年標準收率, 硫酸キニーネ等量規那皮の一九三五年標準收率. Includes categories like 一類, 二類, 三類, 四類.

佛	日	本	一	1922	二	1923	三	1924
計 (其他共)	印	米	1	7	1	1	1	1
		米	11100	11100	11100	11100	11100	11100

六 規那ビュロー

規那ビュローと云ふのは、一九一三年に規那栽培業者とキニーネ製造業者とが設けた一つのシンジケートの事務所で、オランダのアムステルダムに設立されて居た。其の設置理由は、キニーネが他の商品と異り醫藥であるから用途が制限されて居たが故に、工場用皮の市價はキニーネの需要供給に左右され、尙且つ醫藥に關するものであるから、少量の生産過剰でも市價を著しく壓迫するから之に對し市價を維持するといふにある。

一九九一年の生産過剰に際し、キニーネの市價は著しく下落した爲、キニーネ製造業者は協定を結んで市價の維持に努め、又ジャワでも栽培業者は一九九七年にバンドンキニーネ工場を設け、以て製造業者側によつて左右されない様に自己擁護に努めたが故に、當時市價は順調であつた。然るに其の後再び下落し、一九〇二年の中葉に一ユニット〇・〇四九ギルダとなり、ジャワの主なる生産者は爾後アムステルダムに於て賣却するに際し、一ユニットの市價を〇・〇六ギルダに一定すべく協定を作つたが、足並が揃はなかつた爲失敗に歸した。其の後市價は再び下落し、今回はキニーネの市價も同時に下落し、一九〇八年に於ては一ユニットの市價は〇・〇三三七ギルダに又キニーネの市價も一・五〇ギルダに下つたのである。而して遂にはキニーネは底價二・〇五〇ギルダにまで降下するに至り、斯る市價の動搖を防止する爲に規那皮生産者及キニーネ製造業者は一九二三年に協定を締結し、之によつて栽培業者は需要供給に關聯して、各農園に割當てられた數量以上の收穫を爲すことを得ざる義務を負はせられ、且つ收穫物は總てシンジケートに納入

せねばならないことになつたのである。之に對し栽培業者はキニーネの市價一六・八〇ギルダ又は夫以下の場合に於て一ユニット〇・〇五ギルダの最小限價格が保證されたのであつた。而して一九二八年に協定の更新を見、栽培業者はキニーネの市價の確定に當り發言権を得るに至り、本協定の實施には栽培業者及キニーネ製造業者の代表者より成る規那ビュローが之に當つてゐた。

第一節 茶

一 概 要

茶はジャワの土産ではなく、一六九六年に支那からボゴルに初めて移植されたものである。一七二八年舊蘭印政府は茶業が有利な事業であることを認めて、之を民間に奨励したが不成功に終つた。最も眞面目に茶の栽培を試みられたのは十九世紀に入つてからのことで、一八三六年に政府が派遣した獨逸人軍醫フオン・シーボルト (Von Siebold) は、長崎より茶種を輸入してボゴルに移植した。併しジャワの茶業の礎を築いたのはオランダ人技師ヤコブソン (J. J. J. Jacobson) である。彼は一八二八年から一八三三年までの間支那から各種の茶樹及種子を輸入して之が栽培に努めたので、ジャワに於る茶業は此の時より各地に擴り、遂に今日の大をなすに至つたのである。

然し乍ら幾何もなく強制栽培制度の實施となり、茶はコーヒー及甘蔗の如く發展を示さず成績頗る不良であつた爲、一八六〇年政府は茶業の官營を全廢するに至つた。印度に於ては、是より先(一八三〇年頃)アッサム茶 (Assam Tea) が

發見され、同茶は支那茶より歐人の嗜好に適し、加ふるに産出量も亦多かつた。此の印度アッサム茶がジャワに移植されたのは一八七八年の事で、時恰も私人農業の勃興期であつたので、幾多の茶栽培會社が生れ出るに至つた。斯くの如くにして現今ジャワ及スマトラに於て栽培せられてゐる茶は、全部アッサム茶といふも過言ではない程である。然し以前栽培されて居た支那茶と相混じて栽培されたが故に混合種を生じ、アッサムの特質を失つてゐるものもある。

一八八二年にブリアンガン州スカブミに設けられた農業組合は斯業の發達に大に貢獻し、又一九〇二年には政府管理の茶業試驗所がボゴルに設置され、爾後各種の指導機關が整備した。而して茶業試驗所のバーナード博士がスマトラの土壤が茶の栽培に適して居ることを唱へて以來、同地方殊にスマトラ東海岸州に茶園を拓くものが續々と現はれ、シアンタルを中心とした茶産地はジャワを凌駕する勢となつた。

現在東印度の茶栽培地として重きを爲して居る地方は、ジャワに於てはブリアンガン(スカブミを中心とする)外領に於てはスマトラ東海岸州である。

以上の如く、順調に發達せる本業も一九二九年よりストックの増加、市價下落の爲不況に沈淪するに至り、他の栽培業と同様生産制限を餘儀なくさるゝに至つた。

二 生産制限

一九二八年までは各市場共堅實なる値を稱へて居たが、一九二九年に入り生産過剰、ストックの増加、市價の暴落等により業界は甚だしく惡化せる結果、製茶業者は愈生産制限を行ふ必要を認め、蘭印茶栽培業者組合は一九三〇年の生産高を前年より六千噸少く、即ち一割の生産制限を決議せるが、制限の努力が一部に於て試みられたに過ぎず、大栽培園が原住民葉茶の買上げを中止せるが、之が支那人の手に移り彼等によつて輸出せられた爲全く失敗に終り、何等制限の實を擧げることが出来

なかつた。故に一九三一年より原住民葉茶の買上げのみならず、農園自身も同時に制限を行ふことを決議した。然し乍ら茶の市價は下落の一途を辿り、爲に一九三二年英國・オランダ兩國間に制限協定締結の交渉が開始せられ、翌一九三三年六月印度・セイロン及東印度に於て輸出制限が實施さるゝことになり、政府は各々法律を以て自國に於る制限の徹底をはかり、以て目的を達することゝなつた。

而して政府は自國茶業の保護及本協定履行の爲左の如き法律を公布した。

- 一 非常時茶令 (Crisis Thee Ordinance) 一九三三年五月四日付官報第二〇三號) 同施行細則 (Crisis Thee Verordening) 同第二〇七號)
- 二 本法は非常時規那令と同様の目的の下に制定されたものであるが、農園茶基金よりは民間試驗場の外茶消費の宣傳及新用途の研究費をも支出することゝなつて居た。
- 三 茶輸出令 (Thee uitvoerordonantie) 一九三三年五月十六日付官報第二二〇號) 同施行細則 (Thee uitvoerverordening) 同第二二二號)

本法律は大要左の如き内容を有するものである。
 イ 一九三三年四月一日より一九三八年三月三十一日に至る五箇年間に、經濟部長官又は彼の指名する官吏の發給する許可書無くして茶を輸出することを禁ず。
 ロ 毎年全東印度に對する輸出割當量を定め、之を更に基本標準生産量に比例して各工場に割當て之に對し輸出許可書を發給す。
 ハ 標準生産量は農園茶工場に對しては當該年に於る成熟樹の面積の生産及一九二九、一九三一及一九三二年に於る一陌當りの平均生産高、未成熟樹の樹齡別植付面積の生産並に一九二九、一九三一及一九三二年の成熟樹當りの平均生産高に、樹齡の係數を乘じたたるものを以て算出し、原住民よりの葉を買上げて製造する工場に對して

は、一九三一年の製造高を標準生産量と見做す。
 大體以上の如くであるが、東印度に於ては一九三一年の輸出高七八、七四二噸を基準として國際協定により輸出制限率を一九三三—三四年一五%、一九三四—三五年一二・五%、一九三五—三六年一七・五%と定められて居り、各制限年度に於る輸出割當量は左の如く決定されて居る。

制限年	期	年月日	輸出許容量	制限率
第一	年	(註) 一九三三—一九三三	六六九三(八五〇)	一五〇
		一九三三—一九三三	六八八九(八七五)	一二五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
第二	年	一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
第三	年	一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
第四	年	一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
第五	年	一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五
		一九三三—一九三三	六四九六(八二五)	一七五

尙農園茶と原住民茶の買上割合を見るに左の如くである。

制限年	農園茶	原住民茶
第一	147,400,000 (9.11)	9,100,000 (11)
第二	56,700,000 (3)	11,500,000 (7)
第三	51,500,000 (3)	11,800,000 (3)
第四	51,500,000 (3)	11,800,000 (3)
第五	51,500,000 (3)	11,800,000 (3)

茶輸出制限状況一覽表

一 國際協定 一九三六—三七年 (四月—三月)

一九三七—三八年 (四月—三月)

一九三九—四〇 (四月—三月)

單位：數量(半噸) 出所：農印統計年報

次に經濟部長官の決定せる各制限年に於る標準生産額を示せば左の如くである。(單位：半噸)

摘要	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
農園茶	118,050,000	114,297,500	117,400,000	119,950,000	121,740,000
ジャワ	4,260,000	4,937,800	5,410,000	5,799,900	5,943,100
スマト	1,607,000	1,736,700	1,815,800	1,912,700	1,976,000
計	124,917,000	121,972,000	124,615,800	127,662,600	133,663,100
ジャワ	3,350,000	3,430,000	3,440,000	3,460,000	3,470,000

三 茶種付令 (Thee ranteurordonnantie 一九三三年五月一六日付官報第二二〇號)

本法は輸出と同様一九三三年六月二日より效力を發生し五箇年間に有効のものである。制限期間中許可無くして植付面積の増大を目的として新に植付を爲すことを禁止し、且つ該期間中全東印度の植付面積の増加は八八厘以上たることを得ざる旨を規定せるもので、此の擴張許容面積は1/2パーセントに該當する。

四 茶種付材料輸出令 (Theezand nitroerordonnantie 1933—1933年八月三日付官報第三二六號)

本法は八月四日より效力を發生し、制限令施行期間中(五箇年)有効のものであり、茶樹 (Camellia theifera) の種子・樹・株・接木又挿木等茶樹の植付材料一切の輸出を禁止し、以て競争國出現の防止を目的とするものである。

1	國際協定による輸出基本數量	147,400,000	147,400,000
2	國際協定による制限率	1.5%	5%
3	國際協定による輸出割當量	22,110,000	7,370,000
1	農園茶	147,400,000	147,400,000
	原住民茶	9,100,000	9,100,000
2	農園茶	56,700,000	56,700,000
	原住民茶	11,500,000	11,500,000
3	農園茶	51,500,000	51,500,000
	原住民茶	11,800,000	11,800,000
4	農園茶	51,500,000	51,500,000
	原住民茶	11,800,000	11,800,000
5	農園茶	51,500,000	51,500,000
	原住民茶	11,800,000	11,800,000

三 農園茶・植付面積及生産高

過去三箇年に於る農園及原住民茶の植付面積及生産量は左の如くである。

茶植付面積及生産高表

年次	植付面積		乾燥茶生産高	
	農園	原住民	總生産量に對する割合	原住民農園より買上茶對する割合
一九三三	1,387,500	不明	8.33%	11.12%
一九三六	1,390,000	不明	8.27%	11.17%
一九三七	1,390,000	不明	8.27%	11.17%

東印度...農業

五八五

一九三九
一九三三
一九二八

一三六三九

六七一六六

六八三三三

八四〇〇

一三九九七

一三六〇

八二五九

五八六

茶園數・植付面積及生産高表

單位：面積1陌 生産高1担
出所：同前表

地方名	農園數		植付面積(計)		乾燥茶生産高	
	計	生産中	植付面積	生産面積	農園茶	買上茶
ジャカルタ	九(三)	九	一三〇四八	四二七九	二四九〇〇〇	二九〇〇〇〇
ボリネ	一六五三六	一六五	一〇〇四八一	五〇九六三	二二四九〇〇	一〇三三三〇
フリアンガン	九八(四〇)	九六	六六九〇三	三五五〇三	一八〇九七〇	二八五二七〇
チレボ	八(五)	八	三三三三	一三〇四	七八九三〇	四四八三二
パカロンガン	三(一)	三	一三三九	一〇〇四	八九〇六八	八〇〇六八
スマタラ	二(一)	二	一三三	一〇〇	五二〇三二	五二〇三二
スマタラ	三(一)	三	一〇〇	七二六	四九六九五	六九八五八
スマタラ	四(三)	四	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	五(一)	五	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	六(一)	六	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	七(一)	七	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	八(一)	八	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	九(一)	九	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	一〇(一)	一〇	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	一一(一)	一一	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	一二(一)	一二	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	一三(一)	一三	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	一四(一)	一四	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	一五(一)	一五	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	一六(一)	一六	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	一七(一)	一七	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	一八(一)	一八	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	一九(一)	一九	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	二〇(一)	二〇	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	二一(一)	二一	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	二二(一)	二二	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	二三(一)	二三	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	二四(一)	二四	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	二五(一)	二五	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	二六(一)	二六	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	二七(一)	二七	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	二八(一)	二八	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	二九(一)	二九	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	三〇(一)	三〇	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	三一(一)	三一	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	三二(一)	三二	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	三三(一)	三三	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	三四(一)	三四	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	三五(一)	三五	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	三六(一)	三六	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	三七(一)	三七	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	三八(一)	三八	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	三九(一)	三九	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	四〇(一)	四〇	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	四一(一)	四一	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	四二(一)	四二	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	四三(一)	四三	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	四四(一)	四四	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	四五(一)	四五	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	四六(一)	四六	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	四七(一)	四七	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	四八(一)	四八	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	四九(一)	四九	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	五〇(一)	五〇	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	五一(一)	五一	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	五二(一)	五二	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	五三(一)	五三	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	五四(一)	五四	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	五五(一)	五五	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	五六(一)	五六	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	五七(一)	五七	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	五八(一)	五八	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	五九(一)	五九	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	六〇(一)	六〇	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	六一(一)	六一	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	六二(一)	六二	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	六三(一)	六三	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	六四(一)	六四	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	六五(一)	六五	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	六六(一)	六六	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	六七(一)	六七	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	六八(一)	六八	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	六九(一)	六九	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	七〇(一)	七〇	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	七一(一)	七一	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	七二(一)	七二	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	七三(一)	七三	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	七四(一)	七四	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	七五(一)	七五	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	七六(一)	七六	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	七七(一)	七七	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	七八(一)	七八	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	七九(一)	七九	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八
スマタラ	八〇(一)	八〇	一〇〇	一〇一	四九六九五	六九八五八

尙一九三九年の栽培状況は左の如くである。

(註) 農園數中括弧内は補茶園數で全部生産中のものである。

地方名	農園數	總植付面積	生産面積	生産高
ジャワ	二九	一〇五二二	一〇三九九	六四四〇六
スマタラ	三	三三三三	三三〇八	一八七五
外領	三三	一〇五三六	一〇三九九	六四四〇六
計	六五	二一三九一	二一三九九	一三三二〇七

又ジャワの各年の買上茶乾燥茶の内容は左の如くである。

年次	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
大農園より	二八二五四七	三三〇五〇	二六〇五四六	三三〇五〇	三三〇五〇
小農園より	三三〇五〇	三三〇五〇	三三〇五〇	三三〇五〇	三三〇五〇
計	六一三〇四七	六六一〇〇	五九〇九四六	六六一〇〇	六六一〇〇

四 原住民茶

原住民の茶栽培はジャワに於てのみ行はれ、其の植付面積は左の如くである。

原住民茶植付面積表

東印度...農業

單位：陌
出所：同前表

五 輸出

過去四年間に於る茶輸出額は左の如くである。

五八七

地方名

一九三八年

地方名	未摘採	摘採中	經營中計	放棄されたるもの	計
ジャワ	一	一	一	一	一
スマタラ	一	一	一	一	一
外領	一	一	一	一	一
計	三	三	三	三	三

仕向國別茶輸出高表

國別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	一五六八二	八六四七	一五七二二	一〇七二一	一六一九九	一一七三	一六二八八	一一一七	一六二八八	一一一七
イギリス	一六三二二	八八五三	一三三九	八〇五一	一三三三三	九三二七	五七三九	三九二五	一三三三三	九三二七
獨逸	一一三	六一	一一三	八一	二六四	一八一	二九八	二〇四	二六四	一八一
フランス	八〇三	四三	八四八	五五二	五四九	三七四	二七〇	一八三	五四九	三七四
イタリア	三三	一九	三三	二	七四	五〇	五三	三五	七四	五〇
アメリカ	九四八	五二二	八八四三	五八三〇	一〇五三九	七四二〇	一五二〇九	一〇五八二	一〇五三九	七四二〇
インド	六五	二七	七一	三八	八七	五三	一一八	六八	八七	五三
シンガポール	三〇六	二九	二五八	一五六	九一	六〇	五〇	三二二	三〇六	二九
支那	一九九	八九	一一一	六二	三三八	二四八	五九	三六七	一九九	八九
暹羅	一五三	八六	一五八	一〇五	一六八	一一〇	一三六	一〇九	一五三	八六
ジャバ	九〇五	四四	九六七	五八二	一〇三	六五	九二	九二	九〇五	四四
スマタラ	一五三六	八六	一八九九	一三三〇	一八二	一一六	二八五	二〇〇	一五三六	八六
南アフリカ	七五	三九	三三	一九	四七	三〇	一九	一九	七五	三九
英領東アフリカ	七九三	四二	七五九	四九〇	八二四	五七	八三六	五七	七九三	四二
計(其他共)	七九三	四二	七五九	四九〇	八二四	五七	八三六	五七	七九三	四二

第二節 煙草

一 概要

煙草は東印度會社が設立された當時既にジャバにあつたと云はれて居るが、東印度の原住民は老若を問はず非常に喫煙を好み、且つオランダ人がジャバを占領して以來未だ嘗て専賣・強制栽培等による保護壓迫を受けたることなく、東印度の栽培事業中最も自然に發達せる産業の一である。一八〇八年時の總督ダーネルスは、ジャバ煙草獎勵の一策として從來支那人の居住禁止區域であつたアリアンガン州に支那人の移住を

許し、彼等をして同地に煙草の栽培を爲さしめ、又一八三一年フアン・デン・ボス總督は原住民に對してコーヒー・藍及甘蔗の強制栽培を命じたが、煙草は茶と共に全く其の干渉を免かれた爲、原住民は到る處に煙草の栽培を爲し、一時ジャバ煙草はマニラ産及南米産のものと相伍して歐洲市場に飛躍したことがあつた。然し原住民にて土地改良又は新種選擇等の知識無く、爲に品質は次第に劣等となり、又販路の擴張も出來ず専ら刻煙草用又は葉巻煙草の中詰用に使用せられるに過ぎなかつた。其後一八六四年頃オランダ人はスマタラ東海岸州に有望な煙草耕地を發見し、一八七〇年先づデリ會社がスマタラに於ける煙草栽培の先鞭をつけ一八七五年デリ・タバタ會社、一八

七七年アレンスブルグ會社及一八八九年セネンバ會社が續々設立され、最近一五の大會社が一のシンジケートを構成して、デリ(Deli)、ランカト(Langkot)、セルダン(Serdang)地方に大規模の煙草園を拓き、ジャバ煙草を移植改良した爲、スマタラ煙草は品質に於てジャバを凌駕し値段も高値を唱へて居た。

其の後ジャバに於ても、歐人にして大規模の煙草栽培を爲すものが現はれ改良に努力せる結果、ジャバ煙草も亦次第に名譽を回復するに至り、近年に於ては、スマタラと同様の葉巻の外巻用として需要せられる様になつた。ジャバに於ては、煙草は海岸より海拔六、〇〇〇呎の高地にまで植付けることが出来るが、耕地は排水・降雨及通風の宜しきを得ねばならない。高地産の煙草は兎角微を生じ易く保存が困難であると云はれて居る。ジャバでは一般に稻と煙草を交互に植付ける習慣がある。スマタラ東海岸の煙草耕作は七年に一回作として行はれ、一回の煙草の收穫を終れば七年間其の土地を放置する方法を採つて居るが、ジャバに於ては人口稠密なる爲斯くの如き贅澤な方法を講ずることが出來ず、専ら

肥料を利用して土壤の改良を促進して居た。

東印度に於る主なる煙草栽培地は、ジャバに於ては東部のボンドゥッソ及ジェムベル、中部のストラカルタ及ジョクジャカルタの二侯地で、外領に於てはスマタラ東海岸州のデリ地方、ランカト地方及セルダン地方である。又ジャバに於る農園は二、三を除けば比較的小面積であるが、スマタラに於るものは何れも大規模である。又其の園數から見てもスマタラ東海岸州は全ジャバよりも多い。東印度産の煙草は其の産地の名をとつて、プスキ煙草、デリ煙草と云ふ風に命名され、此の名は其の儘名柄として市場に於てもプスキ物、デリ物と呼ばれて居る。デリ煙草は其の品質に於て世界的に有名で、葉巻煙草の外巻用としては最優良種のものとして居る。

二 農園數・植付面積及生産高

次に煙草に關する諸統計を示せば左の如くである。

出所：東印度輸出農作物産統計

地方別	農園數		面積及生産高	
	自作園	農園總面積	葉煙草	クローン
ジャバ	一	八三	二九、一三九	—
スマタラ	—	七五	一〇、〇〇〇	一、七〇〇
ケバ	—	—	—	—
ジョクジャカルタ	—	—	—	—
ストラカルタ	—	—	—	—
スマタラ	—	—	—	—
ボジョネ	—	—	—	—
マデラ	—	—	—	—
東印度...	—	—	—	—

Table showing agricultural production statistics for Java and other regions, including columns for year, production volume, and value.

尙一九三九年の生産状況は左の如くである。

Table comparing agricultural statistics for Java and other regions, including land area and production volume.

三 原住民煙草

原住民の栽培はジャワ及びバリ、ロムボク島に於てのみ行はれるが、後者は極めて少量である。

Table showing tobacco cultivation statistics for Java, including land area and production volume.

四 輸出

煙草は殆ど總てオランダに向けて輸出せられて居た。

單位：數量、噸、價格：千ギルダー

Table showing export statistics for tobacco, including columns for year, quantity, and value.

第三節 コーヒー

一 概要

コーヒーは砂糖と共にジャワに於る歐人農企業中最古の歴史を有し、マラバール(印度)の知事アドリアン・ファン・オムレンがアラビアのメツカより輸入したコーヒーを、ジャワに送つて来たのは一六九六年のこと

に至つた。斯くてコーヒーは爾後數十年間政府の管理に屬して居たが、一八七〇年土地令の公布と共に私人の自由企業に開放せらるゝに至つた。一八六九年セイロンにコーヒー病の發生を見、數年後ジャワ及スマトラに傳播し大害を受けたことがあるが、此の時代までジャワに栽培されて居た珈琲は全部アラビカ種であつた。

現在農園にして本種を栽培して居るものは皆無である。本種に次ぎ一八七五年にリベリア種がアフリカより輸入されたが、之も亦幾何も無くして抵抗力を失ひ栽培者は現在極めて少ない。然るに一九〇〇年アフリカのコンゴよりベルギー人により輸入せられたロブスタ種は、栽培の結果病菌に對する抵抗力強く、且つ生産期に至る年限短く最も有利な栽培條件を具備して居ること判明せる結果、此の種の栽培盛となり、現在に於ては栽培珈琲の全部を占めて居ると云ふも敢て過言でない。然し乍ら本種は生産條件容易なる爲生産過剰に陥り易く、且つ市價は他種に比し低き缺點があるが、第一次歐洲大戰後需要旺盛となるに従ひ、ロブスタコーヒー栽培も非常に隆盛となり、順調なる發達を遂げるに至つた。

二 生産制限

コーヒーも他の栽培物同様不況の結果甚大の打撃を蒙り、著しく經營難に陥つて居た。又他の栽培物は生産制限及金輸出禁止及最近に於る景氣挽回の爲活況を呈し相當の利益さへ擧げて居たに反し、コーヒーは最近漸く收支相償ふ程度に止まつて居た。尤も政府は他の主要栽培物に對しては制限令乃至統制法を公布し、之を政府の嚴重なる管理下に置き、以て其の復興を圖りたるに反し、コーヒーに對しては未だ具體的手段を講ぜず、單に非常時コーヒー・カカオ令及植付材料の輸出禁止令を公布して居たに過ぎない。右法律の内容及目的は左の如くである。

- 一 非常時コーヒー・カカオ令 (Crisis Koffie-en Cacao-ordonnantie Crisis-1933年五月九日付官報第二〇五號) 同施行細則 (Koffie en Cacao verordening-1933年第二〇九號)

右の外に Excolet (一九〇五年八月の間に輸入されたもの)、Alboeitia (一八九八年輸入)、Quilua 種等があるが、風味香氣よりしてアラビカ種に優るものなく、リベリア種は前者よりは樹質強く結實數多く、且つ果實の大きいのを以て特色とする。キロア種はロブスタ種に似て産出が多い。然し總て經濟上より考察する時は、ロブスタ種が最も有利で、現在に於ては、アラビカ及びリベリアの兩種は、コーヒー中の贅澤品若くは珍品とされて居る。東印度に於ては、コーヒーはジャワ並に外領と云はず到る所に栽培されて居るが、最も旺んに栽培されてゐるのは中部及東部ジャワ、スマトラ東海岸州及中南部スマトラの山腹、セレベス等である。

五 農園數・植付面積及生産高

コーヒー栽培の最も盛な地方はジャワに於てはブスキ、マラン、ケデリ、スマランの諸地方、外領に於てはスマトラのスマトラ西海岸、ラムボン、パレムバン、アチエー及セレベスのメナドの諸地方で、他の諸地方にも相當栽培せられて居る。

農園數・植付面積及生産高表

地方名	農園數		植付面積		生産高
	計	中	面積	積	
ジャワ、計	三三三	二九四	三七六、三〇八	九三〇、三六	四一九、四三
一九三六	三三三	二九四	三七六、三〇八	九三〇、三六	四一九、四三
一九三七	三三三	二九四	三七六、三〇八	九三〇、三六	四一九、四三
一九三八	三三三	二九四	三七六、三〇八	九三〇、三六	四一九、四三
一九三九	三三三	二九四	三七六、三〇八	九三〇、三六	四一九、四三
外領計	一〇五	八九	一三七、五五二	三九五、五五	八四、四〇
東印度、農業	一〇五	八九	一三七、五五二	三九五、五五	八四、四〇

本法の目的は非常時規那令と同一であり、カカオにも適用されるものである。詳細「規那の節」參照。

二 コーヒー植付條令 (Uivoerverordening Koffie-plantmateriaal-1935年一月二三日付官報第五六〇號)

本法はコーヒーの植付材料一切の輸出を禁止し以て競争國出現の防止を目的としたものである。

三 生産狀況

過去三箇年に於るコーヒーの植付面積及生産高は左の如くである。

年次	植付面積及生産高表		植付面積(陌)		生産高(噸)	
	農園植付面積	原住民植付面積	農園植付面積	原住民植付面積	農園植付面積	原住民植付面積
一九三六	一一、六九六	二、八〇九	五〇、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一九三七	一〇、一七一	二、三三三	四九、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一九三八	一〇、三三三	二、三三三	四九、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一九三九	一〇、三三三	二、三三三	四九、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三

四 栽培品種

コーヒー樹の種類には二五種以上あるが、有用なものは少く、現在東印度に栽培されて居るものは次の三種である。

- 一 ジャワコーヒー (Arabica-Java Koffie)
- 二 リベリアコーヒー (Liberia Koffie)
- 三 ロブスタコーヒー (Robusta Koffie)

六 原住民コーヒー

ジャワ原住民コーヒーの中心地はチレボン、ペカロンガン、スマラン、ケヅ、マデウン、マラン及ブスキで、一九三八年に於ては植付面積二五、五六七陌、生産面積一九、八八八陌である。生産高は不明であるが、大約六、九六一噸位である。

外領原住民コーヒーの栽培地はスマトラのパレムバン、西海岸、ベクタレン、ラムボン及タバヌリの諸州、バリ、ロムボク島及セレベス州が主なるものである。栽培面積・生産高は不明であるが、其の輸出及ジャワへの移出數量を以て生産と見做せば左の如くである。

原住民コーヒー輸移出可能數量表

原産地名	種類	輸出數量	
		計	未脱殼
アラビカ	リベ	三、五七一	六、四三三
リベ	リベ	七	二
ロブスタ	其他	一	二
計		三、五七九	六、四三三
スマトラ計		三、五七九	六、四三三

一九三七	三一九六	一三	六一〇七三	二	六四二八四
一九三八	三三三三	二三	五〇三八一	三	五四〇〇七
一九三九	三三〇〇	—	—	—	—
其他の外領計	—	—	—	—	—
一九三六	三〇四四	—	—	—	—
一九三七	三〇五二	—	—	—	—
一九三八	三〇四八	—	—	—	—
一九三九	三〇四〇	—	—	—	—
外領計	—	—	—	—	—
一九三六	七六〇五	七	六六九六六	二	七四三三〇
一九三七	六三四七	一五	六三二六二	三	六九六二七
一九三八	六七二	二六	五四九五	三	六一七二九
一九三九	—	—	—	—	—

七 品種別生産高及總生産比率

歐人農園に於てはロブスタ種が斷然優位を占め、過去箇三年に於る栽培生産状況は左の如くである。

年次	農園數	農園植付面積	農園生産高	原住民生産高	合計	コロンビアに對する割合
一九三六	三九〇	一〇三〇三六	四七六〇二	六六九六六	一一四五六八	九一七
一九三七	三七〇	九七九七二	五九七三四	六三二六二	一二二九九六	九三二
一九三八	三六二	九四四四六	四三二五九	五四九五	九八二〇七	九一四
一九三九	—	—	—	—	—	—

出所：日蘭印輸出農作物産統計

次にリベリアコーヒー、アラビカ・ジャワコーヒーであるが、是等のものは極く少量生産されて居るのみで、大要左の如き數字を示して居る。

地方名	農園數	植付面積	生産高
計	一九三六	三三	一一五五
一九三七	三三	一一三〇	一一八
一九三八	一九	一四一三	一〇六
一九三九	—	—	—
外領計	—	—	—

アラビカ(ジャワ)コーヒー植付面積及生産高表

地方名	農園數	植付面積	生産高
計	一九三六	五三	五七七三
一九三七	五一	五八四二	一七八六
一九三八	五二	五四九〇	一六〇九
一九三九	—	—	—
外領計	—	—	—

出所：日蘭印輸出農作物産統計

以上の外各種のコーヒーが栽培せられて居るが、一九三九年に於る植付面積は三、〇三四陌(農園數七一)生産高七〇八噸であつた。東印度に於るコーヒーの總生産高をジャワ及外領に分け更に其の生産率を見るに左の如くである。

ジャワ及外領コーヒー生産高及比率表

年次	總額に對する割合(%)	總額に對する割合(%)	總額に對する割合(%)	總額に對する割合(%)
一九三五	四一五八〇	四一一	九七二七	八七
一九三六	四一九四三	三三六	八四四〇	六七
一九三七	五四〇三六	四〇九	八三六八	六四
一九三八	三九六九七	三七〇	五八八二	五五
一九三九	—	—	—	—
計	—	—	—	—
一九三五	—	—	—	—
一九三六	—	—	—	—
一九三七	—	—	—	—
一九三八	—	—	—	—
一九三九	—	—	—	—
計	—	—	—	—
原住民生産高(外領)	—	—	—	—
總計	—	—	—	—

出所：日蘭印輸出農作物産統計

東印度は生産・輸出共に世界第三位にあり、第一位はブラジル、第二位は中米である。

八 輸出

外國への輸出數量は領内の消費量大なること及ストックタ構成等の關係上、生産數量より著しく小額である。今此の兩者の數字を比較して見るに左の如くである。

コーヒー生産・輸出數量比較表

仕向國別コーヒー輸出高表

國別	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	一九九五〇	三六四〇	一九八九八	五三八七	一九三六	—	一九三九	—
イギリス	五九	一五	三三三	九	一九三八	—	一九四〇	—
ドイツ	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス	—	—	—	—	—	—	—	—
日本	—	—	—	—	—	—	—	—
東印度	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—

取位：數量一噸 價額一千ギルダ

南アフリカ聯邦	九六七九	一五八四七	100%OK	二六〇七六	七〇〇九二	一三六九九	六六九二	一一八四五
エジプト	一八一	三九	一六〇	五	一五	三六	一五九	四二
濠洲	七一〇	一一八	九〇	二七	一八	一三五	一一五	二四九
比賓	一、五〇〇	三三三	一、三三三	五二	七六	一三三	一〇七	二〇七
日本	二、三三三	三三三	三〇〇	八二	七六	一三三	一〇七	二〇七
支那	三、三三三	三三三	三〇〇	八二	七六	一三三	一〇七	二〇七
香港	六、六六六	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
シンガポール	一、一〇〇	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
ベトナム	一、一〇〇	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
タイ	一、一〇〇	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
セロン	一、一〇〇	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
カダ	一、一〇〇	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
アムステルダム	一、一〇〇	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
スウェーデン	一、一〇〇	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
ノルウェー	一、一〇〇	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
デンマーク	一、一〇〇	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
イギリス	一、一〇〇	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
ベルギー	一、一〇〇	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
フランス	一、一〇〇	一一一	七六	一八	一五	三六	一五	四二
計(其他共)	九六七九	一五八四七	100%OK	二六〇七六	七〇〇九二	一三六九九	六六九二	一一八四五

第一節 油椰子

東印度に油椰子が始めて栽培されたのは前世紀の中頃即ち一八四八年の事で、四本の油椰子が其の原産地たる西部アフリカからポオル植物園に移植されたのを以て嚆矢とする。其の後油椰子の種子はスマトラ東海岸に送られ、遂に今日デリ油椰子として世界的に注目される様になつた。

に力めた元農工商務部長官ルトヘルス氏である。スマトラ油椰子油は人造バターと同類製品の製造に適して居り、油脂市場に於ても獨特の地位を占めてゐた。油椰子の栽培は、最初世上に宣傳されてゐた様に莫大な利益を擧げ得るものではないが、生産品は比較的市價の動き少く、人造バター其他フアット工業の發達につれて比較的確實性多く、従てゴムの如きより危険性多きものゝ栽培によつて蒙る損失カバリの爲、之に投資せんとする者が多い傾向を見せて來た。然し最近鯨油の増産及天然バターの生産費引下げ等によるバームオイル價の暴落は油椰子栽培業者にとり一の岐路を示してゐるものである。油椰子は古々椰子と異り成育早く、植付後四年目より收穫することが出来る。バームオイルは普通一二%の遊離脂肪酸を含有し、一果から二乃至三%の遊離脂肪酸を含有する二八%の油を抽出する事が出来るが、此の遊離脂肪酸の含有率が少いもの程優良品である。脂肪酸の含有量の比較的多いものは脱色して石鹼・蠟燭の製造に使用され、含有率の少い

油椰子農園數・植付面積及生産高表

地方名	農園數		植付面積(陌)		生産高(担)	
	總數	生産中	總面積	生産中	油	仁
バロン	一	一	六六	一一	八八七、三三	七二、九
ボロン	一	一	一一	一一	一一	一一
マヤ	一	一	一一	一一	一一	一一
ジャワ	一	一	一一	一一	一一	一一
計	一	一	一一	一一	一一	一一
南スマトラ(バレンバン及ラムボン州)	一	一	一一	一一	一一	一一
北スマトラ(アチエー及スマトラ東海岸)	一	一	一一	一一	一一	一一
其他のスマトラ(西海岸州)	一	一	一一	一一	一一	一一
東印度...農業	一	一	一一	一一	一一	一一

二 制限並に禁止規定

優良品は人造バターの製造に用ひられる。又アフリキ工業に於て錫鍍金する場合兩者の肌を密着せしむる爲又銷を防ぐ爲に使用される。此の場合に使用されるものは遊離脂肪酸含有率二%以下のもので、且つ残滓を残すことなく完全に燃焼するものでなければならぬ。尙コンゴ地方では發動機の燃料ともされてゐるが、之に使用されるものは極めて純粹のものでなければならぬ。

三 農園數・植付並生産面積及生産高

出所 日印輸出農業物産統計

地方名	農園數		植付面積(陌)		生産高(担)	
	總數	生産中	總面積	生産中	油	仁
バロン	一	一	六六	一一	八八七、三三	七二、九
ボロン	一	一	一一	一一	一一	一一
マヤ	一	一	一一	一一	一一	一一
ジャワ	一	一	一一	一一	一一	一一
計	一	一	一一	一一	一一	一一
南スマトラ(バレンバン及ラムボン州)	一	一	一一	一一	一一	一一
北スマトラ(アチエー及スマトラ東海岸)	一	一	一一	一一	一一	一一
其他のスマトラ(西海岸州)	一	一	一一	一一	一一	一一
東印度...農業	一	一	一一	一一	一一	一一

二 農園數・植付面積及生産高

農園數・植付面積及生産高は左の如くである。

歐人古々椰子農園數・植付面積及生産高表

Table with columns for location (地方名), number of farms (農園數), area (植付面積), and production (生産高). Rows include various regions like Java, Sumatra, and Borneo.

出所 農園印輸出農産物産統計

Table showing total and foreign export statistics for rubber production, including columns for total (總計), foreign (外領), and annual (年次) data.

尙右表中の生産品を總てコブラに換算する時は生産高は左の如くである。輸出數量を加算せるものより、外領よりの輸入數量を減じて得たるジャワコブラ生産高より農園生産高を控除する時は、原住民の生産數量を得るのである。斯くして算定されたるジャワの原住民コブラの生産高は左の如くである。

ジャワ、コブラ壓搾數量及コブラ油及搾滓生産高表

Table showing rubber processing statistics for Java, including columns for year (年次), quantity (數量), and percentage (割合).

三 原住民椰子

ジャワ—原住民のコブラ生産高は正確なところは不明である。コブラ油の製造に消費されたコブラの數量及コブラの輸出入數量よりして算出することが出来るが、外領より輸入されたコブラの内コブラ油製造に使用せられたる數量、再輸出される數量及ジャワ地元産コブラの輸出數量等は何れも判然として居らず、従て生産見積數量も極めて概略的のものである。即ち製油工場にて壓搾せるコブラの數量は、ジャワよりの對外

東印度... 農業

東印度...農業

一九三六	二七六九七九	三五八八六	二七九五四一五	四六七六八	二五二五五	九七六九一	一一二八四六	二九	四九八二四一	五四五〇三六
一九三七	一九七七八八八	二四三三三八	二〇〇三〇四三六	三三三九九四	二六二五四	一四〇〇七〇	一五二二〇四	三五	五五六四八四	五九〇〇三三
一九三八	一九三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 古々椰子油の比重は〇・九で、コブラ一磅は果實四三〇〇第の Pikol の古々椰子油製造に付 1.673 ton Pikol Copra (約80%) を要す。即ち一立當り 0.9×1.673=1.5057 第 0.0214 ビタルのコブラを要す。

次に仕向國別コブラ及古々椰子油の輸出額を示せば左の如くである。

仕向國別コブラ輸出高表

國別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	110,000	九六四九	115,500	一五七二三	116,700	六四七二	117,800	八二四九	118,900	六二四九
イギリス	411	三	87	一一	51	五	1,084	七六	1,084	七六
獨逸	58,300	四五一九	58,000	七一九一	105,400	七二二六	66,600	三三三六	55,000	二四
フランス	20,900	二,一七三	16,400	一,八八二	11,000	九〇五	5,500	三三	—	—
ベルギー及ルクセンブルグ	11,300	九八二	6,100	八〇七	11,000	七五九	7,100	三三七	—	—
イタリア	13,500	九八二	25,000	三,一三六	10,000	二,八〇二	19,000	八七三	—	—
スペイン	1,700	一三三	—	—	—	—	—	—	—	—
ドイツ	80,600	六,三〇六	80,600	九,六三四	70,600	四,八八七	55,000	二,五三三	—	—
ノルウェー	36,500	二,九三二	35,500	四,三三六	33,000	二,三三〇	37,000	一,七八一	—	—
スウェーデン	61,300	四,七七八	92,800	一〇,七六六	54,300	三,九七	87,800	四,二二	—	—
アメリカ	10,600	九八	5,400	七六六	—	—	11,100	六四〇	—	—
カナダ	10,200	八三九	11,000	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
メキシコ	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
ブラジル	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
インド	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
中国	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
日本	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
その他	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
計	516,800	四一,七〇六	506,000	六二,二二五	556,400	三六,三三三	537,000	二五,三三六	—	—

仕向國別古々椰子油輸出高表

國別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	311,000	四,七一一	111,700	五,106	99,900	1,124	47,700	四,五五	311,000	四,七一一
イギリス	57	七	191	四	2,600	二二八	3,300	二七	3,300	二七
獨逸	1,510	一八	7,900	一〇一	3,100	三六	11,800	一四〇	11,800	一四〇
フランス	3	—	311	三	3,100	三六	11,800	一四〇	11,800	一四〇
ベルギー及ルクセンブルグ	55	—	485	六〇	3,100	三六	11,800	一四〇	11,800	一四〇
イタリア	3	—	277	三	3,100	三六	11,800	一四〇	11,800	一四〇
スペイン	1,510	一八	7,900	一〇一	3,100	三六	11,800	一四〇	11,800	一四〇
ドイツ	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
ノルウェー	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
スウェーデン	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
アメリカ	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
カナダ	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
メキシコ	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
ブラジル	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
インド	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
中国	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
日本	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
計	610	八四三	26,400	六〇,九三	110,100	1,306	94,500	八七九	—	—

單位：數量—噸 價額—千ギルダ
出所：同前表

國別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	311,000	四,七一一	111,700	五,106	99,900	1,124	47,700	四,五五	311,000	四,七一一
イギリス	57	七	191	四	2,600	二二八	3,300	二七	3,300	二七
獨逸	1,510	一八	7,900	一〇一	3,100	三六	11,800	一四〇	11,800	一四〇
フランス	3	—	311	三	3,100	三六	11,800	一四〇	11,800	一四〇
ベルギー及ルクセンブルグ	55	—	485	六〇	3,100	三六	11,800	一四〇	11,800	一四〇
イタリア	3	—	277	三	3,100	三六	11,800	一四〇	11,800	一四〇
スペイン	1,510	一八	7,900	一〇一	3,100	三六	11,800	一四〇	11,800	一四〇
ドイツ	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
ノルウェー	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
スウェーデン	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
アメリカ	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
カナダ	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
メキシコ	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
ブラジル	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
インド	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
中国	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
日本	11,300	八三九	11,300	一,五〇三	10,000	六五七	10,000	四三二	—	—
計	610	八四三	26,400	六〇,九三	110,100	1,306	94,500	八七九	—	—

東印度...農業

六〇五

第六節 カボック

一 概 要

カボックの原産地は南米であるが、東印度に於ても古くから栽培されて居た。土質を選ばない故に原住民の副業として至極好適し、生産高より見ても原住民カボックは其の大部分を占めてゐる。成長迅速なる喬木で落葉する。枝は稍水平に輪生する特性がある。カボックの木には品種多く、ジャワの普通種は三、四年にて結實し、一本の收穫量二乃至三カチ(Kat)に過ぎないが、スマラン州に於る一種(Gain種)の如きは六乃至七年にて結實し、其の收穫は一本にて二五カチに達する。カボックの繊維は光澤あり又強き耐久性の弾力を有し、軽く軟かく且容易に水

農園數・植付面積及生産高表

Table with columns for location (地方名), number of farms (農園數), planting area (植付面積), and yield (收穫果實). It lists data for Java (ジャワ) and other regions.

に濡れ難く浮揚力大(普通四〇倍)なる特性を有するが故に、敷物・救命器製造・座蒲團・クツシヨンの詰物用として用ひられる。但し棉花の如く強靱でなく、産額も左程多くないので紡績には適しない。種子は約二〇%の油を含み、油は棉實油に似て黄色を呈し、ジャワでは更紗染用に使われ、粕は肥料又は飼料となる。

二 農園・植付面積及生産高

エステート農業に於るカボックの栽培は主としてジャワに於て行はれ、其の中心地はスマラン、ベカロンガン、ボゴル、ジャカルタ、ケデリ、プスキ、スラカルタ、ブリタルの諸地方である。外領に於てはメナド地方より少量出るのである。

出所 日印輸出農産物産統計

合 九三九 九四〇 九三六 九三七 九三八 九三九 九四〇

(註) 一九三六年中三五三、〇九〇、一九三七年中一一、〇〇二、五五〇、一九三八年中四、九六二、八八〇は買上げたもの。

尙農園カボックの生産を全部精製カボックに換算せる場合のカボック及種子生産高は左の如くなる。

Table showing production statistics for refined and unrefined kabocha, including years and quantities.

三 原住民カボック

ジャワ原住民カボック業はジャワ就中パテイ、スマラン及マランの諸地方に於て最も盛であり、品質も優良である。生産高は不明であるが、過去三箇年に於るジャワの總輸出數量は左の如くである。

Table showing export statistics for unrefined kabocha seeds from Java, including years and quantities.

東印度...農業

カボック種子 一九三二 一六七四九 七二二三 外領一外領に於るカボック産地はアチエー、セレベス及バリ・ロムボクの諸州であるが、ジャワに比較する時は微々たるもので、外領よりの直接對外輸出高は左の如くである。

Table showing export statistics for kabocha seeds from various regions, including unrefined and refined seeds.

四 輸 出

カボック棉の輸出は主としてアメリカ、濠洲及新西蘭に仕向けられ、

種子は大分オランダに仕向けられた。カボック物産別の輸出数量は左の如くである。

年次	原住民生産品		總輸出高 %
	生産 %	輸出高 %	
一九三六	二五六一	二五八七	九一〇
一九三七	二四八七	二五八七	九一〇
一九三八	二五二五	二五八七	九一〇
一九三九	二五二五	二五八七	九一〇
一九四〇	二五二五	二五八七	九一〇

仕向國別カボック棉輸出高表

國別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額
オランダ	三三三三	八七六	二二九八	九三三	二二七〇	一四六一	一四六一	二二七〇	一四六一	一四六一
イギリス	四九	一二	一〇七	八	一〇七	八	一〇七	八	一〇七	八
ベルギー及ルクセンブルグ	四八八	一三五	一七	七	一七	七	一七	七	一七	七
伊太利	二	五	一	六	一	六	一	六	一	六
計	三九三二	一〇〇	二九八一	一〇〇	二九八一	一〇〇	二九八一	一〇〇	二九八一	一〇〇

年次	種子	榨滓
一九三七	一	三三三
一九三八	一	一六九
一九三九	一	一六九
一九四〇	一	一六九

次に仕向國別カボック物産輸出額は左の如くである。

(註一) 外領よりジャワへ移出されたものと看做し、ジャワの輸出数量より差引き外領の部に算入せる關係上直輸出数量と若干異なる。

(註二) 農園生産品は精製カボックに換算し、總輸出及原住民生産の数字は未精製のものを精製品に換算すること無く計算した。

(註三) 農園生産品の数字は精製カボックに換算せる全農園生産品中の種子含有數量で、從て種子油は原住民生産カボックの種子より生産せるものとす。

品別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額
カボック種子	二一七〇	六六〇	一四四五	六八〇	一四四五	六八〇	一四四五	六八〇	一四四五	六八〇
同種油	二一八一	四七六	三三三	四四八	三三三	四四八	三三三	四四八	三三三	四四八
同種榨滓	二二五九	四三七	一七八七	三三九	一七八七	三三九	一七八七	三三九	一七八七	三三九
計	二六四〇	一五七三	一九〇五	一五七一	一九〇五	一五七一	一九〇五	一五七一	一九〇五	一五七一

第一七節 カカオ

一 概要

カカオは高さ五米乃至一〇米の樹木で原産地は南米である。現在ジャワに栽培されて居るものはクリオ種(南米ベネツエラの原産クリオロ(Criollo)の變種)及フォステリオ(Forasterio Quinlanar)の二種で、兩者其果實は紅色を呈して居るが、前者の豆が白色なるに反し後者は暗紫色を帯びて居る。前記二種以外に若干の混合種がある。クリオロ種は品質良好であるが病害に侵され易い。ジャワのカカオは美麗な褐色を以

二 農園數・植付面積及生産高

ジャワに於て大部分を産し且つ原住民生産高は極めて僅少で、栽培地はジャワに於てはブリアンガン、外領に於ては西部スマトラのバヤクンボ附近のみに限られて居る。

歐人栽培の中心地はスマラン、ベカロンガン及スラカルタの諸地方であり、其の栽培状況は左の如くである。

東印度...農業

カカオ農園數・植付面積及生産高表

出所：同前表

年次	農園數		植付面積(陌)		生産高(担)	
	總數	生産中	總植付面積	生産中	總生産高	生産中
一九三六	三〇	一七	六三三〇	五〇四八	一、三三三、六四〇	一、一三三、七二二
一九三七	三二	三三	六〇八六	五三三九	一、六七六、七八四	一、四八七、〇〇〇
一九三八	三〇	二四	六、一七一	五、三三三	一、五七六、〇〇〇	一、四七六、〇〇〇
一九三九	三〇	一六	六、四三〇	五、四三三	一、七二八、〇〇〇	一、五七六、〇〇〇
一九四〇	三〇	一六	六、四三〇	五、四三三	一、七二八、〇〇〇	一、五七六、〇〇〇
外	一九三六	八	一、二七	一、〇一	三、五三〇	三、〇〇〇

仕向國別カカオ輸出高表

國別	一九三六		一九三七	
	數量	價額	數量	價額
オランダ	一、一三一	三、三五	一、〇四五	三、〇八
アメリカ	八四	一、七	—	—
計(其他共)	一、二九五	三、四六	一、一三一	三、〇八
總計	一、二九五	三、四六	一、一三一	三、〇八

仕向國別輸出高は左の如くである。

總計	一九三六		一九三七	
	數量	價額	數量	價額
一九三六	一、二九五	三、四六	一、一三一	三、〇八
一九三七	一、一三一	三、〇八	—	—
一九三八	—	—	—	—
一九三九	—	—	—	—
一九四〇	—	—	—	—

單位：數量—担 價額—千ギルダー
出所：同前表

第一八節 胡椒

一 概要

胡椒は印度及東印度を原産地とし高さ一五米位にまで伸びる蔓性の多年本にして餘り土質を選ばないが、火山灰質の土壌は適り適しない様である。東印度に於る主産地はスマトラ島のラムボン、パレムバン及アチ

エーの諸州、バンカ島及南東部ボルネオ州等である。胡椒の栽培は種木の方法を以て行はれ、三、四年にして結實し、七、八年頃最も多く産出する。東印度では普通雨期と乾期とに一回づつ結實し、年二回收穫することが出来る。果實は小さい球形のもので、房状を成して群生する。最初は綠色で次に赤色に變じ、最後に黒色に變ずる。市場の商品としての黒胡椒は、果實の成熟するを俟たず一部分赤くなつた頃を見計つて採集したもので、白胡椒は十分熟したものを選んで果皮

及種子の周圍にある肉皮を除いて精製したものである。即ち精製に少し多くの手が掛つたもので、物其物が黒胡椒と異るといふ譯ではない。白胡椒の市價は常に黒胡椒よりも高い。胡椒は、市價の變動甚だしき爲熱帯農産物中最も多く投機の対象となる。

二 歐人農園數・植付面積及生産高

胡椒の栽培は主として原住民及支那人によつて行はれ、歐人農園の産額は非常に少ない。

歐人胡椒園數・植付面積及生産高表

出所：同前表

地方別	農園數		植付面積(陌)		生産高(担)	
	總數	生産中	總植付面積	生産中	總生産高	生産中
バンテン	四	三	四三	二六	七、三三三	五、九〇〇
ジャカルタ	一	—	一、二六三	九〇八	六、〇〇〇	六、〇〇〇
ベカロンガン	二	—	—	—	—	—
スマラン	一三	—	一、二四一	—	九、二〇〇	—
パタヤ	三	—	—	—	—	—
スラカルタ	三	—	—	—	—	—
ケデウリ	一	—	—	—	—	—
マデワ	—	—	—	—	—	—
ジャワ	三〇	—	二、六五四	—	一、七七一〇	—
計	一、九三六	—	二、四三三	—	九、四〇二	—
ラムボン	三三	—	一、八八二	—	七、二五九	—
アチエ	二	—	一、一三	—	一、八二二	—
南東部ボルネオ	—	—	—	—	—	—

東印度...農業

外領計	一九三六		一九三七	
	數量	價額	數量	價額
一九三六	一、二九五	三、四六	一、一三一	三、〇八
一九三七	—	—	—	—
一九三八	—	—	—	—
一九三九	—	—	—	—
一九四〇	—	—	—	—

尙一九三九年度の生産状況は左の如くである。

州名	農園數		總植付面積		生産面積		生産高	
	總數	生産中	總植付面積	生産中	總生産高	生産中	單位：同前表	
アチエ	二	—	一、一三	—	一、七七一	—	—	
スマトラ東海岸	—	—	—	—	—	—	—	
バンクレン	—	—	—	—	—	—	—	
ラムボン	三三	—	一、八八二	—	七、二五九	—	—	
パレムバン	二	—	一、一三	—	一、八二二	—	—	
ジャムビ	—	—	—	—	—	—	—	
計	三三	—	一、九九五	—	九、〇八二	—	—	

外領州別原住民胡椒輸出可能數量表

單位：同前表

州名	黒胡椒		白胡椒	
	數量	價額	數量	價額
アチエ	—	—	—	—
スマトラ東海岸	—	—	—	—
バンクレン	—	—	—	—
ラムボン	三三	—	—	—
パレムバン	二	—	—	—
ジャムビ	—	—	—	—
計	三三	—	—	—

六二

パ ン カ
西部ボルネオ
南東部ボルネオ
計

七四〇	九〇八八	九八二八
六二	六六一	七三三
五三	一九三七	一九八九
四三二八	一一三四五	五四六六三
一一五五	一一〇四五	三三三九九

三 輸 出

東印度は世界輸出高の八割を占めて居り、過去五箇年に於ける種別及仕向國別輸出高は左の如くである。

單位：數量—噸 價額—千ギルダ

種 類
白胡椒
黒胡椒
計

一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一七、八九四	四、一六二	一五、五四五	三、五六二	一一、三三〇	二、六六一	一五、八四七	二、九七九	一七、七六六	七、七五二
六一、七四五	六、五三三	二〇、二一九	三、三八九	四四、一九九	五、八九〇	五五、八四七	六、七八四	一七、八九六	七、七五二
七九、六三九	一〇、七九五	三六、七四四	六、九五一	五五、五四九	八、五五一	七二、六九四	九、七六三	一七、八九六	七、七五二

仕向國別胡椒輸出高表

一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
三、四八八	五三六	一、九六六	四一五	二、三三四	四四三	一、七六九	二九三	一、七六六	七、七五二
三、五五八	五三〇	三、七七一	八三六	三、〇一九	五三七	四、三三三	六、五八	一、七六六	七、七五二
三、六〇二	五三〇	一、二七三	三三六	一、九二九	四〇一	一、七六九	一、〇	一、七六六	七、七五二
一、八四	一一〇	四、六	六	—	—	—	—	—	—
七、三二	一一〇	三、三〇	六四	三、三三	四九	九三	一、	—	—
八、六九	一一九	一、三〇〇	二七二	一、三三二	一一〇	三、三三三	三、三三三	—	—
八、二五	一〇三	二、九一	五九	一、三三	三〇	三、三三三	三、三三三	—	—
一、五八	一一	七、三	一五	五、四	一〇	二、八八	四〇	—	—
二、五五	五九	一、九五	五八	二、五三	五九	一、四七	二九	—	—
三、八四七	四、三九九	九、九六六	一九九二	三、三三四	四、九八二	二、六三三	三、三三三	—	—
一、三三	一四〇	三、三〇	七一	五、三三	八七	八、二七	一、三三	—	—
三、九四四	四、七	四、一九	六五	四、八〇	六〇	五、九四七	六、五八	—	—
六、七九	七六	七、四三	一一三	五、五〇	七三	五、〇一	六、三	—	—

シ ン ガ ポ ー ル	一、五七四	二、七六六	七、六三三	一、九七五	五、六八三	一、〇八一	一、三〇三	一、一七二
支 那	一、〇八	一一四	一一三	四九	三三	七	一九七	二九
日 本	九	二	五七	一一	五	—	一、一四	一、一四
新 西 蘭	三、七	六五	四八五	三、八	七五	三三	三、七三	三、七三
エ ン ヂ ー	五、九四	六五	四八五	三、八	七五	三三	三、七三	三、七三
南 ア フ リ カ 邦 計 (其他共)	七、九六三	一〇、六八五	三、六七四	六、九五一	五、五四九	八、五五一	七、〇八五	九、七六三

第一九節 キヤツサハ

一 概 要

タピオカ澱粉の原料たるキヤツサハ (Cassava) は、學名 Manihot utilissima と稱し、原産地はブラジルで現在荷同地の森林中に野生の儘発見される。東印度會社創立前既に此の作物はアジアに移植されてゐたが、これは最初アフリカの東海岸に齎され、次でマダガスカル、印度、東印度及支那の順に傳播したものである。オランダ人が輸入したものが臺灣邊りにも野生してゐるが、餘り良い塊莖が出来ない。多年木があるが、ジャワのキヤツサハは一年作として栽培される。キヤツサハには甘・辛の兩種がある。根塊はダリアの球根に類似し、長さ三〇乃至四五種で澱粉に富み、剥皮せる根は無水状態に換算して八八%強の澱粉化合物を含んで居る。

澱粉は根莖を粉碎洗滌して採る。原住民の食糧として重要な地位を占め、輸出向としては澱粉、フレーク(片)、パール(粒)等の形に製造される。併し球根の儘でも輸出される。主としてビスケット、織物用スターチ、キヤラメル、飴等の製造に用ひられる。又家畜の飼料又はアルコールの原料となるもの多く日本では飴、キヤラメル、スターチの原料として乾燥キヤツサハを輸入してゐた。キヤツサハの栽培は殆ど原住民又は

支那人によつて行はれ、タピオカ澱粉の製造は主として支那人によつて行はれる。近時歐人のタピオカに注目する者多く、之が栽培を開始する者續出して居た。

キヤツサハの栽培中心地であるスラカルタに於ては、根の賣却を政府に於て制限し、又食料品の缺乏を防ぐ爲に各地の人民に一定數量のキヤツサハ根を保存することを強制する様なこともあつた。原住民の栽培に就いて觀るに、ジャワに於ける中心地はスラカルタ、ヨクジャカルタ、ボジョネゴロ、マデウン、ボノロゴ、ブリタルの諸州及マツラ島で、東印度の總産額の大部分を占めて居た。原住民のキヤツサハの收穫面積・生産高及其の輸出可能量は左の如くである。

年 次	收穫面積 (千噸)	球根生産高 (千噸)	輸出可能量 (千噸)
一九三六	八七〇	七、四〇	約 八四九
一九三三	九三〇	七、六三	約 一、三八〇
一九三二	九三〇	七、六三	約 一、三八〇
一九三〇	九四〇	七、六三	約 一、三八〇

二 輸 出

産地を奥地に控へて居る關係上大部分スマランより輸出せられた。左

表は各種キヤツサバ物産の輸出数量を示すものである。

種類別キヤツサバ物産輸出高表

種類	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
タビオカ根(ガブレク)	一九六	一九六	一九六	一九六	一九六

仕向國別キヤツサバ物産輸出高表

國別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額
オランダ	1,211	79	1,137	45	5,919	215	1,193	77		
イギリス	5,097	1,764	3,702	3,913	8,618	3,379	5,713	1,913		
フランス	71	2	26	26	81	5	5			
ベルギー及ルクセンブルグ	9,479	334	3,110	626	7,604	1,334	5,811	1,411		
ドイツ	1,518	34	1,933	40	6,083	114	110	5		
アメリカ	1,011	111	1,783	100	10,871	4,297	17,305	6,187		
カナダ	1,115	61	1,151	18	1,101	15	1,111	10		
インド	1,113	14	6,362	195	6,833	314	6,871	178		
シンガポール	6,114	201	7,907	457	6,668	191	6,781	178		
支那	5,150	184	6,135	371	9,977	1,911	10,101	1,101		
日本	4,510	1,014	3,113	486	8,331	1,101	1,101	1,101		
暹羅	1,111	80	1,111	11	1,111	101	1,101	1,101		
計(其他共)	11,310	1,179	11,799	4,664	12,311	2,663	12,311	2,663		

第二〇節 コカ

コカ(古柯)は亞麻科に屬する灌木で、原産地はペルー及ボリビアである。ジャワに於ては一八七八年初めてポゴル植物園に移植されたものである。學名 *Erythroxylum coca, Lam.* と云ひ、純粹種は普通ペルーコカと云ふが、現在ジャワに専ら栽培されて居るものは其の變種たる *Ery-*

throxylum novogranatense で、之をジャワコカと云ふ。ジャワは世界に於るコカの最大産地で、世界コカ市場を左右する力を持つてゐる。栽培一年目にして葉を採集することが出来、其の後二〇年採取可能であるが、四、五年木が最もアルカロイドの含有量が多い。コカの葉よりは、之を乾燥して麻酔劑なるコカインの原料が造られる。ジャワ種のアルカロイド含有量は一・二一四・七%で、相場は規那と同じくユニットによる。

二 農園數・植付面積及生産高

コカ栽培の中心地は西部及東部ジャワで東部ジャワに於ては沿道に栽培するものが多い。

コカ園數・植付面積及生産高表

地方名	農園數		植付面積(陌)		コカ葉收獲高(冠)
	計	生産中	計	生産中	
西部ジャワ	3(1)	4	181	181	70,127
中部ジャワ	1(1)	5	8	8	1
東部ジャワ	3(3)	41	542	472	28,066
ジャワ	7(4)	50	731	661	98,193
外領	1(1)	2	2	2	335
總計	19,388	8,444	7,333	6,633	98,528
	19,337	9,433	7,542	6,777	100,979
	19,336	10,433	9,433	8,666	102,048
	19,335	10,433	10,433	9,711	112,747

尙一九三九年の生産状況は左の如くである。

東印度...農業

三 輸出

仕向國別輸出高は左の如くである。單位數—千冠 價額—千ギルター

國別	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
オランダ	2	8	65	1	78
イギリス	5	38	19	33	111
アメリカ	3	15	10	13	85
計(其他共)	10	53	194	47	279

第二節 硬質纖維

一 概 要

東印度に栽培されて居る硬質纖維はシサル、カンタラ、ロセル、マニラ麻等であるが、内最も重要なものはシサル及カンタラである。一九三八年に於る硬質纖維の栽培生産状況を見れば左の如くである。

硬質纖維園數・植付面積及生産高表 (一九三八年)

地方別	農園數		植付面積		生産面積		生産高	
	計	生産中	計	生産中	計	生産中	計	生産中
ジャワ	9	7	9,766	7,349	21,663	17,663	21,663	17,663
外領	2	2	4,114	2,659	6,957	4,957	6,957	4,957
計	11	9	13,880	10,008	28,620	22,620	28,620	22,620

六一五

カンタラー	10	6967	4935	4500
ジャワ	10	6967	4935	4500
マニラ	2	57	49	110
外領	2	57	49	110

以上の数字中にはスマトラ東海岸に於けるハーフェア社のマニラ麻園、

仕向國別硬質纖維輸出高表

國別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	14585	1583	7115	1311	15131	1340	1190	1190	1190	
イギリス	1338	163	1171	108	1171	108	1171	108	1171	108
獨逸	5016	407	4011	108	108	108	108	108	108	
フランス	82	104	44	44	44	44	44	44	44	
ベルギー及ルクセンブルグ	5338	570	4459	733	3008	308	2829	273	273	273
イタリア	111	15	544	93	93	93	93	93	93	
スペイン	843	76	1107	1	1	1	1	1	1	
ドイツ	2127	249	2107	378	1872	115	1014	100	100	100
ノルウェー	635	84	1118	196	571	69	3026	287	287	287
スウェーデン	1516	183	1365	110	1171	117	1171	117	1171	117
アメリカ	28685	3311	40284	6800	3111	4708	4508	119	119	119
カナダ	1134	314	933	161	564	5	1171	117	1171	117
日本	966	137	1682	161	1171	117	1171	117	1171	117
日領南洋	4569	412	5829	1015	6685	773	7978	839	839	839
新西蘭	1104	111	349	61	509	54	566	58	58	58
エチオピア	671	63	349	61	509	54	566	58	58	58
南アフリカ	7817	8910	131	110	9006	161	1016	13	10768	10768
計(其他共)	7817	8910	131	110	9006	161	1016	13	10768	10768

ジャワのケデリ州及スマトラ東海岸州の大シサル園の数字が含まれて居ない故に不完全のものである。農園の外原住民の栽培も行はれて居たが生産高は不明である。

單位數量一噸 價額一千ギルダ

第三節 肉荳蔻

一 概要

丁香、胡椒と等しくポルトガル人、オランダ人の最も早くより注目せる商品であるが、現在に於ては其の栽培は昔日の面影は無い。最近に於

仕向國別肉荳蔻輸出高表

國別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	700	196	619	310	804	306	494	161	161	161
フランス	500	113	344	106	496	159	50	50	50	50
ベルギー及ルクセンブルグ	74	18	36	11	88	26	61	16	16	16
イギリス	311	8	27	8	6	11	103	29	29	29
獨逸	793	173	924	268	808	114	103	355	355	355
アメリカ	115	16	23	11	100	11	101	7	7	7
カナダ	1916	344	1109	311	1516	200	1713	237	237	237
日本	1132	946	1111	1111	3972	1111	1111	1111	1111	1111
日領南洋	1132	946	1111	1111	3972	1111	1111	1111	1111	1111
新西蘭	1132	946	1111	1111	3972	1111	1111	1111	1111	1111
エチオピア	1132	946	1111	1111	3972	1111	1111	1111	1111	1111
南アフリカ	1132	946	1111	1111	3972	1111	1111	1111	1111	1111
計(其他共)	1132	946	1111	1111	3972	1111	1111	1111	1111	1111

單位數量一噸 價額一千ギルダ

てはジャワ、セレベス、メナド、スマトラ西海岸、タバタリ及アチエトの諸地方に産する。又セラム島、西部並に北部ニューギニアよりはバブアの肉荳蔻が輸出されて居た。

二 輸出

生産數量は確實なところは不明であるが、輸出高は左の如くである。

第三節 ガムビア

一 概要

一名ガンビル又は阿仙薬とも稱せられ外領のみに産する。タンニン材料として重要な地位を占め、主要産地はスマトラ東海岸、同西海岸、リオー及西部ボルネオの諸州である。

二 農園數・植付面積及生産高

東印度...農業

地方別	農園數		植付面積(陌)		生産高	
	計	生産中	計	生産中	計	生産中
オランダ	1935	8	1692	1577	299075	299075
フランス	1936	9	1693	1578	300000	300000
ベルギー及ルクセンブルグ	1937	10	1694	1579	301000	301000
イギリス						
獨逸						
アメリカ						
カナダ						
日本						
日領南洋						
新西蘭						
エチオピア						
南アフリカ						
計	617					

三 原住民カムビア

原住民生産高に歐人生産高を加へた東印度全生産高は次の如くである。

年次	歐人生産高	原住民生産高	全生産高
一九三六	三三三九	三三三三	六六七〇
一九三九	一〇	一〇	二〇
一九三八	一〇	一〇	二〇
一九三九	一〇	一〇	二〇
一九四〇	一〇	一〇	二〇

主要仕向國別輸出高表

國別	一九三六		一九三九		一九三八		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	三九七	七五	一〇三	五	七二	一四	三二〇	六〇	一四〇	一〇
イギリス	一三三	二九八	一三〇	三〇八	九〇五	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九
獨逸	五八	一四	一四	三	一一	二	一一	二	一一	二
フランス	四二	一〇	八三	一九	八二	二二	二九	七	三三	七
ベルギー及ルクセンブルグ	四一	九	九三	二二	一五	三	二九	七	三三	七
アメリカ	一、二二九	二六八	一、四四九	三三三	七五〇	一七九	一、一三三	四九九	七五一	一八六
ポルトガル	一、二二九	二六八	一、四四九	三三三	七五〇	一七九	一、一三三	四九九	七五一	一八六
スペイン	三六四	七九	一、五九五	三三三	一、四七六	三七六	一、一三三	四九九	七五一	一八六
シンガポール	一六五	四四	一三六	二八	一八四	五三	一七六	六九	一八六	一八六
バタビア	一六五	四四	一三六	二八	一八四	五三	一七六	六九	一八六	一八六
計	六七九	一五七	五九〇	一一五	四九五	一〇一	七四五	一八六	一八六	一八六

第二四節 苧麻

一 概要

苧麻は總て原住民により栽培せられ、而も陸稻・玉蜀黍及キヤツサバの間作として作られる故に、植付面積及生産高は不明である。生産高は相當數量に達するものと見られるが、領内の消費割合に多く、從て輸出數量は差程多くない。

二 輸出

仕向國別苧麻子輸出高表

國別	一九三六	一九三九	一九三八	一九三九	一九四〇
オランダ	一	一	二〇	九八	四四
イギリス	二〇	二九	一一〇	四〇	二二
獨逸	一	一	一	一	一
フランス	一	一	一	一	一
ベルギー及ルクセンブルグ	一	一	一	一	一
アメリカ	一	一	一	一	一
ポルトガル	一	一	一	一	一
スペイン	一	一	一	一	一
シンガポール	一	一	一	一	一
バタビア	一	一	一	一	一
計 (其他共)	四三六	六八三	六四〇	九六三	三八二

單位數量一担 價額一千ギルダー
出所 暹羅貿易年報

第二五節 芳香油植物

一 概要

東印度は芳香油植物に富み、其の主なるものはシトロネラ、カユプテ、カナナガ、パチヨリ、及レモングラス等であるが、シトロネラの栽培が最も盛である。

シトロネラは一名セレ草又は香水茅とも稱せられ、歐人・原住民共に栽培して居り、栽培地はジャワであるがスマトラ及セレベスの二島にも若干栽培されて居る。シトロネラ油(一名セレ油)は本草を乾燥して採られ、ガラニオール(一名セレ油)の含有多き程優良品とされ、取引は含有率八五%を標準として行はれる。

二 植付面積及生産高

歐人のシトロネラ栽培状況は左の如くである。

東印度...農業

四 輸出

仕向國別輸出高は左の如くである。

一九三六	三三三	二七六	六一八
一九三九	三三三	二七六	六一八
一九三八	三三三	二七六	六一八
一九三九	三三三	二七六	六一八
一九四〇	三三三	二七六	六一八

地方名

地方名	植付面積(陌)		生産中		農園生産		原住民よりの買上		計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
バンテン	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四	二八四
ジャカルタ	二〇六七	二〇六七	二〇六七	二〇六七	二〇六七	二〇六七	二〇六七	二〇六七	二〇六七	二〇六七
ボジョ	二〇七四	二〇七四	二〇七四	二〇七四	二〇七四	二〇七四	二〇七四	二〇七四	二〇七四	二〇七四
リアンガン	一〇三〇	一〇三〇	一〇三〇	一〇三〇	一〇三〇	一〇三〇	一〇三〇	一〇三〇	一〇三〇	一〇三〇
チレボ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ベカロンガン	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
スマタラ	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
パニマ	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
カラバ	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四
マデラ	八九七	八九七	八九七	八九七	八九七	八九七	八九七	八九七	八九七	八九七
マデラ	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三	四三三
計	一、五〇八	一、五〇八	一、五〇八	一、五〇八	一、五〇八	一、五〇八	一、五〇八	一、五〇八	一、五〇八	一、五〇八

シトロネラ植付面積及生産高表

出所 暹羅貿易年報

年次	ジャワ	スマトラ	東海岸	外領	計
一九三六	六九四一	六六六七	六九六一	二〇	一三九三六
一九三七	六四〇四	五七三三	六四六五	二〇	一三九三六
一九三八	六四〇四	五七三三	六四六五	二〇	一三九三六
計	一三九三六	一三九三六	一三九三六	一三九三六	一三九三六

三 原住民シトロネラ

外領に於る栽培・生産状況は不明であるが、ジャワに於ては西部ジャワに最も多く栽培せられ、セレ草は一部分輸入工場に賣却されたが他は原住民の工場に於て製油に使用された。
一九三八年に於る植付面積は左の如くである。

州名	工場数	油生産高	植付面積(陌)	生産面積(陌)	未生産面積(陌)
西部ジャワ	一	一六八八	一九九〇	一六二五	三六六五
中部ジャワ	一	一六八八	一九九〇	一六二五	三六六五
東部ジャワ	一	一六八八	一九九〇	一六二五	三六六五
計	三	五〇六四	五九七〇	四八七五	一〇九四五

四 パチヨリ

主としてスマトラの北端アチエ州に於て原住民により栽培せられ、大部分葉の儘輸出せられた。東印度よりの輸出状況を示せば左の如くである。

年次	パチヨリ葉輸出高(担)		内アチエ州より	
	ジャワ	外領	ジャワ	外領
一九三六	七九三	一四〇〇	一八八	一四〇〇
一九三七	七九三	一四〇〇	一八八	一四〇〇
一九三八	七九三	一四〇〇	一八八	一四〇〇
計	二二八〇	四二〇〇	五六四	四二〇〇

五 テレピン

ジャワより輸出されるパチヨリ油は主としてアチエ州産である。
舊蘭印政府はスマトラのアチエ州に松を植林し、松脂よりテレピン油の製造を行つて居たが良好なる成績を示して居た。
左表はアチエ州業績並外領全量よりの輸出高を示すものである。
アチエ州及外領テレピン輸出高表

年次	採集面積	生産高(担)		輸出高(担)	
		テレピン	松脂	外領	ジャワ
一九三六	六九四	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
一九三七	六九四	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
一九三八	六九四	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
計	二〇八二	三九、〇〇〇	三、〇〇〇	三九、〇〇〇	三九、〇〇〇

六 輸 出

シトロネラ油以外は数量金額共に僅少で左の如くである。
主要芳香油輸出数量表

品名	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
カナガ油	一	一	一	一	一
カユブテ油	一	一	一	一	一
パチヨリ油	一	一	一	一	一
ヴェチヴェル油	一	一	一	一	一

仕向國別シトロネラ油輸出高表

國 別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
オランダ	一四八	八一	一〇九	三三	一六二	一四七	一四八	一〇八	一〇八	
イギリス	一三九	一三三	一〇九	一一〇	一八二	一八五	一六八	一五三	一五三	
ドイツ	一六五	九三	一一〇	一三三	一六五	一六八	一五三	一五三	一五三	
フランス	一一一	一一二	七六	七六	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	
イタリア	一一一	一一二	七六	七六	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	
日本	一一一	一一二	七六	七六	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	
その他	一一一	一一二	七六	七六	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	
計	一三〇	一三三	一〇九	一一〇	一六二	一四七	一四八	一〇八	一〇八	

第二六節 玉蜀黍

一 概要

玉蜀黍は總て原住民により栽培せられ、元來主として原住民の食糧に充てられて居たものであるが近年大量輸出されるに至り、現在に於ては雜物産輸出の大宗となり、東部ジャワ方面に於ては邦人物産商にして之が買付に従事して居たものが相當あつた。主要産地は東部ジャワ、セレベス、バリ、ロムボク等である。

ジャワに於る收穫面積・推定生産高及輸出高は左の如くである。

ジャワ玉蜀黍收穫及輸出高表 出所：印度輸出農作物統計

仕向國別玉蜀黍輸出高表

國 別	一九三六		一九三七		年 次	收穫面積 千疇	推定生産高 千ギルダ	對外輸出高 千ギルダ
	數量	價額	數量	價額				
オランダ	3,670	905	6,018	1,351	一九三五	1,000	5,513	306
イギリス	5,535	1,591	2,821	85	一九三四	1,000	5,113	293
フランス	—	—	—	—	一九三三	1,000	5,113	293
大連・朝鮮・浦蘆	5,855	1,511	10,010	2,811	一九三二	1,000	5,113	293
日本	2,605	3,154	1,796	5,101	一九三一	1,000	5,113	293
比 律 賓	—	—	—	—	一九三〇	1,000	5,113	293
計 (其他共)	12,570	4,359	22,758	6,766	一九二九	1,000	5,113	293

一 概要

第二七節 落花生

ジャワに於る收穫面積・推定生産高及純輸出高は左の如くである。

ジャワ落花生生産及純輸出高表 出所：印度輸出農作物統計

年 次	收穫面積 千疇	推定生産高 高(脱皮) 千ギルダ	純輸出高 千ギルダ
一九三六	1,350	4,700	2,800
一九三五	1,350	4,700	2,800

仕向國別落花生輸出高表

國 別	一九三六		一九三七		年 次	收穫面積 千疇	推定生産高 千ギルダ	對外輸出高 千ギルダ
	數量	價額	數量	價額				
オランダ	1,256	1,371	875	87	一九三五	1,000	5,113	293
イギリス	1,001	3,141	2,895	239	一九三四	1,000	5,113	293
ペナン	1,191	96	1,173	97	一九三三	1,000	5,113	293
シンガポール	9,626	7,222	10,859	8,941	一九三二	1,000	5,113	293
日本	3,006	24	—	—	一九三一	1,000	5,113	293
日 本	101	1	103	9	一九三〇	1,000	5,113	293
新 西 蘭	871	775	935	84	一九二九	1,000	5,113	293
南 洋 洲	1,189	437	6,660	5,98	一九二八	1,000	5,113	293
計 (其他共)	14,117	1,977	25,701	11,011	一九二七	1,000	5,113	293

一 概要

第二八節 米

米が東印度住民大多數の常食物なるは他の東洋諸國と同様である。其がジャワの東部、小スンダ列島、セレベスの北部は米と玉蜀黍又はタピオカを主食物とし、モルツケン群島の住民はサゴを主食物としてゐる。

東印度：農業

年 次	收穫面積 千疇	推定生産高 千ギルダ	對外輸出高 千ギルダ
一九三五	11,088	1,981,100	626,676
一九三六	11,318	1,910,000	347,778
一九三七	11,089	1,936,900	1,001,271
一九三八	11,006	1,925,900	508,846

仕向國別輸出高は左の如くである。

仕向國別輸出高表 出所：印度貿易年報

國 別	一九三六		一九三九		年 次	收穫面積 千疇	推定生産高 千ギルダ	對外輸出高 千ギルダ
	數量	價額	數量	價額				
オランダ	11,318	3,991	11,006	816	一九三五	1,000	5,113	293
イギリス	1,264	381	—	—	一九三四	1,000	5,113	293
フランス	6,444	198	—	—	一九三三	1,000	5,113	293
大連・朝鮮・浦蘆	6,544	186	—	—	一九三二	1,000	5,113	293
日本	6,159	1,867	5,976	1,878	一九三一	1,000	5,113	293
比 律 賓	—	—	—	—	一九三〇	1,000	5,113	293
計 (其他共)	10,779	3,164	9,438	2,981	一九二九	1,000	5,113	293

總て原住民により栽培せられ、ジャワに於てはボジョネゴロ、マツラ、ケドリ、ジョクジャカルタ、チレボン、パテイ、スラカルタ及マランの諸地方を主産地とし、外領に於てはバリ・ロムボク、スマトラ東海岸及南東ボルネオに出來るのみである。

二 輸 出

仕向國別輸出高は左の如くである。

仕向國別輸出高表 出所：印度貿易年報

國 別	一九三六		一九三九		年 次	收穫面積 千疇	推定生産高 千ギルダ	對外輸出高 千ギルダ
	數量	價額	數量	價額				
オランダ	10,651	1,111	3,928	326	一九三五	1,000	5,113	293
イギリス	3,780	3,928	1,182	105	一九三四	1,000	5,113	293
ペナン	1,711	1,100	1,186	87	一九三三	1,000	5,113	293
シンガポール	10,742	1,031	8,905	6,691	一九三二	1,000	5,113	293
日本	—	—	—	—	一九三一	1,000	5,113	293
日 本	306	33	—	—	一九三〇	1,000	5,113	293
新 西 蘭	730	77	1,011	87	一九二九	1,000	5,113	293
南 洋 洲	1,265	175	2,708	255	一九二八	1,000	5,113	293
計 (其他共)	21,860	2,151	16,011	1,331	一九二七	1,000	5,113	293

然し米が原住民の主食物となつたのは比較的近世の事で、それ迄は玉蜀黍及タピオカが主食物の地位を占めてゐた。近世に至り原住民の購買力の増加、歐人農園に於て原住民労働者に米を供給する慣習、生活標準の自然的向上等により米の消費は年々増加し、現在は領内産米のみにては領内の需要を充すに足らぬ爲、年々多量の外米を輸入してゐる状態である。

部等である。ジャワの米田は主として水田である。

二 米作面積及收量

ジャワ米收穫面積及生産高表

年次	收穫面積		米生産高	
	千頃	千石	千石	千石
一九三五	三七八三	三三九二七〇		

仕出國別米輸入高表

國別	一九三六		一九三七	
	數量	價額	數量	價額
印度支那	一八二四三	七九三	五五五六	三六七
マラヤ	七八四	三九	五五三	三五
シンガポール	二四四六六	五六九七	七八〇八	五〇四
ペナン	三七四七	一三三	一八三四	一一九
泰國	一五八六四	八二〇	一八六三	一一三
印度	五八〇七一	二七二	五五七七	三三〇
計(其他共)	三三三二二	一四三三	一七九七三	一一二六

第二九節 棉花

ジャワ東部即ちスマラン、パテイ、マデウン並にスマトラ南部のバレムバンに栽培せられ、最近ニユーギニアに於る我が南洋興産合名會社試作圃も優秀の成績を示し、將來此の地に於る棉作は頗る有望視されて居る。東印度に於る生産額は不明であるが、各地よりの輸出高は左の如くである。

種付棉	一九三五	一九三六	一九三七	一九三九	一九四〇
ジャワ	一四五	一四七	一四六	一四九	一四〇
脱種子棉	二四五八	八六九	三三三	三三三	二八三
種子付棉	六一	六〇	三三	一三七	三三八

栽培面積は不明である。輸出されるものは主として林産物としてスマトラに於て採取され、西部ジャワ及ボルネオ、セレベスよりも少量産する。輸出數量は左の如くである。

種付棉	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
ジャワ	二五	六九	一七〇	七〇	
西部ボルネオ	六三	一七	三三	一〇	
スマトラ	五二	四三	六九	一〇	
セレベス	三八	二	五	一〇	
計	一七七	一三三	二四二	一三六	

第十一章 畜産業

總説—獸醫畜産行政—種類—畜産業—統計

第一節 總説

東印度に於る主要畜産業は農業であるが、家畜の飼育も亦原住民の厚生に重要な地位を占めてゐる。東印度に於る畜産業は他の諸國と趣を異にし、農業用又は挽用の爲に飼育することを主眼とし、肉用は第二次的のものに過ぎない。且つ酪農業と名のつくものは原住民の家畜飼育者間には殆ど存在しない。

家畜は原住民にとつて投資の一対照物として特殊の意義を有し、彼等は餘裕があれば直に之を家畜に向ける。家畜は彼等にとつては安全な財産であり、且つ必要に応じて何時でも現金に換へる事が出来るからである。東印度に於る主要家畜は馬・牛・豚・羊・山羊及水牛等であるが、馬は馬車用、牛は挽用及肉用、豚・羊・山羊等は肉用である。原住民は羊・山羊の肉は好んで之を食するが、回教徒であるが故に絶対に豚を食さない。

第二節 獸醫畜産行政

獸醫畜産關係の行政事務は、舊經濟部獸醫畜産局の管掌に屬する。從來本局は家畜の疫病を豫防制遏し、且つ其の改良發達を奨励する機關で、此の目的の爲に各地方毎に一人以上の歐人獸醫官を駐在せしめて居た。獸醫官の人数は各地方に於る畜産の發達状況により相異があり、其の配下にはジャワに於て養成された獸醫と助手とが居た。

獸醫教育機關としてはポエルに隣印獸醫學校 (Nederlandsch-Indische Veerartsenij kundige School) があり、疫病の豫防制遏機關としては獸醫

年次	一九三六		一九三七		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一	九三六	三六三	九三三	三八七	九三三	三八七	九三三	三八七
二	九三三	三八七	九三三	三八七	九三三	三八七	九三三	三八七
三	九三三	三八七	九三三	三八七	九三三	三八七	九三三	三八七
計	二七五八	一〇六三	二七五八	一〇六三	二七五八	一〇六三	二七五八	一〇六三

單位數量—噸 價額—千ギルダー
出所—同前表

第三〇節 デリス

種付棉	一九三六		一九三七		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
バラムバ	一七五	一八	一七五	一八	一七五	一八	一七五	一八
脱種子棉	一七五	一八	一七五	一八	一七五	一八	一七五	一八
種子付棉	一七五	一八	一七五	一八	一七五	一八	一七五	一八
計	一七五	一八	一七五	一八	一七五	一八	一七五	一八

研究所 (Veentsejnkundige Instituut)、種畜改良繁殖配給機關としては種馬貸與、犏牛收容所及種豚・種禽場が設けられて居た。

總ての傳染病に對する豫防制は政府に於て無料で實施して居り、血清はボゴルの獸醫研究所に於て製造配給して居た。最も猛烈且つ普遍的な傳染病は氣腫疽・敗血症・口蹄疫・鼻疽・假性皮疽・トリパノゾーマ症・ヒロプラズマ症及結核である。是等の疾病に對しては、地産牛及水牛は感染することが多いが、オランダ牛・濠洲牛及是等の雜種牛等は然らず、特に結核に對しては地産牛は全然感染することがないと言はれて居るが、オランダ牛・濠洲牛は甚だ罹り易い。故に外國から國內へ襲來する傳染病(主として牛疫・豚コレラ・黄疽・肋膜炎及結核)を豫防する爲、國外より豚の輸入、アジア、アフリカ、濠洲より反芻獸の輸入、アフリカ、アジア、濠洲より毛皮・角・乾肉を輸入、アジア、アフリカより生肉及飼料用乾草(藁)の輸入を禁止して居た。然し特別の場合には經濟部長官は輸入許可を與へた。

獸醫研究所—獸醫研究所は一九〇八年ボゴルに設立せられ、主なる仕事は左の血清と豫防液の規則的製造及東印度に流行する家畜病に關する諸問題の調査研究並に之が豫防法の研究である。

① 出血性敗血症の血清とワクチン ② 黄疽の血清とワクチン ③ 氣腫疽の血清とワクチン ④ 鶏痘のワクチン ⑤ 傳染性流産の血清とワクチン ⑥ 各種スタフィロコッカスのワクチン ⑦ 豚疫の血清とワクチン ⑧ 家禽コレラの血清とワクチン ⑨ ツベルクリン ⑩ マレインの製造

第三節 種類

1 馬
東印度の地産馬はポニーで身長は二・二乃至一・三〇米である。主として原住民の乗用(山地に於て)、挽用・荷馬として使用せられるが、一

般に乗用馬及挽馬は他より輸入された。スムバワ、スムバ、ピマ、スマトラのバタック地方及南セレベスの馬は比較的優良種に屬するが、政府はアラビア種との交配及サンデルウッド種純馬育成所(スムバワ)を設けし是が改良に努めた。

2 牛

地産牛たるジャワ牛、スマトラ牛、バリ牛及マゾラ牛等は何れもバンテン (Panteng Bos Sundaicus) の子孫で、ジャワ牛とスマトラ牛はヒンズー人の畜した牛との交配によつて出来たもので、優良なものはバリ島及マゾラ島に産する。マゾラ島の牛はジャワ牛とは多少異り一般に體格が小さい。又スマトラのアチエー及バダン高地にも良い地産牛を産する。政府は優良なるオンゴール、マイソール、ヒツサー種を印度より輸入して居たが、領内に於て増殖配給するの有利なるを認め、スムバワ及スムバワの兩地にオンゴール及ヒツサー種の純血種畜所を設け、原住民に有利な條件を以て種畜の育成を奨励せる結果、戦前に於ては其の數は政府の需要を滿して尙餘りある程度に達して居た。配給用の種畜は總て先づベカロンガン州のブンガラサン及スマトラ西海岸州のバダメングタスの收容所に收容し、三箇月間氣候に馴らした後ジャワ、スマトラの各地に配給せられ、マゾラ及濠洲種畜も亦同様の方法で配給せられた。

又政府は繁殖に適して居る牡牛の屠殺を禁止し、繁殖に不適當の牡牛の去勢を勵行し、且つ優良牛を保留する爲奨励金を下附する一方、地産牛が乳牛として適しない關係上、優良なるオランダ牛の普及繁殖に努め、之に大に努力して居たオランダ人經營のゼネラル・デ・ウエツト農場 (Boerderij General de Wat) を此の繁殖機關に指定し、政府は同農場の種牛を買上げ之を他の酪農場に拂下げて居た。乳牛としてはオランダ種の外濠洲牛も輸入されて居た。

3 水牛

水牛に關しては政府は何等奨励策を執つて居らず、寧ろ之が撲滅を期

待して居た様である。其の理由とするところは、(一)牛より仕事の行程が遅いこと (二)牛よりも疾病に罹り易いこと (三)水浴を必要とする不便があること (四)屠殺後食用として牛より價值が低いこと等である。

4 豚

豚は回教徒の多いジャワには左程普及されて居ないが、ヒンズー教の盛なバリ・ロムボク及ボルネオのダヤク地方、チモール島並に基督教の盛なメナド地方、バタック地方に於ては原住民により多數飼育されて居る。地産豚は印度支那種であるが、優良な獨逸種及ヨークシャー種との交配により豚種改良が行はれつゝある。

4 羊及山羊

之に關しては政府は積極的に奨励して居なかつたが、山羊は肉用及皮用として原住民に多數飼育せられて居る。近年政府は印度のエタワ種山羊の飼育を奨励し、スムバワには純粹のエタワ種山羊の飼育場が設けられ又ボコルには小家畜試験場が設置せられて居た。羊の飼育は山羊程に盛でない。尙民間では肉用山羊を輸入して繁殖を圖つて居た。

第四節 酪農業

政府は自ら之を奨励しないが、疫病又は牛乳の検査を嚴重に施行して居た外、優良犏牛をゼネラル・デ・ウエツト農場より買上げて、他の農場に拂下げる便宜を與へて居たのみである。

地方別大家畜頭數一覽表

地方名	有角家畜頭數		人口千人當り
	牛	水牛	
西部ジャワ	1011018	812753	427233
東印度……畜産業			
總計			6117

第五節 統計

次に畜産に關する諸統計を示せば左の如くである。

1 家畜頭數

出所 印度統計年報

頭數 人口千人當り 平方尺當り

六二七

東印度...		中部ジャワ		スラカルタ		東部ジャワ		ジャバ		外		總計	
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

2 乳牛頭數

種別酪農場乳牛頭數表 (一九四〇年)

出所同前表

地方名	種別	頭數	出所同前表
大東州	牝牛	九〇	...
...

3 市場出荷數

家畜市場出荷頭數表 (一九四〇年)

出所同前表

市場	種別	頭數	出所同前表
東印度
...

東印度...畜産業

胸部 瘰癧 傳染 性病 腫病

Table with 4 columns: 瘰癧, 傳染, 性病, 腫病. Rows show data for years 1936-1940.

六三二

6 輸移出入高

家畜及皮革輸移出入高表

出所日同前表

Table showing livestock and leather trade statistics for 1936-1940, including categories like 馬, 牛, 水牛, 豚.

輸移出入超過

Table showing trade surplus/deficit for 1936-1940, categorized by 海外より輸入 and 海外向輸出.

東印度總計

Table showing total trade statistics for East India, including 計, 海外より輸入, and 海外向輸出.

東印度...畜産業

諸外國向皮革輸移出入高表 (一九四〇年)

Table showing leather trade statistics for various foreign countries in 1940, including 牛, 水牛, 山羊, 其他.

仕向國別皮革輸移出入高表 (一九四〇年)

Table showing leather trade statistics by destination country in 1940, including 数量, 價額, and 單位.

六三三

第十二章 林業

總説—山林行政—林野面積—主要林産物—輸出人狀況

第一節 總説

東印度の林業は、舊蘭印政府の經營方針及其の發達の程度よりしてジャワと外領とに分けて觀る必要がある。營林事業として最も重きを爲すものはジャワのチーク事業であり、又雜木林の管理も水源の涵養、出水防止の爲嚴重なる管理の下に置かれ、今日に於てはジャワの山林は過去七十有餘年に於る秩序ある山林行政の運用により、外領のものより著しく整備せられて居る。

殊にチーク林は既に東印度會社時代より商業上の目的の爲に管理せられ、強制栽培制度實施中は原住民理事官は所定數量のチーク材を所定の場所に送付上納する義務を有し、伐採及運搬は賦役勞働規定により原住民に負擔せしめられて居た。然るに其の後本制度の廢止せらるゝや、伐採は請負人に請負はすこととなつたが、不規則なる濫伐が行はれ、而も再植等は毫も顧られなかつた爲、政府は一八九七年に林業法を制定し、總てのチーク材を調査測量して林區の設定を行ひ、其の開拓は専ら政府の直營事業に移すに至つた。然し乍ら、未だ完全なる林區の設定されな

い所謂暫定的假計畫の樹てられて居た區域の伐採事業は契約により民間の會社、個人をして行はしめて居た。伐採後の再植林は嚴重に勵行されて居たことは言を俟たない。
チークの主産地はスマラン、レムバン、マデウン、ケデリの各地方で、チエプーには大集材所が設けられて居た。
他方、雜木材の主要效用は、前記せる如く其の産出する木材に非ずして其の治水的效用であり、一八九〇年山林保護法が發せられて以來、政

府により嚴重に管理せられ、其の伐採は一部消費者が特許を得て之を行つて居たが、其の他は山林局の監督下に行はれ、ブリアンガン及プスキ地方が最も盛であつた。政府は雜木も亦チークと同様之を林區に分ち、規則的に伐採再植を行つて居た。
ジャワに産する主要木材はチーク、ラサマラ、桉類、栗類、Poespin, Manglid, Podocarpus 等である。

外領の森林は面積頗る廣大にして總面積の六九%を占め、殊にスマトラ及ボルネオの森林は殆ど無盡藏と云はれて居る。然し乍ら最近の調査によれば、河川に沿ふて繁茂して居る密林は一般に奥行なく、又奥地は原住民により荒されて居る所及處女林が第二次林となつて居る所も相當ある模様である。伐採業はスマトラ東海岸州、リオー州及南東部ボルネオ州が最も盛である。林相は純林は極めて尠く、概ね多種多様の樹木が混淆して雜然と繁茂して居り、稀に有用樹木の純林に近きものも見受けられる。
外領の林業は、官營事業に必要な木材及木炭採集用の山林を除き總て私人企業に委ねられて居た。

林業コンセッションは一區面積最高五千バウ、期間三十年で、一箇當り最小限十五セントの税と木材及其他の林産物産出價額の一%以上のロイヤリティを支拂ふことを要し、地方長官により下附せられた。又侯にして其の權限を有する者は地方長官の承認を経て侯自ら之を下附した。但し一年以内に事業を開始せざるときは撤回された。尙同一の方法で最高十萬陌を超えざる範圍に於て五箇年を限り森林踏査のライセンスが與られた。

スマトラ、ボルネオには Meranti, Karoewing, Kanfer, Balau, Merawan, Resak, Belangeran, Palim, Mebau, Poenak, Balau, Bakau, Tembeoe, Koelim, Petaling, Tempinir, Bengas, Darce-Daroe, Artoarpus 類等を産し、北部セレベス及附近の島嶼には黒檀、小スンダ列島には白檀を産し、木材以外の林産物たる藤は主としてスマトラ(集散地バレム官に任命され、駐劄地はフォートデコック、タルトン、メダン、クダラジャ、バレムバン、バンカルバナン(以上スマトラ)、ボンテアナ、バンジャルマシ(以上ボルネオ)、マカツサル、メナド(以上セレベス)、アムボン(モルツケン州)及シンガラジャ(小スンダ群島)であつた。

營林企畫部の任務は、森林より短時間内に且つ最小の費用を以て繼續的に直接間接の利益を獲得する方法を研究して、事業計畫を確立するにあつた。事業計畫は十年を一期とする繼續事業として樹立せられ、最初の十年間の成績に基き、次の十年間に對する補足計畫が樹てられることになつて居た。

林業試驗所は一九二八年ボゴルに設立せられ、森林管理上發生する學問的又は技術的諸問題を研究するを目的とせるもので、森林博物館・腊葉館・林業圖書館が附屬して居た。民間の要求ありたる時は木材及林産物の特別調査試験を行ふが、之に對しては一定の料金を徴收して居た。

第三節 林野面積

ジャワ並に外領の林野面積は左の如くである。

單位は百陌
出所は印度統計年報

ジャワ 林野面積表		チーク林面積		雜木林面積	
年次	總面積	總面積	對する百分率	總面積	對する百分率
一九二九	八、一八〇	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九二八	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九二七	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九二六	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九二五	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九二四	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九二三	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九二二	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九二一	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九二〇	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一九	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一八	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一七	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一六	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一五	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一四	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一三	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一二	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一一	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一〇	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇九	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇八	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇七	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇六	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇五	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇四	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇三	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇二	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇一	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇〇	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一九	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一八	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一七	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一六	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一五	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一四	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一三	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一二	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一一	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九一〇	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇九	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇八	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇七	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇六	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇五	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇四	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇三	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇二	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇一	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二
一九〇〇	八、一四五	一、〇九	一三・三	一、八〇六	二二・二

東印度...林業

東印度 林業

國別	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額
獨逸	二四八	八	二五五	三	一九五	一〇	三三	一〇
フランス	一〇三七	九三	一三六一	三三	一四〇	一一	七三	七
木材料及木工品	一三〇六	五三	三、五六一	一〇〇	六三七	六三	六三	三
内チ	一一五	九	一四一	三六	一〇九	一九	五	五
黒	九〇九	三四	一〇〇	一五〇	七〇	三六	五	五
ベルギー及ルクセンブルグ	一六八	一七	三三	三	九	一〇	三〇	三
伊太利	一一	一	三三	三	九	一〇	三〇	三
シンガポール	一一	一	三三	三	九	一〇	三〇	三
木材料及木工品	二、八二九	二、一三	二、九二九	二、五九〇	二、九三九	一、八七〇	三、〇四一	一、三六六
内チ	二〇八	一八	二七三	二、一四二	二、一〇五	一、四三三	二、〇六一	九四〇
新	七、七二七	二、六五	七、一〇三	三、三三	八、四三三	四、一五	九、一一〇	四、四
マラヤ	三、四七三	二七	二、一〇四	一七	三、一三一	一九	三、三三三	一七
木材料及木工品	九	一	一、一六〇	二七	三、八七	六〇	七、〇一〇	七
香港	九	一	一、一〇一	五	三、七四	二〇	三、七五九	三
内チ	一	一	一、一〇一	五	三、七四	二〇	三、七五九	三
支那	一	一	一、一〇一	五	三、七四	二〇	三、七五九	三
木材料及木工品	一四	三	八、八五六	三七	二、九七三	二六	二、九七三	一九
内チ	六三	一	一	一	一	一	一	一
日本	一四	三	八、八五六	三七	二、九七三	二六	二、九七三	一九
木材料及木工品	八、四〇四	六四	七、二九二	四六	七、三六〇	五〇	五、三九七	三八七
内チ	七、七二〇	四三	六、八七三	二九	七、〇四三	四〇	五、三三〇	三六
黒	六、八五九	二二	三、一〇〇	一五	一、二二	八	六、一八	三〇
南アフリカ聯邦	一、〇一五	七	一、〇一一	七	二、三三四	一九	二、三三四	二七
木材料及木工品	五、六三	五	五、三三〇	四	八、一一〇	四九	二、二七	二
計(其他共)	一、〇一五	七	五、三三〇	四	八、一一〇	四九	二、二七	二

六三八

仕向國別藤及藤ステッキ輸出高表

單位：數量十噸 價額一千ギルダ

國別	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額
木材料及木工品	五、九二〇	四〇〇七	三、七〇一	五、三九	四、〇九八	七、七〇	四、一八七	三、五四三
内チ	一〇、九三三	九八	一、八七三	一、八〇	一、三二一	一、三五七	一〇、九四三	一、一〇四
黒	二、八八八	三、三四	三、〇〇	二、六八	二、九四五	二、一七六	二、七六九	一、六五〇
新	八、一九三	七、一一	六、三五五	三、二二	二、二二九	一、二七	一、三六六	七
計(其他共)	七、七二九	三、二五	七、〇一	三、一	八、四一四	四、一五	九、一一〇	四、一五

單位：數量十噸 價額一千ギルダ

仕向國別樹脂類輸出高表

國別	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額
オランダ	一一三〇	一、一五	四、二四	二、八三	二、三五六	一、六四	二、四〇八	一、四三
イギリス	一、七〇	八七	一、九八	一〇四	一、七六	八九	二、四六	一一七
インド	五、四七	三〇〇	八、三九九	五、一三	四、七四〇	三七六	四、四七四	二、三五
オーストラリア	一一七	八一	一、一六	八三	八、五四	五	六、七六	四〇
シンガポール	二、七九七	一七一	三、〇一	二二七	一、七二七	一七	二、七四二	一九〇
香港	一、四九三	二〇	一、四七	四	五、五八	四九	二、七四二	三三
支那	九、八七六	八九三	一、四七	九六	一、〇七	八	九、二六〇	五六八
日本	四、八七	五〇	七、〇一	三、八八	一、七二七	一七	六、四七四	三七七
日	一、二八四	六三	一、八九五	一、五	一、九七三	一、一	一、〇一〇	二
濠洲	四、八七	三三	二、五九	一九	一、三三	一	三、一八	二六
計(其他共)	七、三〇	三七	七、七	五	六、七	三九	六、一五	九五

六三九

れ、同年九月一日より施行された。之によるに、沿岸漁業とは東印度の領海内に於る漁業を指し、之を更に普通の沿岸漁業と小規模沿岸漁業とに分ち、小規模沿岸漁業と云ふのは、自家用を目的とし且つ漁獲にも輸送にも機械的動力付の船舶を用ひないものを云ひ、漁船は特別の場合總督が他の船舶の使用を許可したる場合を除き、必ずオランダ又は東印度に船籍を有する船舶でなければならぬ。又沿岸漁業に従事する資格と許可に就て観るに、オランダ臣民は原則として自由に沿岸漁業に従事する資格を有して居り、外國人及東印度又はオランダに設立されて居ない株式会社、合名又は合資会社、組合、船舶會社は、沿岸漁業の場合には經濟部長官の交付する許可證、小規模沿岸漁業に於ては地方長官又は其の名に於て交付された許可證によつて許容された場合にのみ、之を營むことが出来た。但しオランダ臣民に非ざるもオランダ臣民又は許可證所有者に使用されて漁撈に従事する者は許可證を必要としない。經濟部長官の下附した許可證は、其の同意を得て他人に譲渡することが出来たが、(一)所有者にして之を要求せる場合 (二)經濟部長官に於て許可證下附後六箇月以内に事業を眞面目に開始せずと判断せる場合 (三)經濟部長官に於て許可證に記載されたる條件の一又は夫以上が全く又は十分に履行されざるか又はされざるものと判断したる場合 (四)事業の全部又は一部分が中止され經濟部長官の定むる期間内に再開を見ざる場合には許可證は撤回されてゐた。

漁區は禁止區域と非禁止區域とに分れて居り、禁止區域は戰前迄スマトラの北端にあるウェー島近海、スンダ海峽、カリムンジャワ群島、スラバヤを中心とするマヅラ島一帯の海面、スラバヤの北部パウエアン島近海及チラチャツプ港を中心とする海岸一帯の地で、一般に海軍の管理下にある海面は禁止區域となつて居た。然し乍ら、是等禁止區域に於ても、事情如何により海軍部長官は漁獲の特許を與へることが出来た。非禁止區域に於ては、許可を得れば一般に漁獲が出来たが、眞珠貝、海綿及海鼠に關しては特別規定があり、それに基づいて許可を受けねばならぬ。

府に於ても邦人漁船の監視取締を嚴重にし、違反船を發見せる時は容赦なく處罰して居た。

一九三五年一月一日當時の東印度に於る邦人漁業者数はスマトラ五〇名(バダン及サバン等)、ジャワ二二名(ジャカルタ)、セレベスのマカツサル三〇名、同メナド地方五十六名で總計三三〇乃至三四〇名居り、是等の者は何れも東印度に本據を置いて居た。但し組織的に漁業を經營して居るものはジャカルタの大昌漁業公司、メナドの日蘭漁業會社のみで、前者は近年三五萬ギルダー乃至四〇萬ギルダーを水揚して居た。尙邦人漁船の漁獲物に對しては輸入税が課せられる筈であるが、特に登録制度を設け、登録漁船の漁獲物に對しては免税の便宜を與へて居た。然し乍ら其の後新に登録することは許さない方針であり、従て當時以上に船を増すことは不可能であつた。

第五節 主要漁場

東印度に於る主要漁業地はジャワの北部沿岸、スマトラ東海岸のバガシニアビ(Bagan Si Api Api)、セレベスのメナド及マカツサルを中心とする海面及其の近海一帯の地である。

ジャワの北部に於ては、水産組合員に低利營業資金の貸付を行つて居り、漁業はジャカルタ及スラバヤを中心として行はれ、漁獲物の主なるものはカカツフ、エコールクーニン、蝦等である。

日本人漁業を除き、ジャワ近海は勿論のこと東印度の漁業は殆ど原住民、支那人によつて行はれ、其の漁獲には手繰・曳網・流網・延繩・魚籠・魚棚(土名セーロー)等種々な魚具が使用されて居た。スラバヤ及ジャカルタ附近ではサバヒー(土名イカン・バンデン)の養殖が盛んで、鹽水養魚池の面積約六九、三〇〇陌に達して居た。然し乍ら臺灣のものと異り周年養殖が出来るが方法は無施肥の極めて粗放的のもので、養魚地の大部分はスラバヤ附近にあつた。

舊蘭印政府は漁業に於ても亦原住民の利益の保護に非常に重きを置いて居た故に、種々の條件が附されることがある。其の制度及習慣によつて原住民に與へられて居た漁業權は、如何なる場合に於ても之を侵害し又は賣却・讓渡することは許されない。漁業許可所有者は許可證中に記載されたる一種又は夫以上の海産物の漁獲のみを營む權利を有し、記載されたるもの以外のものを漁獲する權利を持つて居ない。

尙外國漁船の領海内漁業は絶対に禁止(特許を得たるものを除く)されて居り領海内に立入ることさへ禁止されて居た。之に違反したる場合には最高三箇月以下の禁錮又は五百ギルダー以下の罰金を科せられ、更に所有者の何人たるを問はず、船體漁具漁獲物を沒收することになつて居た。

第四節 邦人漁業

邦人漁夫が初めてジャカルタに現れたのは、一九二五年のことであるが、是等は總てシンガポールより渡來せる鮭網業者である。一九二六年ジャカルタに初めて市營魚市場が設けらるゝや、益々活潑なる活動が開始せられ、一九三〇年の頃には鮭網八組、動力付漁船一六隻、無動力漁船三二隻、従業員四五〇名を算し、水揚高五二萬ギルダーに達し、ジャカルタに於る總水揚高の四分一を占むるに至つた。

斯くして東印度に於る邦人漁業の有望なることが宣傳されるに従ひ、スマトラのサバン、バダン、セレベスのメナド及其の附近並にマカツサル等に沖繩漁夫渡來し夫々活動を開始するに至り、又ニューギニア沿岸及アルー島近海に於て眞珠貝・高瀬貝・夜光貝等の採取に出漁する者増加するに至つた。然るに是等漁夫間には舊蘭印の法規に通ぜざる爲禁止區域に於て漁獲に従事する者現れ、面白からざる事件を惹起する者があつたが、將來の發展の爲斯る行爲は大いに慎しむべきであり、舊蘭印政

ジャワ近海は南部は深海であるがセレベス以西の海は一五〇米以内の淺海で、底魚漁場として注目されて居た。舊蘭印政府は夙に之に着目し之を奨励したが悉く失敗に終つて仕舞つた。然し乍ら原住民手繰網及臺灣總督府水産試験船照南丸の四、五回の底網試験に徴するに、機船底曳網を以てすれば相當有望な漁場と認められる。

バガシニアビはスマトラ東海岸州のマラツカ海峽に面する小都邑であるが、東印度第一の漁業地として知られ、人口一萬五千に過ぎないが、其の今日ある所以は實に漁業及水産加工業の存在する爲で、従業員は殆ど全部支那人である。主として鹽辛・乾鹽魚を造つて居る。

セレベス近海の漁業は、鯷漁業を以て知られ、將來最も有望視されて居る。最近原住民漁船は六〇隻に達するが、何分帆船であるが故に水揚高は附近の市場に鰯魚として供給する程度に過ぎない。ケマと云ふ町の北方よりレーベン海峽のピントン村に至る間に邦人鯷漁業者が居り、何れも動力船を使用し純日本式經營法ではあるが、漁獲物を節に製造して居たのは日蘭漁業株式會社だけである。

ニューギニアの南にあるアルー島及セレベスの東南端にあるプトン島には眞珠が養殖されてゐるが、アルー島に於て漁業權を得て居るものは濠洲系の會社を主とし、プトン島に仕事をして居るのは日本の三菱系の會社である。前者は眞珠貝を採取するを目的とし、後者は眞珠を得るを目的として居る。モルツケン群島及小スンダ列島附近には別に夜光貝・高瀬貝・螺貝及寒天草(アガル・アガル)等も多量に産し、マカツサルは是等貝類及海藻の一大市場である。

第六節 輸出入狀況

東印度は南洋に於る水産物輸入國の筆頭で、一九三六年乃至一九三九年の輸入高は左の如くである。

仕出別乾魚雜詰其他魚類輸入高表

Table showing fish and seafood import data for various countries (Japan, India, etc.) from 1936 to 1940. Columns include country, quantity, price, and total value.

仕向國別貝殼輸出高表

Table showing shell export data for various countries (Japan, India, etc.) from 1936 to 1940. Columns include country, quantity, price, and total value.

第十四章 鑛業

總説—鑛業政策—鑛業行政—鑛業法規—特定鑛物保留地域及對私、人鑛業封鎖地域—石油企業可能性—投資額—石油—錫—石炭—其他の主要鑛産物

第一節 總説

鑛業は農業に亞ぐ東印度の重要産業で、埋藏鑛物の主なるものは石油、錫・石炭・金・銀・マンガン・沃度・鐵・銅・ニツケル・ボーキサイト・アスファルト・ダイヤモンド・硫黄・鉛・亜鉛・クロム・水銀・モリブデン・アンチモニー・蒼鉛・タンクステン等があり、其の分布状態は左の如くである。

Table listing mineral resources by region (e.g., Sumatra, Java, Borneo, etc.) and their types (oil, coal, tin, etc.).

東印度...鑛業

單位—數量—噸 價額—千ギルダ— 出所—蘭印貿易年報

單位—數量—噸 價額—千ギルダ— 出所—蘭印貿易年報

第二節 鑛業政策

Text discussing mining policy, including government control, resource distribution, and the impact of international relations on the industry.

年には鑛業法の一部を改訂し、特に石油・石炭・褐炭・アスファルト及可燃性ガスの採掘権は、政府以外の私人又は會社には新たに許可せざる方針を採るに至つた。政府が此の舉に出でた理由は種々あるが、大體に於て左の二點にある。

- (1) 一九一〇年頃より政府は鑛業の有利なるに着目し、オランダ議會も亦石油會社及金鑛會社が非常なる利益を擧げつゝある事實を指摘して、政府の考慮を促したることにより、政府も官營又は共同經營の方法により財政を鞏固にする財源に資せんとするに至つたこと
- (2) 鑛業は國家的特殊事業なれば、オランダ以外の外國資本を餘り多く混入参加せしむることは、國際關係上將來或は好ましからざる影響あるべきことを虞れたること

即ち政府は財政上及政治上の見地よりして、一九一三年頃より從來の自由許可主義を改め容易に新たな採掘権を許可せず、可燃性鑛物は勿論のこと、金・銀・鐵等重要鑛物を埋藏すると思はるゝ地帯は、容赦なく勅令を發して政府自ら探査を終るまで保留するに至り、戦前に於ては鑛物資源は殆ど全部保留されて居た。

從て民間殊に外國人の鑛業的進出、殊に最も有望なる石油業への進出は爾後全く不可能視さるゝに至つたが、之は絶対的のものに非ずして、外交並内政上の各種事情に左右せらるゝことは云ふまでも無い。戦前、東印度に石油業を經營して居た會社は、パターソン石油會社、ネーデルランセ・コロニアル石油會社及蘭印石油會社の三社以外に見るべきものなく、政府としては上記三社以外の會社には新たにコンセツションを與へざる方針で、換言すればオランダ・英國及米國以外の外資の進出は極力之を阻止する方針を採つて居た。

第三節 鑛業行政

鑛業行政は土木交通部の外局たる鑛山局之を掌り、本局は次の事務を

管掌した。

- (1) 東印度の地質・地殻構造の調査
- (2) 採鑛學上の調査研究
- (3) 鑛物化學及冶金學的研究
- (4) 産業及學術上有益なる地質學・鑛物學・冶金學及鑛業に關する調査の結果の發表
- (5) 採鑛場及之に附屬する總ての設備の安全維持上及會計上の監督並に關係法規の遵守の勵行
- (6) 官營錫及石炭鑛業の指揮監督

第四節 鑛業法規

鑛業法第一條第一項は鑛物をA・Bの二種に分ち、土地所有者と雖も之を自由に採掘することを許さない。

A種鑛物 寶石・黒鉛・白金・オスミウム・イリジウム・金・銀・水銀・蒼鉛・モリブデン・ウオルフラム・鉛・亞鉛・カドミウム・ニツケル・コバルト・クロム・鐵・マンガン・アンチモニー・砒石・ストロンチウム(以上の鑛物は、粗たると純たるとを問はず)、同一鑛床にあるの故を以て前記鑛物と同時に採掘さるゝ他の鑛物、硫黄を含有する鑛物、明礬・硫酸製造に使用さるべき鑛物、硝子製造に使用さるゝ鑛物、肥料製造に使用さるゝ燐酸鑛物、岩鹽及岩鹽と同一鑛層にあるもの。

B種鑛物 無煙炭・其他の石炭・褐炭・石油・瀝青・土蠟・其他の瀝青物體(固體液體共)及可燃性ガス・沃度及同化合物。

A種鑛物を發見せる時は、該鑛物が自然の状態に在り、且つ採掘が技術上可能なる場合、他に差支無き限り當然採掘権を與へられるが、B種鑛物を發見しても直に採掘権は與へられない。本種鑛物は、政府に於て保留して居た關係上、政府との契約により委託採掘の名の下に初めて之を採掘することが出来るのみで、本契約は其の都度法律(オランダ議會)

の許可を要した。即ち舊蘭印政府としては、可燃性鑛物の自由採掘権を新に下附しない方針を採つて居たのである。

一 探鑛及採鑛資格

鑛業法第四條に左の如く規定されてゐる。即ち(一)、オランダ人、(二)オランダ又は東印度住民、オランダ又は東印度に設立されて居る會社で、會社に就ては、管理者又は取締役が一名又は二名の時は其の全部が、又二名以上の場合には其の多數がオランダ人又は東印度住民たることを要し、且つオランダ又は東印度商法により設立されたものなることを要した。

二 試掘権

試掘の許可は如何なる鑛物に對しても與へられ、其の申請及許可の要項は左の如くである。

- 一 申請書には、鑛務局長の定めたる書式に則り五〇ギルダの印紙を貼用することを要す。
- 二 申請書には、申請者に於て檢印せる印紙を貼用せざる其の寫及申請區域の正確詳細なる地圖一葉を添附することを要す。
- 三 許可申請面積は、一件に付一〇、〇〇〇陌を越ゆることを得ず。(但し境界設定の關係上餘儀なき時は超過を認めらる)
- 四 試掘は鑛務局長之を許可し、期間を三箇年とし、一箇年づゝ二回延期さる(延期の申請は満期前三箇月前に之を爲すことを要す)。
- 五 試掘は一年以内に開始することを要す。
- 六 鑛區税は、試掘面積一陌に付二・五セント。
- 七 鑛産税は總價額五、〇〇〇ギルダまでは無税、夫以上に對し年四分。
- 八 申請書は、所轄 することゝを要す。

三 鑛業權

東印度... 鑛業

鑛業許可書中に明記された地域に對し總督により與へられ、其の申請及許可の要項は左の如くである。

- 一 申請書には左の事項を記入することを要する。
 - (一) 申請者の姓名・住所・職業・年齢
 - (二) 探掘すべき鑛物の名稱
 - (三) 申請人の選擇せる住所
 - (四) 目的鑛物發見の位置、申請區域及既存コンセツションとの境界
 - (五) 試掘許可所有者として發見せる時は、試掘許可書の日附及番號既に他の鑛物に對する採掘権を獲得し居る時は、該採掘権下附の日附及番號
 - (六) 出願區域内に於る原住民開拓地の有無。若し存在する場合には該開拓地所有者の同意なくして採掘することを得ざる區域との境界
 - (七) コンセツションに附すべき名稱
 - (八) コンセツションの下附を希望する年限(註 七十五年を越ゆることを得ず)
- 二 申請書には左の書類を添附することを要する。
 - (一) 該鑛物が技術上採掘可能なることを立證する書類
 - (二) 縮尺二萬五千分の一以下ならざる申請區域の平面圖三葉。但し本圖は、宣誓せる測量師又は鑛務局長の適當と認めたる測量師の測量せるものにして
 - イ 申請區域の境界
 - ロ 相互間の距離五〇〇米以下ならざる標識設定に適應する地點
 - ハ 鑛物發見の地點
 - ニ 申請區域内に原住民開拓地の存在する場合、其の位置及該原住民開拓者の同意あるに非ざれば採掘することを得ざる區域の境界
 - ホ 方位決定の用を爲す地表上の人工的又は自然的固定點

- 一 子午線
- 二 等を詳細明記せるものに限る。
- 三 一畝の面積一、〇〇〇陌。
- 四 印紙税二百ギルダー。
- 五 従業者の四分の三はオランダ住民たることを要す。但し特定の場合には本規定の適用は總督により免除される。
- 六 鑛區税一陌當り年二五セント(前納)。
- 七 鑛産税總賣上高に對し年四分。

第五節 特定鑛物保留地域及對私人鑛業封鎖地域

一 特定鑛物に對する保留地

- 1 鑛業法第一條第一項B所掲の總ての鑛物に對する保留地帯
- (一) 一九二一年二月二日附政府の決定第一九號を以て指定せられたるもの
 - イ アチエー州の一部
 - ロ スマトラ東海岸州
 - ハ タバヌリ州の一部
 - ニ スマトラ西海岸州の一部(ルブクコタ分州及シジョンジョン分州の一部)
 - ホ リオー州の一部(インドラギリ分州及カリムン副分州)
 - ヘ ジャムビ州及スマトラ西海岸州の一部(コリンチバイナン分州のコリンチインドラブラ副分州)
 - ト バレムバン州の一部
 - チ スマトラ西海岸のイムビリ、炭田の名の下に知られて居る地域

- リ 南東部ボルネオ州の一部(サマリタ分州のベラウ、西部クテイ、東部クテイ及バクバパンの各副分州並にプーリンガン分州のプーリンガン副分州の一部及チドリ地方)
- ヌ 東部ボルネオ州の一部(ボニ分州並にマカツサル、バレバレ兩分州の一部)
- ル 舊蘭領ニエーギニアの一部(一九二二年東經一三五度北東の地方は解除せらる)
- ヲ 西部ジャワ省ボゴル州内のスカブミ平原の名の下に知られて居る地域
- (二) 一九二二年一〇月二三日附政府の決定第二六號を以て指定せられたるもの
 - セ レベス州及メナド州に跨る地域(東セレベス分州及メナド州ボソ分州のルトウオク、パンガイ及コロノダレの各副分州)
 - 一 一九二七年一月一七日附政府の決定第三號を以て指定せられたるもの
- (三) モルツケン州セラム島北東海岸にある一地域
- (四) 一九二九年六月二一日附政府の決定第一號を以て指定せられたるもの
 - 西 部ジャワ省のパンテン、ジャカルタ、ボゴル、クラワン、チレボン、インドラマユ、中部ジャワ省のペカロンガン、テガル、スマラン、クダス、レムバン、プロラ、北パニユマス、南パニユマス、ケヅ、東部ジャワ省のストラバヤ、モジョケルト、グリセー、ボジョネゴロ、マデウン、ケデリ、バスマラン、西部マヅラ、東部マヅラの諸地域及屬島(何れも領海を含む)
- (五) 一九三〇年一月九日附政府の決定第二九號を以て指定せられたるもの
 - イ ラムボン州の一部(テロクベトン分州のコタプミ、メンガラ及スカダナの各副分州)

- ロ バレムバン州の一部(オーガンコメリン分州のオーガン・ウールー・コメリン、ウールーの二副分州)
- ハ モルツケン州セラム島の一部(東セラム、セラムラウト及ゴラムの各副分州の管轄に屬する地域中セラム島にある部分)
- (六) 一九三一年六月七日附政府の決定第三號を以て指定せられたるもの
 - イ モルツケン州の一部
 - ロ 南東部ボルネオ州の一部
- (七) 一九三二年五月四日附政府の決定第一二號を以て指定せられたるもの
 - イ 南東部ボルネオ州の一部
 - ロ バレムバン州の一部
- (八) 一九三七年六月一六日附政府の決定第三二號を以て指定せられたるもの
 - 西部ジャワ省プリアンガン州内の一地域
- (九) 一九三九年七月三日附政府の決定第一八號を以て指定せられたるもの
 - イ メナド州の一地域
 - ロ チモール、セマウ及カムパンの諸島
 - ハ ベンクレン及スマトラ西海岸地帯
 - ニ アチエー州の一部
- 2 金・銀・マンガン・アンチモン・鉛・亜鉛及銅に對する保留地帯
- 一九二一年二月二日附政府の決定第一號を以て指定せられたるもの
 - イ ベンクレン州内タムバンサワリなる名稱の下に知られて居る地域
 - ロ ベンクレン及バレムパンの兩州に跨りレボン・パンダンなる名稱の下に知られて居る地域

- ハ バレムバン州内ラワイエなる名稱の下に知られて居る地域
- ニ セレベス州内ササク地域なる名稱の下に知られて居る一地域
- 3 鐵・ニッケル・コバルト・クロム及マンガンに對する保留地帯
- (一) 一九二一年二月二日附政府の決定第一號を以て指定せられたるもの
 - バレムバン州内ラワスⅡなる名稱の下に知られて居る地域
- (二) 一九二二年一〇月二三日附政府の決定第二六號を以て指定せられたるもの
 - イ セレベス及メナド兩州の一部(セレベス州のプトン、ライウオイ及ルーウの各分郡の一部並にメナド州ボソ分州コロノダレ副分州の一部)
 - ロ 南東部ボルネオ州のモレツセス群島に屬するダナワン島及ベンジャルマシン分州プトラウト、タナプム副分州内の一部)
- (三) 一九三九年七月二〇日附政府の決定第二三號を以て指定せられたるもの
 - イ セレベス島南東部の一地域(セレベス州)
 - ロ バダマン群島(セレベス州)
 - ハ カベナ、ダマデワ・ブサル及ダマラワ・ケチル(セレベス州)
 - ニ プトン島(セレベス州)の二地域
 - ホ ウオーニ及パフアル島(セレベス州)
 - ヘ セレベス島中部の一地域(メナド州)
 - ト マノウイ島(メナド州)
 - チ ハルマヘーラ島及其の附近島嶼
 - リ オビ及マヨル島(モルツケン州)
 - ヌ ワイゲオ島(モルツケン州)
 - ル チモール島
- 4 錫及ウオルフラムに對する保留地帯
- ロ ボルネオ南東部の一地域

一九二一年二月二日附政府の決定第一a號を以て指定せられたるもの
リオリ群島に屬する總ての島嶼、但しシンケブ島及同海中コンセツシ
ヨン並にクインドル島、大カリムン島を除く

5 寶石・金・プラチナに對する保留地帯

一九二一年二月二日附政府の決定第一a號を以て指定せられたるもの
イ 西部ボルネオ州ランダク河床
ロ 南東部ボルネオ州内グヌン・ラワクなる名稱の下に知られて居
る地域

6 硫黄に對する保留地帯

一九二一年二月二日附政府の決定第一a號を以て指定せられたるもの
イ 西部ジャワ省ブリアンガン州内のグヌン・ババンダヤンの名稱
の下に知られて居る地域
ロ 同 グヌン・パトハ(カワ・プテ)の名稱の下に知られて居る地域
ハ 同省ジャカルタ及ブリアンガン兩州に跨るグヌン・タンクバン・
・ブラウなる名稱の下に知られて居る地域

7 金・銀・鉛・亜鉛・銅・鐵及硫黄に對する保留地帯

一九二一年九月二六日附政府の決定第四七號を以て指定せられたるもの
の
西部ジャワ省ボゴル州内のジャムバン地域なる名稱の下に知られて居
る地域(一九二四年九月一六日附政府の決定第二四號を以て一部分解除
せらる)

8 銅・鐵・硫黄・金・銀に對する保留地帯

一九二五年八月一九日附政府の決定第三六號を以て指定せられたるもの
の
チモール州チモール島に於る一地域

9 金・銀・銅・亜鉛・鉛・マンガン・鐵・硫黄に對する保留地帯

一九三八年一月二〇日附政府の決定第二八號を以て指定せられたるもの

ホ マヅラ島周圍の幅十軒の海岸地帯及所屬諸島

ヘ バレムバン州の幅十軒の海岸地帯

ト ラムボン及ベンクレン兩州の幅十軒の海岸地帯

チ ラムボン及ベンクレンの兩州に屬しスندا海峽にト所掲地帯の
前面に横はる島嶼

リ ウキール島(アチエール州西北端)及イ乃至りに接する領海

(三) 一九二一年二月二日附政府の決定第一a號を以て指定せられたるもの

イ バンカ州及其の領海

ロ 以前のピリトン地方所屬諸島(ピリトン島を除く)

ハ 以前のピリトン地方所屬諸島周圍の領海

ニ ラウト島及其の周邊の南東部ボルネオ州所屬諸島、但し鐵業權
の下附せられたるセブクの一部を除く

ホ ラウト島に面するボルネオ島の幅十軒の海岸地帯

ヘ ニ乃至ホ所掲地域に接する領海、但しセブク島全島周圍の領海
を含む

ト アムボイナ島及其の領海

チ メナド州ミナハザ副分州の一部、但し同副分州所屬島嶼を含む

(四) 一九二六年七月一六日附政府の決定第一一號を以て指定せられたるもの

西部ジャワ省のバンテン及ジャカルタ兩州内幅十軒の海岸地帯及
其の領海

(五) 一九三〇年三月一二日附政府の決定第一七號を以て指定せられたるもの

リオリ州のカリムン、タンジヨンビナン及プルトリトジョの各副分
州、但しスマトラ島にある地域を除く

(六) 一九三二年八月二七日附政府の決定第三六號を以て指定せられたるもの

ベンクレン州内天然紀念物デスベターI及II並にチャワンI及II

の
西部ジャワ省バンテン州内の一地域
10 **ダイヤモンド、プラチナ、オスミウム、イリジウムに對する保留地帯**

一九三一年六月六日附政府の決定第三三號を以て指定せられたるもの
南東部ボルネオ州の一部

11 **オスミウム、イリジウムに對する保留地帯**

一九三一年六月六日附政府の決定第三三號を以て指定せられたるもの
南東部ボルネオ州内グヌン・ラワクたる名稱の下に知られて居る地域

12 **鑛業法第一項A所掲の總ての鑛物に對する保留地帯**

一九三五年二月二七日附政府の決定第二六號を以て指定せられたるもの

ニユーギニアに於る二地域

(一) 一九三六年一月九日附政府の決定第二九號を以て指定せられたるもの

ニユーギニアに於る一地域

(二) 一九三六年一月九日附政府の決定第二九號を以て指定せられたるもの

二 一般利益の理由に基く禁止區域

(一) 一九二二年八月一〇日附政府の決定第二五號を以て指定せられたるもの

中部ジャワ省バニユマス州のヌサ・カムバンガン島

(二) 一九一五年九月一四日附政府の決定第三四號を以て指定せられたるもの

イ 西部ジャワ省のバンテン及ジャカルタの兩州に屬し、第四項所
掲の海岸地帯前面の海上に横はる諸島

ロ 東部ジャワ省のスラバヤ及マラン兩州の幅十軒の海岸地帯

ハ スラバヤ州所屬のバウエアン島

ニ カリムンジャワ諸島(中部ジャワ省のバテイ州)

一九三三年一月一〇日附政府の決定第一五號を以て指定せられたるもの

スマトラ西海岸州内天然紀念物ハラウ・クロロフ

(六) 一九三三年一〇月一一日附政府の決定第一六號を以て指定せられたるもの

中部ジャワ省スマラン州内天然紀念物バゲルウヌン・ダルバナ

(九) 一九三四年一二月七日附政府の決定第一九號を以て指定せられたるもの

西部ジャワ省ブリアンガン州内動物保護地帯「ブナンジョン」
地帯

一九三五年一〇月二九日附政府の決定第一八號を以て指定せられたるもの

ジャマビ州内の動物保護地帯「プルバク」地帯

一九三六年三月一二日附政府の決定第五一號を以て指定せられたるもの

メナド州内天然紀念物「タンカラ」

一九三六年五月四日附政府の決定第一八號を以て指定せられたるもの

マラン州内の天然紀念物ラマ・ダランガン

一九三六年六月一七日附政府の決定第三六號を以て指定せられたるもの

ベンクレン州内の天然紀念物ドウスン・プサル

(四) 一九三六年九月四日附政府の決定第二三號を以て指定せられたるもの

イ ブリアンガン州内天然紀念物ババンダヤン噴火口

ロ 同 テラガボダス

ハ スマラン州内の天然紀念物グンガン・グヌン・ウンガラン

- ニ スマラン州内の天然記念物「バクン・テラマヤ」
- ホ タバヌリ州内の天然記念物「ドロク・サウト」
- マデウン州内の天然記念物「グモン・ピチス」
- ト 同 「グモン・シゴゴル」
- チ 同 「クラングリン・サラダン」
- (五) 一九三七年三月二日附政府の決定第三二號を以て指定せられたるもの
- (六) モルツケン州内の天然記念物「グモン・アビ」
- 一九三七年五月二日附政府の決定第三二號を以て指定せられたるもの
- (七) マラン上水道用トンネル保護の爲の地域
- 一九三七年六月四日附政府の決定第三四號を以て指定せられたるもの
- (八) パニユマス州内の天然記念物「西ヌサ・カムパンガン」に屬する岩島「カラン・ボロン及ウイジヤヤタスマ」の二島
- (九) 一九三七年七月二日附政府の決定第二六號を以て指定せられたるもの
- (一〇) 一九三六年三月二三日サムバス(西部ボルネオ)自治領の決定第一號を以て天然記念物に指定したる「ロー・パト・フリン・ピ」
- (一一) 一九三七年九月六日附政府の決定第三三號を以て指定せられたるもの
- (一二) パニユマス及ケプラーの兩州にあるA・B・Cの三地域より成る「ジエーン・アラタウ」に在る公共記念物
- (一三) 一九三七年九月二五日附政府の決定第九號を以て指定せられたるもの、プスキ州内にある動物植物保護地域「バルラン」
- (一四) 一九三七年一〇月二五日附政府の決定第一二號を以て指定せられたるもの

- (一五) 一九三八年六月一八日附政府の決定第一八號を以て指定せられたるもの
- (一六) スラバヤ上水道の水源保護の爲マラン州の三地域
- (一七) 一九三八年一月三日附政府の決定第一一號を以て指定せられたるもの
- (一八) メナド州内の天然記念物「バヌア」
- (一九) 一九三九年四月二日附政府の決定第七號を以て指定せられたるもの飲料水の水源保護の爲東部ジャワ省内に於る「三地域」

第六節 石油企業可能性

一九一九年に於る鑛業法改訂の結果、大戦前に於ては東印度に於て新に石油業を經營することが絶対に不可能の如く考へて居る者があるが、現に角障害は種々あるとしても、企業方法は尙相當多くあり、即ち次の通りであつた。

一 既設會社の買収

バタヴィア及コロニアルの如きは別として、是等グループ外の獨立した會社で買収可能のものが相當にある。會社の買収には株券の全部を買収して社名及定款に何等變更を加へない方法と、新會社を設立して既存會社の財産全部を買込む方法があるが、何れも相手方の會社が承知しへずれば容易に實行し得られた。本方法は第三乃至第五の方法に比して各種税の低い點に於て非常に有利である。即ち鑛區税一階當り二五セント、鑛産税は石油物産總売上金高の四%にしか過ぎない。

二 既存コンセッションの買収

既存會社の株券又は財産全部を買収することを得ざる時は、之に屬する石油鑛區の全部又は一部を買収することが出来た。即ち鑛業法の改訂

前に下附せられた鑛區は買収が自由であつたからである(尙改訂後下附されたコンセッションの買収には政府の許可を要する)。此の場合には必ず新會社を設立せねばならない。若し設立前に買収を完了する必要がある時は、永住権を有する個人名義を買収出来る。本方法は、會社の買収よりも實行容易で可能の範圍も廣く、獨立會社のみならずコーニンクリク及コロニアル系會社の見棄てたコンセッションをも買収出来た。

三 政府との共同出資

石油に就て本方法が實行された例は、蘭印石油會社あるのみである。將來此の種共同出資會社が幾多設立されるか甚だ疑問である。即ち一は政府の財政状態よりして、他はジャムビ油田開發の實績が今の處決定的に判斷することが出来なかつたからである。成績良好なものがあつたとしても、現在之處之に匹敵する大油田が発見されて居らず、又今後の調査の結果ニューギニア、ボルネオ、スマトラ又はセレベス等に有望な大油田が発見されたとしても、共同事業の相手としてはジャムビ問題の經過より見て米・英が第一候補となり、日本は第二、第三候補者たるべく想像された。本方法に對しては大して期待することが出来ないが、十分に研究の餘地がある。唯本方法の不利とする處は、私人の利得享有率が總て他の方法に比して最も低いことであつた。即ち利益の大部分(最小限六割最高八割)が政府に搾取されてゐたことである。

四 鑛業法第五條所掲契約の締結

本方法は、第三乃至第五の方法中、最も可能性に富んだ方法であつた。本方法は第一及第二の方法に比すれば遜色はあるが、第三に比すれば利益享有率が多い點に於て優つて居た。契約は三十箇年で鑛區税は五箇年一階當り二・五セント、次の五年間は二・五セントで、其の後は五〇セントであつた。尙會社に一日平均百噸以下の産油ある油井よりの石油に對しては當該地の市場價值の二割、百噸以上の産油ある油井より出るものに

對しては二割五分、或はガスに就ては自家用五分、其他のガス二割を納入せねばならない。會社は鑛區中見込のないものがあれば之を政府に返還し、鑛區税を減少することが出来る反面に、契約成立と同時に二個のボーリングを爲し、不成功の際に更に第三のボーリングを試みねばならない。契約より生ずる権利・義務は、政府の同意があれば第三者に譲渡することが出来るが、此の場合政府は新義務を負担せしむる権能があつた。

五 競争入札への参加

本方法は未だ實例が無く、落札者の負擔率は勿論該油田の如何にもよるが、大體第三及第四の方法と大同小異であつた。

第七節 投資額

投資國としてはオランダの外に英國・米國及日本があつたが、正確な金額は不明である。政府は一九三〇年末現在に於る投資額を四億三千万ギルダーと發表して居たが、之は各種鑛業會社の拂込資本金であり、社債・借入金等による投資を含まないものである。

國別鑛山業投資額表

單位：千ギルダー

國名	石油	石炭	錫	金銀	其他	計
オランダ	2,484,000	1,147,000	1,111,000	1,781,000	20,948,000	27,571,000
イギリス	1,113,000	—	—	—	—	1,113,000
アメリカ	1,000,000	—	—	—	—	1,000,000
支那	—	—	—	—	—	—
日本	—	—	—	—	—	—
民間計	4,597,000	1,147,000	1,111,000	1,781,000	20,948,000	29,583,000
政府	5,000,000	3,117,000	1,657,000	5,559,000	—	15,333,000
總計	9,597,000	4,264,000	2,768,000	7,340,000	20,948,000	44,916,000

(備考) 日本の投資額はボルネオ石油会社の公稱資本金二百萬ギルダー中十分の一拂込額二十萬ギルダー中の出資額のみを示すものであり、本会社のサンクリラン油田試掘に費したる費用及ジャワ、スラバヤのチルトモヨの石炭産業の銅山試掘投資額を算入する時は、數百萬ギルダーに上る見込である。

以上の如くであり、更に石油にのみ就て観るに、戦前東印度に石油業を經營して居た會社中先づ第一に擧ぐべきものは、三億ギルダー(全額拂込額)の資本を有するパターフェ石油會社で、其の資本の六割はオランダ、四割は英國資本であつた。第二は米國スタンダード石油會社のネーデルランセ・コロニアル石油會社で、其の資本金二千四百五十萬ギルダー(拂込高一千萬ギルダー)は全部米國側の出資で、本社は資本金以外に一億ギルダーの資本を注入して居た。第三はパターフェ石油會社と舊蘭印政府の合辦會社たる蘭印石油會社で、其の資本金千五百萬ギルダーは全部オランダ資本であつたが、半分は政府の出資に係り、他の半分はパターフェ石油會社の出資に係るものであつた。以上の外に石油會社は尙若干あつたが、之は極めて微力のものである故に此處には之を省く。

又日本の出資金十八萬ギルダーは、ボルネオ石油會社の資本金二百萬ギルダー中、日本側の株金百八十萬ギルダーの十分の一拂込金で一見甚だ小額であるが、本社の油田開發に日本側の注入せる資本は實に數百萬圓と稱されて居た故に、實際投資額は相當多額に上つて居たことは確かである。

第八節 石 油

概 要

東印度の油田は、之をスマトラ油田、ジャワ油田、ボルネオ油田、セレベス油田、ムナ(Mena)油田、チモール油田、セラム油田及ニューギニア油田に大別することが出来、スマトラ及ジャワに於ては油田は殆ど

全部火山脈の内側に存在し、ボルネオに於ては東海岸一帯の地に、セラムに於ては北岸地方に、チモール島に於ては北東部に、ニューギニアに於てはソロン(Sorong)よりマノクワリに至る線より南方の地帯、殊にマツクルール(Manukruer)の兩岸地方及ワボガ河(Wapoga)よりマンベラモ河(Mamberamo)に亙る地帯に存在する。現に採掘されて居るものはスマトラ、ジャワ、ボルネオ及セラムの各油田のみで、他は何れも今後の調査により其の價值を決定せらるべきものであり、内ニューギニア油田は既に一九三六年より調査を開始せられ、完了次第試掘に着手される豫定である。

次に現に採掘せられて居る前記四島の油田に就いて觀るに大要左の如くである。
スマトラ島の油田は南部・北部に分たれて居り、南部のものはバレンバ州及ジャムビ州内に在る。ハレムバン油田は隆盛を極め、舊蘭領の産油地中一頭地を抜き將來大いに囑望されて居た。鐵區は高地と低地とに分れ、高地にはコロニアル石油會社のタランアカル(Talang Akar)及ペンダボ(Pendopo)及プカト三油田並にパターフェ石油會社のムアラエニム(Moara Enim)及スナンシエルジ(Soenu Djerti)の二油田があり、低地にはムシ河の中流に位するパターフェ社のババト油田(Babat)があり、何れも大油田である。殊にペンダボ、スバンジェルジの兩油田は産出量多く、一九三四年以來當州の産出量がボルネオを凌駕するに至つたのは一に此の兩油田の産出増加によるものである。尙以上の鐵區の外當州内には到るところ未開の油田があり、バトラジャ(Batradaja)、タンジョンラジャ(Tandjengradja)、カエンタン(Kaje Ageng)、ラハト(Lahat)、スカネ(Sekajoe)、パダララ(Pageralam)、ルン・リナガウ(Loebok Linggau)、マムラム(Moearaleu)、マルタプトラ(Martapura)及ティンテンギ(Thintengi)の各地方に於てはパターフェ及コロニアルの二社に對し、最近廣大なる面積の試掘許可が與へら

れ、將來を期待されて居た。ジャムビ油田は計四十四鐵區に分たれて居たが、大部分バタン・ハリ河の南岸地帯にあり、バレンバン州と同様州内に石油を産出せざるところ無しと迄云はれて居た。現に採掘されて居る鐵區はジャムビの西に位するバジョスン(Bajoelung)及タンビン(Tanjung)の二鐵區で、南方に發達して居る。

北部油田はアチエ州のブルラク油田(Perlak)とスマトラ東海岸州のテラガサイド油田(Telaga Said)別名ランカト油田(Langkak)とも稱す)及アルー灣油田(Arebat)より成り、前二者はパターフェ石油會社、後者は蘭印石油會社の經營に係るものであつた。當地の産油量はバレンバン、ジャムビ同様年々増産の一途を辿り、就中ブルラク油田の産出量は近年飛躍的增加を示して居た。

ボルネオ島に於ては、石油は南東部州の東海岸一帯に埋藏せられ、南方はバリト河以東の地より、北は舊英領北ボルネオに接するチドン地方に至る迄脈が連なつて居る。現に採掘せられて居るものはサマリンドアの南部に位するサンガサンガ(Sanga Sanga)油田の中樞をなすルイズ(Louise)、ダレム(Dalem)、ムアラ(Moera)及サムボジャ(Sambodja)、タラカン島のバムシアン(Panosian)油田及タラカンの北に位するブンジュ島(Boenje)の油田があり、何れもパターフェ石油會社により採掘されて居た。以上の外バクババンの南方に位するパシル河(Pasir)の下流地方、サマリンドアよりサンクリランに至る地方及チドン、プーリンガンの二地方の沿岸地帯には未開掘の鐵區が多數存在して居る。本州は一九三四年以來産出量を減し、最近に於ては從來舊蘭領第一の産油地の地位をバレンバン州に奪はるゝに至つたが、新油田開發の嚙には再び地位を挽回するものと觀られ、現にバリト河下流附近に於て大規模の試掘が行はれて居る。

ジャワに於てはバンテン、チレボン、スマラン、プロラ、ボジョネゴロ、スラバヤ、マツラの諸地方に油田があるが、現に採掘されて居るのはスマラン、プロラ、ボジョネゴロ、スラバヤ及マツラの五地方のみであ

る。主産地はプロラ地方のバノラン鐵區(Panolan)、ジエボン(Djebon)、バンジョエン(Banjouang)、スボ(Bapo)、プタク(Petak)、ムンブル(Tenboel)、スラバヤ地方のジャバコタ(Djakakota)、トゥールフデ、デサス(Twaljke Dess's)、リマ・クワン(Lidah-Koelon)、マド(Made)、ボジョネゴロ地方のテナウン(Tinawoen)、エグメン(Yegoenong)等でプロラ、スラバヤ、ボジョネゴロ地方の油田が最も多量に産し、スマラン及マツラの産出量は極く僅かである。採掘會社は殆ど全部パターフェ社で、コロニアル社はプロラ地方に若干の油井を有するのみで産額も餘り多くない。

二 沿 革

ジャワに石油が存在することは、同島が舊蘭領となる以前既に原住民間に知られ、原住民は之をランツーンと稱して地表に浸出せるものを採集し薬用又は燈用に供して居た。石油採掘の目的を以て初めて鑿井されたのは一八七二年の事で、北部チレボンのマジャ(Madja)に於て行はれたが失敗に終つた。一八八七年に至リデルッセル石油會社(Dorschle-Petroleum Maatschappij)が設立され、スラバヤ附近のジャバコタの油田の採掘を開始して好結果を収め、一八八九年初めて石油を市場に出した。而して本會社は一九一一年ローニンクク石油會社(Koninklijke Nederlandsch Mij. tot Exploitatie van petroleum-bronnen in Nederlandsch Indie)略してローニンクク石油會社と云ふ)に合併するまで事實上ジャワ唯一の石油生産者であり、それまでにジャワ各地の石油調査を行ひ現在採掘されて居る油田の殆ど全部は本社によつて發見されたものである。

スマトラ島に於て第一に採掘されたのは北部のランカト油田で、一八八三年サイトル(J. Zijker)はテラガ・トンガル(Telaga Toenggal)に於て有望なる油田を掘り當て産出も非常に多かつたが、一八九〇年ローニンクク社に之を賣却し、其の後本地方は飛躍的發展を遂げた。而して前記二社の成功に刺戟せられて石油熱は俄然勃興し始め、ムアラエニ

ム石油會社 (Moentr Finim Petroleum Mij.) 及スマトラ、パレムバン石油會社は一八九七年各ムアラエニム油田及北部パレムバンのララン河 (Lalang) の流域の調査を開始し、一九〇一年にはムシ・イリル石油會社 (Moesti Iir Petroleum Mij.) はムシ河の上流パレムバン油田の開発を開始し、後れてブルラク石油會社はアチエ州のビユリウラ油田 (Pentulia) の開發を開始せるが何れも成績良く、殊に最後のビユリウラ即ちブルラク油田は長年最多産の油田であつたが、近年に至りパレムバン州に其の地位を譲つて仕舞つた。

之より先ジャワ油田及スマトラのランカト油田を入手せるコーニンクリック社はスマトラ油田を全部掌中に收むる野望を懷いて積極的に乗出し、其の後新設された石油會社を順次に賣收又は一定の賠償を爲す契約の下に鐵區を手に入れ、一九二四年にはスマトラ島の石油を完全に牛耳るに至つた。
ボルネオに於てはメンテン (Mentén) 先づクテイの沿岸に油田を獲得、試掘の結果頗る良好であつた。よつて直に英國資本家の着目するところとなり、一八九八年シエル・トランスポート・カムパニーの出資により蘭印産業貿易會社 (Nederlandsch-Indisch Industrie en Handel Mij.) が設立せられ、同氏の鐵區及バリクパバン灣よりマハカム河 (一名クテイ河) に至る地帯の油田を獲得して事業を開始せるが、之が最近まで領内第一の豊産油田たるサンガサガ油田であつたのである。次いで一九〇〇年サムボジャ次油田が同社によつて開拓せらるゝにつれ、同社の勢力はコーニンクリックを凌ぐものとなつた。此處に於てコーニンクリック社はシエル社と相互の利益擁護の爲一九〇七年合併してバターフェ石油會社を設立し、本社をしてスマトラ、ジャワに於る自己の油田並にシエルのボルネオ油田を經營せしむる傍ら、今後の開拓は總て本社をして行はしむることとした。其の間北部のタラカン油田を手に入れ、ドルツ石油會社を買収 (一九二一年) し、更にセラム島のプーラ油田を獲得して一九二二年米國スタンダード石油會社の進出を見るまでは、東印度の全石

油業は全くバターフェ社の獨占事業であつた。
スタンダード石油會社はパレムバン油田開發の爲一九二二年ネーデルランセ・コロニアル石油會社を設立し、コーニンクリック社の見捨てた坑區を買收し鋭意採掘に努力した結果、遂に報いられて豊富なる油田を適當に、現在に於てはパレムバン州に關する限り、産額に於てバターフェ社を遙に凌駕し約二倍を産出するに至つて居る。他にジャワ及ボルネオに鐵區を有するも、ジャワに於て少量産出を見て居たのみである。因に本社の保有する鐵區面積は一、六〇〇、〇〇〇平方以上上つて居た。
次にジャムビ油田は政府とバターフェ石油會社の共同出資による蘭印石油會社 (Nederlandsch-Indisch Aardolie Mij. 一九二一年設立) の事業地となつて居り、探掘はバターフェ社が其の任に當つて居た。資本金一〇、〇〇〇、〇〇〇ギルダーで各々五、〇〇〇、〇〇〇ギルダー宛出資して居たが、純益の最小限度六割は政府の收入となることになつて居た。ジャムビ油田の面積は計一、七四六、〇〇〇平方で、外にスマトラ東海岸州北部のアルーバイ油田及タラカ島の北に位するランジエ島の油田も本社によつて經營されて居た。

日本はボルネオ東海岸のサンクリラ灣附近に石油鐵區を有し、目下探掘中であるが未だ産油を見ない。本鐵區はオースト・ボルネオ會社 (Oost Borneo Mij.) の所有に屬するものであつたが、一九二九年日本石油株式會社・三井物産株式會社及オースト・ボルネオ會社の共同出資によつて設立せられたボルネオ石油會社 (Borneo Olie Mij.) の經營するところとなり、事業は専ら日本側が其の任に當つて居た。併し乍ら其の内容より觀する時は、事實上日本の所有に歸して居たのである。
即ち資本金二百萬ギルダー中日本の持株數一九八株に對し、オランダ側は二株 (一萬ギルダー) を所有するに過ぎず、又本風に鐵區料としてオースト・ボルネオ會社に對し三十萬ギルダーを支拂つた外に探掘油量毎相當り二五ギルダーを支拂ふことになつて居たからである。本社のコンセッション期間は一九二二年より七十五箇年間で、面積は左の如く得して居た。

である。

- クテイ第一區 三、七七四
- クテイ第二區 二、一六三
- カリオラン區 三、九八三

尙最近ニユーギニア油田が着目され、之が開發の爲一九三五年ヘーグに蘭領ニユーギニア石油會社 (Nederlandsch Nieuw-Guinea Petroleum Maatschappij) が設立せられ、戦前試掘準備中であつた。本會社の内容及許可條件は左の如くである。

- 資本金一、〇〇〇、〇〇〇ギルダー 株一、〇〇〇ギルダーの株式一、〇〇〇株 内一〇〇株拂込済
 - 内課一 バターフェ石油會社 四〇〇株 内四〇株拂込済
 - 二 コロニアル石油會社 四〇〇株 内四〇株拂込済
 - 三 ネーデルランセ・バシフィック石油會社 二〇〇株 内二〇株拂込済
- (註) バターフェ社は英蘭合辦會社
コロニアル社はスタンダード・オイル・カムパニー・オブ・ニウジャージー (S.O.C. O.N.Y.) の資本系統
ネーデルランセ・バシフィック石油會社はスタンダード・オイル・カムパニー・オブ・カリフォルニアの資本系統で、一九三六年東部スマトラに六十萬噸の探掘權を獲

産地別石油生産高表

地域名	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	油井數 (一九四〇年末)
ジャバ	9,404,424	9,601,135	8,335,595	8,390,960	8,390,960	1,100
スマタラ海岸	11,741,311	11,741,311	11,741,311	11,741,311	11,741,311	1,100
スマタラ東海岸	6,330,504	8,858,831	1,010,714	1,111,740	1,110,394	1,100
スマタラ東海岸	1,411,615	1,891,324	1,891,324	1,891,324	1,891,324	1,470
スマタラ東海岸	5,488,330	6,300,631	7,064,911	8,111,885	7,640,267	1,470
東印度... 鐵業						六五七

試掘面積一〇、〇〇〇、〇〇〇平方 (フォーヘルコップ半島の南半分及それよりチャールスライズ山脈附近に至る南海岸地帯、マノクワリ附近、北海岸のワボ河よりマムベラモ河に至る沿岸地帯及サラワチ島)
探掘許可面積一、〇〇〇、〇〇〇平方で試掘期限を十箇年とし、調査の結果會社の選定せる地域より政府之を指定す
コンセッションの期限一十五年
租借料—事業開始より最初の十年間は相當り二セント、次の五年間は二セント半、凡て前納とす
貢 税—純賣上高が資本金の二五%以上ならざる時は、其の二〇分の二、二五%以上なる時は最初の二五%に對し二〇分の二、夫以上三五%までは二〇分の三、同じく四五%までは二〇分の四、五五%までは二〇分の五、夫以上は二〇分の六、但し純賣上高の二〇%を超過することを得ず。
以上の如くで、根據地はマツタクルーエル灣の奥に位するパボ (Pabo) 及フォーヘルコップ半島の西端に位するソロンに置かれ、將來大いに期待されて居た。
三 生産高
東印度に於る産地別石油産出量を示せば左の如くである。

東印度 鑛業

東部	1,003,541	1,005,988
タラカ	74,003	73,319
ボルネオ	5,044	7,139
計	643,779	722,100

會社別生産量比較表 (一九四〇年)

會社名	生産量	比率
パターフセ石油會社	4,544,255	57.2%
コロニアル石油會社	2,083,402	26.2%
蘭印石油會社	1,306,867	16.5%
其他	4,469	0.1%

島別生産量率表

島名	一九三八	一九三九	一九四〇
ジャワ	93,555	126	83,945
スマトラ	4,623,826	631	5,287,099
ボルネオ	1,719,733	1,603,777	1,793,488
セラム	81,560	107,477	97,441
計	7,397,774	7,948,694	7,988,983

次に各種石油物産の生産高を示せば左の如くである。

一九四〇年各種石油物産生産高表

原油(直接燃料として賣却)
 航空機用ベンジン 九三八、一九二
 ベンジン 三六六、九七七
 ホワイトスピリット 一、九一〇、九二五
 ケロシン 四、六〇四
 残滓・ソラー油及デイゼ油 一、〇〇四、一七九
 潤滑油 三、八五〇、七九〇

石油油質一覽表

産地名	比重	揮發油	燈油	重油
スマトラ北部	0.873	5.2	3.9	9.9
スマトラ南部	0.875	5.1	3.8	9.9
タラカン	0.870	5.1	3.8	9.9
クティ地方	0.851	5.0	3.8	9.9
スラバヤ	0.810	5.0	3.8	9.9
レムバン	0.839	5.0	3.8	9.9

東印度の石油はアスファルトを含有するものとパラフィン含有するものと大別することが出来る。スマトラ油は軽炭化水素(ベンジン)を多分に含有し、ジャワ及ボルネオ油は重炭化水素及パラフィンを多分に含み、又バレームのバト・クラス(Batoe Klas)油田の石油は淡黄色を呈し大部分ベンジンであり、タラカン油は其の儘燃料油として使用し得る程重油を多分に含んで居る。

各産油地に設けられて居り、其の製油所・所在州・所屬會社名及製油能力を示せば左の如くである。

五製油所

製油所名	所在州	所屬會社名	製油能力(一日當りバレル)
パターフセ石油會社	東部	パターフセ石油會社	35,000
コロニアル石油會社	東部	コロニアル石油會社	12,000
タラカン石油會社	東部	タラカン石油會社	47,500
バレーム石油會社	東部	バレーム石油會社	63,000
コロニアル石油會社	東部	コロニアル石油會社	2,000

製油所

製油所名	所在州	所屬會社名	製油能力(一日當りバレル)
パターフセ石油會社	東部	パターフセ石油會社	35,000
コロニアル石油會社	東部	コロニアル石油會社	12,000
タラカン石油會社	東部	タラカン石油會社	47,500
バレーム石油會社	東部	バレーム石油會社	63,000
コロニアル石油會社	東部	コロニアル石油會社	2,000

以上の内パターフセ石油會社、ブラジョ及スンゲイゲロンの三製油所最も大きく、後二者には航空用ベンジン工場が併設せられて居た。パターフセ石油會社はサンガサガ及サムボジャ油田の石油を處理し、ブラジョ製油所はバレーム州のパターフセ石油會社所屬油田及ジャムビ油田の石油を處理するもので、ジャムビ油田より本製油所までは鐵管が敷設せられて居る。

各種石油物産輸出高表

品名	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額
ゲロシ	79,338	1,640.7	84,761	3,110.1	71,911	2,108.8	85,770	2,113.8	111,381	2,794.0
ベンジン及ガソリン	1,679,903	4,341.1	1,959,904	7,794.5	2,068,574	8,098.1	2,162,111	7,940.1	2,158,011	7,940.1
潤滑油	110,518	717.7	117,764	1,915	162,133	1,357	111,164	1,141.1	117,111	1,141.1
パラフィン及同燭	55,195	3,133	70,710	10,376	71,070	11,111	84,560	1,141.1	117,111	1,141.1
モーターオイル	8,544,521	100,964	7,071,011	1,759,000	1,547,111	1,107,077	1,388,800	1,97,000	1,75,000	1,75,000
燃料油	1,715,556	1,673.9	1,766,606	1,759,000	1,677,336	1,107,077	1,766,606	1,75,000	1,75,000	1,75,000
其他	238,588	5,076	1,991,406	9,916	1,450,077	3,383	1,991,406	4,811	1,991,406	4,811
計	5,359,949	9,663.0	5,971,993	15,515.7	6,077,336	16,160.4	6,422,545	15,515.7	6,422,545	15,515.7

仕向國別石油物産輸出高表

單位：數量—ブルト 價額—千ギルダ

仕向國	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	139,189	1,534	155,321	2,316	147,315	3,061	152,404	211,851	2,185	
イギリス	19,847	1,444	110,217	2,404	149,651	2,710	140,311	2,651		
獨逸	8,784	101	10,647	559	4,000	66	1,576	19		
フランス	17,367	339	22	1	2,316	66	40,114	1,894		
ベルギー及ルクセンブルグ	245	21	245	60	1,609	246	40,114	110		
イタリア	344	27	24	3	1,346	17	138	11		
スペイン	—	—	—	—	29	4	—	—		
ノルウェー	52,621	57	49,111	671	24,645	309	29,596	307		
スウェーデン	11,821	31	22,277	5	2,645	3	5,219	64		
アメリカ	8,439	33	16,491	217	3,696	33	5,219	64		
カナダ	3,533	57	6,734	212	1,873	216	3,353	295		
インド	33,555	504	9,031	2,621	3,012	2,621	8,153	1,357		
セイロン	7,557	272	17,310	710	3,330	1,626	4,680	1,409		
タイ	8,557	212	10,310	370	1,600	77	9,169	467		
シンガポール	8,557	212	10,310	370	1,600	77	9,169	467		
マレー	9,644	174	11,641	374	1,544	111	1,531	38,390		
香港	9,110	1,626	10,744	2,621	11,112	3,623	110,121	2,723		
支那	3,652	83	49,976	1,786	49,555	1,926	10,180	3,044		
日本	1,010	31	22,464	633	3,866	5,441	11,100	2,211		
日比	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
比律	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
英領	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
支那	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
佛領	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
印度	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
シンガポール	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
ベトナム	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
タイ	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
セイロン	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
インド	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212	1,677	6,010		
マレー	4,715	559	5,332	905	1,753	7,212				

Penakut	448,800	"	14211	EO	1101
Rawas	447,800	"	14211	EO	1101
Soebang Boeroeng blok	147,000	Pataafsche Petr. Mij.	1421K	EO	11K
Kloearig blok	147,400	"	1421K	EO	11K
Liman blok	147,400	"	1421K	EO	11K
Soehan Djerigi blok	147,100	"	1421K	EO	11K
Noord Oost Palembang Complex	147,240	"	14211	EO	10P
Mangondjaja blok	24,800	"	14211	EO	10P
Lembang Complex	84,110	"	14211	EO	10P
Zuid Palembang Complex	24,100	"	14211	EO	10P
Meraksa blok	11,100	"	14211	EO	10P
Oost Atjeh blok	88,000	"	1421K	EO	11P
Tamiang blok	81,400	"	1421K	EO	11P
Djarubo Aje blok	48,400	"	14211	EO	11P
Noord Atjeh blok	14,040	"	14211	EO	11P
Pase	8,110	Ned. Kol. Petr. Mij.	14211	EO	14P
Rajen	8,110	"	14211	EO	14P
Langsar	11,120	De Pataafsche Petr. Mij.	1421E	EO	11P
Zuid Aroehani blok	4,800	"	1421E	EO	11P
Halahan blok	4,800	"	14211	EO	11P
Tesso I	2,800	Ned. Kol. Petr. Mij.	14211	EO	11P
Djapoera I	2,800	"	14211	EO	11P
Taloek I	2,800	"	14211	EO	11P
Sadjan blok	11,110	De Pataafsche Petr. Mij.	14211	EO	14P
Lemoen (ネーデルラント)	10,000,000	"	14210	EO	1K
Nieuw Guinea Complex	10,000,000	Ned. Nieuw Guinea Petr. Mij.	1421K	EO	41K
Klantoeng Soeljo	14K	Algemeen Petr. Co.	1421E	2P	11P
Tjiploek	1411K	De Pataafsche Petr. Mij.	1421K	2P	11P
Bapo	14K	Petr. Mij. "Gaboos"	1421K	2P	11P
Gaboos	1412E	"	14210	2P	11P
Grantli	14111	Ned. Kol. Petr. Mij.	14211	2P	11P

Loehin	242E	"	14211	2P	11P
Panolan	4,800E	De Pataafsche Petr. Mij.	1421K	2P	11P
Djepon	147,400E	"	14210	2P	14P
Toengkoel	20E	"	1421E	2P	11P
Bangjoebang	14,011	"	1421E	2P	11P
Tjandi	440	"	1421E	2P	11P
Metes	14,00E	"	1421E	2P	11P
Ngirono	14,400	Ned. Kol. Petr. Mij.	1421E	2P	11P
Tremhoel	14,400	"	14210	2P	11P
Petak	41E	De Pataafsche Petr. Mij.	14210	2P	11P
Trembes	41E	"	14211	2P	11P
Ngapoos	14,100	"	14211	2P	11P
Modjokerep	14,100E	"	1421E	2P	11P
Ditakota	14,200	De Pataafsche Petr. Mij.	1421E	2P	11P
De Twarlf dears	14,211	"	14211	2P	11P
Goenoeng Sarie	1E1	Hantel en Pouw Mij. "Goenoeng Sarie"	1421E	2P	11P
Lilah Koelon	44P	De Pataafsche Petr. Mij.	1421K	2P	11P
Maké	1421E	"	1421E	2P	11P
Peitken	1411K	Oriental Petr. Mij.	1421K	2P	11P
Goejangan	1421K	Ned. Kol. Petr. Mij.	14211	2P	11P
Metatoe	1421K	De Pataafsche Petr. Mij.	1421E	2P	11P
Tirawoen	11,120E	"	1421E	2P	11P
Gegeoeng	11,110	"	1421K	2P	11P
Wonosari	14210	"	1421K	2P	11P
Tawoen	1421E	"	14211	2P	11K
Selogo	81E	Ned. Kol. Petr. Mij.	14211	2P	11P
Tjilidjin	1421K	De Pataafsche Petr. Mij.	14211	2P	11P
Kertegeneh	1421E	"	14211	2P	11P
Bakasa	1421E	"	14211	2P	11P
Pakadjangan	1421E	"	14211	2P	11P
Leryak	1421K	O. Z. van Sandich	1421K	2P	11P

領州	鐵業	出資者	出資額	出資年	出資地
外州	Mocara Erbin (土業)	Kon. Ned. Mij. tot Expl. van Petr.-bronnen in Ned.-Indië	1,250	1904	外州
	Soelban Djevigi (土業)	"	1,200	1904	外州
	Pandjaesari (土業)	"	1,200	1904	外州
	Sampal (土業)	"	1,200	1904	外州
	Pabak I (土業)	"	1,200	1904	外州
	Karang Kingin (土業)	Petr. Mij. "Moesi Iht"	1,200	1904	外州
	Leontang (土業)	Expl. Mij. "Nederland"	1,200	1904	外州
	Araban (土業)	"	1,200	1904	外州
	Ranok (土業)	De Batavische Petr. Mij.	1,200	1904	外州
	Raloen (土業)	"	1,200	1904	外州
	Pandjoeng Loentar (土業)	"	1,200	1904	外州
	Limau (土業)	"	1,200	1904	外州
	West Senabing (土業)	"	1,200	1904	外州
	Tanjung (土業)	"	1,200	1904	外州
	Kloeng (土業)	"	1,200	1904	外州
	Batok (土業)	"	1,200	1904	外州
	Djerna (土業)	"	1,200	1904	外州
	Langoe (土業)	"	1,200	1904	外州
	Kali Peran (土業)	"	1,200	1904	外州
	Grissik (土業)	"	1,200	1904	外州
	Kenawang (土業)	"	1,200	1904	外州
	Soeban Boeroeng (土業)	"	1,200	1904	外州
	Peran (土業)	"	1,200	1904	外州
	Tandjong Loentar (土業)	"	1,200	1904	外州
	Kerkai (土業)	"	1,200	1904	外州
	West Peran (土業)	"	1,200	1904	外州
	Laehoek Baroe (土業)	Ned. Kol. Petr. Mij.	1,200	1904	外州
	Tiroek Tinggal (土業)	"	1,200	1904	外州
	Talang Akar (土業)	"	1,200	1904	外州
	Selasa (土業)	"	1,200	1904	外州

領州	鐵業	出資者	出資額	出資年	出資地
外州	Soengai Pakoel (土業)	"	1,200	1904	外州
	Manbang (土業)	"	1,200	1904	外州
	Redan (土業)	"	1,200	1904	外州
	Kloempanng (土業)	"	1,200	1904	外州
	Kajoe Aro (土業)	"	1,200	1904	外州
スマトラ東海岸州	Telaga Said (土業)	Kon. Ned. Mij. tot Expl. van Petr.-bronnen in Ned.-Indië	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Aruebati (土業)	"	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Boekit Mas (土業)	"	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Boekit Sintang (土業)	"	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Henriette (土業)	"	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Boeloe Talang (土業)	De Batavische Petr. Mij.	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Tandjong Brangin (土業)	"	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Hoekit Toea (土業)	"	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Lapan (土業)	"	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Tandjong Siamat (土業)	"	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Peureula (土業)	Perlak Petr. Mij.	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Pendawa (土業)	Kon. Mij. tot Expl. van Petr.-bronnen in Ned.-Indië	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Oost Pendawa (土業)	"	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Paja Bilik (土業)	De Batavische Petr. Mij.	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Soengoe Raja (土業)	"	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Zaid-Perlak (土業)	Petr. Mij. "Zaid Perlak"	1,200	1904	スマトラ東海岸州
	Kroeng Menlabo (土業)	Petr. Mij. "Boekit Sintang"	1,200	1904	スマトラ東海岸州
南東部ボルネオ州	Tarakan I (土業)	Kon. Ned. Mij. tot Expl. van Petr.-bronnen in Ned.-Indië	1,200	1904	南東部ボルネオ州
	Tarakan II (土業)	"	1,200	1904	南東部ボルネオ州
	Tarakan III (土業)	"	1,200	1904	南東部ボルネオ州
	Tarakan IV (土業)	"	1,200	1904	南東部ボルネオ州
	Tarakan V (土業)	"	1,200	1904	南東部ボルネオ州
	Toengkoedasing (土業)	"	1,200	1904	南東部ボルネオ州
	トングカン (土業)	Ned. Kol. Petr. Mij.	1,200	1904	南東部ボルネオ州

"	Mintoet (回)	1910	1414	374	1000
"	Saujan (回)	1910	1410	374	1000
"	Koeteliv (カンマリン分州)	1900	1410	374	1000
"	Koetei VI (回)	1900	1410	374	1000
"	Koetei VIII (回)	1900	1410	374	1000
"	Koetei VII (回)	1900	1410	374	1000
"	Semberah (回)	1900	1410	374	1000
"	Koetei I (回)	1900	1410	374	1000
"	Koetei II (回)	1900	1410	374	1000
"	Kali Orang (回)	1900	1410	374	1000
"	Koetei X (回)	1900	1410	374	1000
"	Koetei III (回)	1900	1410	374	1000
"	Sembakoeng II (カンマリン分州)	1900	1410	374	1000
"	Louise (カンマリン分州)	1900	1410	374	1000
"	Mathilde (回)	1900	1410	374	1000
"	Nomny (回)	1900	1410	374	1000
"	Moeara (回)	1900	1410	374	1000
"	Pelarang (回)	1900	1410	374	1000
"	Oeloe Karang (回)	1900	1410	374	1000
"	Nief Zuid (カンマリン分州)	1900	1410	374	1000
"	Nief Noord (回)	1900	1410	374	1000
"	Boela (回)	1900	1410	374	1000
"	De Batavische Petr. Mij.	1910	1410	374	1000
"	Ned. Kol. Petr. Mij.	1910	1410	374	1000
"	Sekoeran Petr. Mij.	1910	1410	374	1000
"	Ned. Kol. Petr. Mij.	1910	1410	374	1000
"	Sangatta Petr. Mij.	1910	1410	374	1000
"	De Batavische Petr. Mij.	1910	1410	374	1000
"	Borneo Olie Mij.	1910	1410	374	1000
"	Ned. Kol. Petr. Mij.	1910	1410	374	1000
"	De Batavische Petr. Mij.	1910	1410	374	1000
"	Kon. Ned. Mij. tot Expl. van Petr.-bronnen in Ned.-Indië	1900	1410	374	1000
"	Boela Petr. Mij.	1900	1410	374	1000
"	Boeloe Talang	1900	1410	374	1000
"	Oost-Afjeh blok	1900	1410	374	1000
"	Tanjung-blok	1900	1410	374	1000
"	Zuid Aroe baai blok	1900	1410	374	1000
"	Penjenda	1900	1410	374	1000
"	Zuid Perlak	1900	1410	374	1000
"	Paeloe Pondjang	1900	1410	374	1000

八 石油田別生産額一覽

地區名	所有會社名	生産高
1 非經クマリン	Kon. Ned. Mij. tot Expl. oitanie van Petr.-bronnen in Ned.-Indië	19360
Aroebaai		19360
Telaga Said		19360

Pasé	Ned. Kol. Petr. Mij.	19360
Djambi	Ned. Kol. Petr. Mij.	19360
Babat I	Kon. Ned. Mij. tot Expl. oitanie van Petr.-bronnen in Ned.-Indië	19360
Moeara Enim		19360
Soeban Djerigi		19360
Sumpal		19360
Kloelang	De Batavische Petr. Mij.	19360
Liman		19360
Ranok		19360
Soeban Boereng		19360
Tandjong Loentar		19360
Tandjong Loentar Oost		19360
Kloelang blok		19360
Läman blok		19360
Mangoendjaja blok		19360
Noord-Oost Palembang Complex		19360
Zuid Palembang Complex		19360
Loekoek Batoe	Ned. Kol. Petr. Mij.	19360
Manbang		19360
Talang Akar		19360
Benabat		19360
Pendopo		19360
Djabokota	De Batavische Petr. Mij.	19360
Djepon		19360

Lidah Koelou		19360
Mektoe		19360
Made		19360
Panolan		19360
Tirawoen		19360
De T'wanalf dessa's		19360
Wonosari		19360
Petak	Ned. Kol. Petr. Mij.	19360
Tremboel		19360
Loesi V		19360
Petikan	Oriental Petr. Co.	19360
Lerjak	Madoera Petr. Mij.	19360
Moeara Anggara	Kon. Ned. Mij. tot Expl. oitanie van Petr.-bronnen in Ned.-Indië	19360
Tarakan I		19360
" II		19360
" V		19360
Oeloe Karang Moemoes		19360
Semberah	De Batavische Petr. Mij.	19360
Louise		19360
Mathilde		19360
Nomny		19360
Boenjoe	Ned.-Indisch Aardolie Mij.	19360
Boela	Boela Petr. Mij.	19360
Lemoen	De Batavische Petr. Mij.	19360

第九節 錫

一 概 要

錫は東印度に於ては西曆一七〇〇年頃、當時荷バラムパンのサルタン領に属して居たバンカ島に於て初めて発見され、爾後一八一二年迄バンカ島は同サルタンの仲介によつて東印度会社に納入されて居たが、當時オランダ人はバンカの政治竝に錫の採掘には直接干渉しなかつた。

一八一二年に至り、本島は當時未だ錫鑛が発見されて居なかつたピリトン島と共に英國の統治下に置かれることとなり、同時に錫の採掘組織に大改革が行はれ産額大いに増加し、一八一三年には約四五〇噸の産出を見たのみであつたが、一八一六年には一、五五〇噸の産出を見るに至つた。又同年本島は再びオランダの領有に歸し、爾後今日まで同地に於ける錫の採掘は専ら政府によつて行はれて來た。埋藏鑛量は年三五萬ピクルを採掘するとして、今後四〇乃至五〇年間採掘を繼續し得る規模のものであると見積られて居り、更に比較的含錫量の多い鑛石をも採掘する時は生産費は必然的に高くはなるが、其の後と雖も相當長期に亘つて採掘し得るものと見られて居た。

東印度に於ては、バンカ島の外ピリトン及シンケブ並にスマトラ西海岸州のバンキナン附近に錫鑛が発見され、戰前迄何れも採掘されて居た。ピリトン島に初めて錫が発見されたのは一八五二年で、元來コンセツションは一八六〇年より一九二三年六月一日迄、同島に於て錫鑛業を經營して居たピリトン会社にあり、最近は同社と政府との合辦會社たるピリトン共同錫業會社により經營せられて居た。本島の錫鑛石埋藏量は一九〇萬ピクルと云はれて居る。

シンガ群島の南部にあるシンケブ島に於ては、既に十八世紀末に原住民により錫鑛が採掘されて居た。一八八七年リオー・リンガのサルタンは、シンケブ島に於る沖積錫鑛地帯の開発コンセツションを原住民に與へたが、本コンセツションは一八八九年現在のシンケブ錫會社の手に移り、同社は又同島の南東沿岸の海中にある沖積錫鑛床の採掘権をも有して居たが、一九三三年七月ピリトン共同錫業會社(前出)に合併されるに至つた。

至つた。本島は面積小さき關係上生産高も亦他の二島に比して非常に僅少である。

スマトラ島のリマ・コタ(Lima Kota)にあるバンキナン(Banknan)附近に錫鑛が発見されたのは最近の事で、採掘は一九二〇年ピリトン會社の主腦部によつて設立されたスタナム錫業會社によつて一九二六年より開始され、尙本會社はスマトラ東海岸のシアクの西部地方及南スマトラのテロクベトン地方及香料群島のバチヤン島に試掘権を有し、全領内に二七區合計三五萬陌の採掘権を有して居た。

其の他リオー群島の二、三の島には沖積錫鑛があり、其の内カリムン(鐵區面積一六、一七〇陌)及クンドール(鐵區面積二七、〇〇〇陌)の兩島に於ても亦採掘が開始された。採掘會社は一九二六年一〇月八日ピリトン會社を主體として設立された蘭印錫採掘會社である。

東印度に産する錫鑛は錫と酸素の化合物たる錫石で、其の最も純粹な状態にあるものは七八・六%の錫を含有して居る。東印度は錫産國として世界第三位に位する。

東印度の錫鑛業殊にバンカ島の官營錫鑛業は舊蘭印財政の最も有力なる財源の一であつた。

二 生産高

錫生産高表

年次	バンカ	ピリタン	シンケブ	原住民	計
一九三七	二二,四三三	一三,九二八	二,三三三	一四	三九,七〇〇
一九三八	一五,六三三	一〇,四九三	一,六三一	一七	二七,七三三
一九三九	一七,〇七〇	九,九九九	一,〇〇八	一四	二八,一八七
一九四〇	一七,一〇〇	一七,二九四	一,七〇一	一〇	三六,一八六

次に一九三七年より一九四〇年に至る四箇年間の錫生産額を示せば左の如くである。

三 輸出高

次に錫及錫鑛の輸出を見るに左の如くである。

單位：數量—アールト施 價額—千ギルダー
出所：蘭印貿易年報

國 別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	二六,二八六	二六,五七七	三六,八八九	五五,八八五	一九,九二二	二二,五三八	一七,三三八	一六,〇八五	一六,〇八五	一六,〇八五
イギリス	三,八六〇	八,六九〇	四〇,〇二六	八五,四三三	二二,六八八	三三,五二四	二六,四四四	五,一六七	一,一六七	一,一六七
獨逸	一,九〇〇	二,九五〇	四,四三〇	九,九二六	一〇,一〇一	一,六二一	九,〇	一,七五	一,七五	一,七五
フランス	五七〇	八四六	四,一五	八,七四	一,七三	四,四三	三三六	六六一	六六一	六六一
ベルギー及ルクセンブルグ	四六八	六九四	五〇八	一,〇七〇	一,〇七〇	一,〇七〇	三三六	六六一	六六一	六六一
イタリア	一七二	二五三	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
アメリカ	三三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
メキシコ	三三六	四九八	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六
シンガポール	三〇,六〇	四,五三三	三六,〇一	七,五八二	三九	五,〇三三	五,三三四	一〇,四三三	一〇,四三三	一〇,四三三
ペナン	六一	六二	二二	四六	二九	三三	一三九	一四六〇	一四六〇	一四六〇
日本	八一	一一一	一一一	四六	三	三	一三九	一四六〇	一四六〇	一四六〇
計(其他共)	二六,三〇一	二六,五三五	三六,九三六	五五,八八五	一九,九二二	二二,五三八	一七,三三八	一六,〇八五	一六,〇八五	一六,〇八五
錫鑛	一三,〇六	一三,七〇〇	一三,九二八	二九,四二八	七,三三〇	一〇,一八七	一四,一六九	二七,六六七	二七,六六七	二七,六六七
錫	一三,二四五	一二,八五七	二三,〇〇八	二六,四五七	一二,五九二	一二,三四一	二,九一八	一,九一八	一,九一八	一,九一八

第一〇節 石 炭

現在石炭を産出して居る地方は、スマトラ、ボルネオの二島のみで、スマトラに於るものは總て官營、ボルネオに於るものは總て民營であつた。東印度の石炭は炭質優良のものなく殆ど第三紀層のもので、粘着性

で、同州南東端に位するラウト島の油田は官營のものであつたが、一九三二年以來採炭を中止した。

1 オムピリン炭坑

本炭坑は、一八六八年に發見せられ、一八九二年政府により採掘が開始せられて今日に至つて居り、其の面積は南北一〇軒、東西九軒に亘り、地勢上三區に分たれ埋藏量は約二億噸と稱せられる。右三區の内最北部のものが最も有望で、炭層三、四あり、厚さ何れも一〇米、其の他薄層四乃至一〇ある。其の南にあるものは七つの炭層あり、又最南にあるものは最も早くより採掘せられ、炭田の面積一六平方軒、埋藏量約一億四千四百萬噸と稱せられ、炭層の厚さは平均七米である。

本炭坑の石炭は、光澤を有し、貝殻状の割れ目を生じ、粉炭妙く良質である。又炭坑から積出港たるパダンまで一五〇軒の鐵道が敷設せられて居り、政府は本炭田の爲に四千萬ギルダーを投資して居たが、内三千六百萬ギルダーは鐵道敷設に費されたものである。労働者は大部分囚人であつたが、最近逐次自由労働者が之に代つた。

2 ブキト・アセム炭坑

本炭坑はバレン州ムアラエニムの南西約二二軒の地點にあるタンジョンエニムにあり、埋藏量約一億八千萬噸と稱せられ、一九一九年政府により開發せられて今日に至つて居る。坑區面積は約一億坪で、厚さ一二米、六米、五米及三米計四箇の炭層を有し、其の炭量は過渡期のもの六六、九九一、五九二噸、光澤あるもの八二、六〇九、九四六噸、無煙炭一五、〇〇〇、〇〇〇噸と計算せられて居り、品質に於て他に優り、無煙炭は、海軍用炭として使用せられて居た。積出港はバレンバンで、本炭田との間に約二〇〇軒の鐵道が敷設せられて居た。

3 ランタウ・パンジャン炭坑

本炭坑は南東部ボルネオ州ベラウ河の流域に位するランタウ・パンジャンにあり、K.P.M汽船會社の支會社たるパラバツタン石炭會社により採掘せられ、石炭は總てK.P.社の自家用に使用せられたが、埋藏量其の他は不明である。

其の他戦前途稼行せられて居たものは、クテイ地方にあるものゝみであるが、何れも規模小さく、又内容も不明である。

二 生産高

官營炭坑生産高表

Table with columns: 年次 (Year), 官營炭坑 (Official pits), 計 (Total). Rows for years 1933-1938.

民營炭坑生産高表

Table with columns: 炭坑名 (Pit name), 一九三六 (1936), 一九三七 (1937), 一九三八 (1938), 計 (Total). Rows for various pits and a total.

三 輸出高

東印度は最近相當數量の石炭を輸出して居た反面、コータス及ガス用

の石炭は殆ど總て外國より輸入して居り、其の數量は左表に示す通りである。

地域別石炭輸出數量表

Table showing coal export quantities by region: 地域別 (Region), 一九三六 (1936), 一九三七 (1937), 一九三八 (1938), 一九三九 (1939), 一九四〇 (1940).

以上の外向パンカ炭として一九三六―四〇年に夫々四五、二〇〇噸、三

四 主要民營炭坑一覽

Table listing major private coal pits: 州名 (State name), 炭坑名 (Pit name), 所在地 (Location), 坑區面積 (Pit area), 所有又は稼行者 (Owner/Operator).

九、五〇〇噸、六一、〇〇〇噸、八八、〇〇〇噸及九二、三〇〇噸を輸出し、總計約八〇〇、〇〇〇噸に達した。

仕出國別石炭輸入數量表

Table showing coal import quantities by destination: 仕出國 (Destination), 一九三六 (1936), 一九三七 (1937), 一九三八 (1938), 一九三九 (1939), 一九四〇 (1940).

探掘權 期間 従業員數

Table with columns: 探掘權 (Mining rights), 期間 (Period), 従業員數 (Number of employees). Rows for various pits.

Baroe Pebal(同))	九二二	"	1910	五
Baroe Oetok I(同))	九九八	"	1910	七
Soengei Pihang(同))	1,000	"	1910	七
Sekoerati(同))	九九五	Sekoerati Petr. Mij.	1910	七
Sangratta(同))	八九八	Sanyatta Petr. Mij.	1911	七
Koetei V(同))	九三二	"	1911	七
Oeijn I (ヤンニヤルマシム分州))	九八八	Mij. tot Mijm-Bosch en Landbouw Exploitate in Langkat	1911	七
" II(同))	九〇二	"	1911	七
Loe Roeloe(クテイ州))	五,100	Oost Borneo Mij.	1912	五二八
Toejau (同))	五,200	Borneo-Sumatra Handel Mij.	1912	三三
Loa Boekit(同))	三,三	Erven Anidin Pangaran Mangkoe Negoro	1912	三
Djangkang Oost(カフアムスバット分州))	六〇〇	Mijnbouw en Handel Mij. "Manoeliam"	1913	七
Djaloewin (同))	六四二	"	1913	七
Loe II (同))	九二〇	"	1913	七
Djangkan Keiji(同))	112	"	1913	七

第一節 其他の主要鑛産物

一金・銀

金・銀は現在スマトラ島のベンクレン州のレジヤン(Keljang)及レボ(Lebong)地方、スマトラ東海岸州、タバマリ州、メナド州の北半島及西部ボルネオ、南東部ボルネオの兩州に産する。金・銀鑛業に於ても亦政府は直接事業を經營(ベンクレン州タンバンサワ)して居たが、一九三二年之を放棄し、民間に於ても不景氣の爲事業を休止する者續出し、戦前に於ては少數の會社が事業を繼續して居たに過ぎない。

以上の外ボルネオ西海岸州に於てはカプアス河の中流地方及、南東部ボルネオに於てはバンジャルマシムの東部マルタプーラ(Martapura)地方及バリト河の中流地方に砂金を産する。

尙最近ニユーギニアに於ては英領との國境近くの山地に有望なる金鑛發見せられ、之を開發する爲英・蘭合辦の蘭領ニユーギニア鑛業會社(N. V. Mijbouw Mij. Nieuw Guinea)が設立せられ、本會社への出資會社はオランダ側スタナム鑛業會社(ピリトン會社系)、エルドマン・セレクション・トラスト・リミテッド(Australian Selection Trust Ltd.)、ニウ・コンソリデーター・ゴールド・リミテッド、(New Consolidated Gold-fields Ltd.)、アングロ・オリエンタル・アンド・ゼネラル・インヴェステメント・トラスト・リミテッド (Anglo Oriental & General Investment Trust Ltd.) 及マウント・エリオット・リミテッド(Mount Elliott Ltd.)の四社で、中ニウ・コンソリデーターは最大の資本力を有し、多額の資本の外機械類をも提供して居た。

本社の所有坑區面積は五、八二七、九〇〇に達し、存立期間五十年、内試掘十五年と定められて居り、頗る有望視せられて居た。

鑛山又は會社別金・銀生産高一覽表

州	鑛山名	面積	所有會社	下附年	期間	從業者數	一九三九		一九四〇	
							金	銀	金	銀
シマラ	レシヤンレボン社	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	
レシヤン	レシヤンレボン社	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	
グロン	アラ・シボンギ社	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	
マラ	カリス社	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	
南	パンタム社	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	
ス	パンタム社	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	
ブ	パンタム社	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	
タ	パンタム社	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	
バ	パンタム社	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	
其他	パンタム社	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	
西	パンタム社	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	
南	パンタム社	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	
計	其他共	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	1,111.1	

尙鑛山又は會社別生産高は左の如くである。

單位日産
出所：蘭印統計年報

州	鑛山名	面積	所有會社	下附年	期間	從業者數
バ	ザイドバンテン	1,111.1	Mijnbouw Mij. "Zuid Bantem"	1,111.1	1,111.1	1,111.1
ジ	パシトゴンボング	1,111.1	W. L. Kramers	1,111.1	1,111.1	1,111.1
東	チジェンティ	1,111.1	"	1,111.1	1,111.1	1,111.1
東	チジェンティ	1,111.1	"	1,111.1	1,111.1	1,111.1

東印度... 鑛業

六七三

ボ	州	Tjikoulang	キキス	Bureau voor Ontoerende Goederen	1キ100	BO	
イ	州	Tji Sero	キ40	Algemeen Mij. voor Mijnbouw en Andere Concessie	1キ10	BO	
2	外			Exploratie Mij. "Pengkalis"	1キ100	BO	
スマ	ト	Singingis I (バンカリス分州)	キ100	"	1キ100	BO	
トラ	東	" II (同)	キ100	"	1キ100	BO	
海	海	Loenboe (同)	キ100	"	1キ100	BO	
岸	岸	Logas (同)	キ100	"	1キ100	BO	
州	州	Djernih (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Koelisin (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		" II (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		" III (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Paoeh I (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		" II (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Petai III (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Evenaar I (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Petai I (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		" II (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Erenaar II (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Sidingin (ルンクシカベン分州)	キ100	Exploratie Mij. "Ned-Indie"	1キ100	BO	
		Saldia (バインアン分州)	キ100	Mijnbouw Mij. "Barisan"	1キ100	BO	
		Sarik (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Egutor (ルンクシカベン分州)	キ100	"	1キ100	BO	
		Bangket (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Pagadis (リマユタ分州)	キ100	Exploratie Mij. "Ned-Indie"	1キ100	BO	
		Soemboe (ルンクシカベン分州)	キ100	Handel en Mijnbouw Mij. Poelau Batam	1キ100	BO	
		Soengei Alai (ンロタ分州)	キ100	"	1キ100	BO	
		Soengei Poeding (同)	キ100	G. W. Th. von Guerrarl	1キ100	BO	
		Heinrich (同)	キ100	Exploratie Mij. "Ned-Indie"	1キ100	BO	
		Augusta (ルンクシカベン分州)	キ100	N. V. "Boeloungsi"	1キ100	BO	
		Boeloungsi (ンロタ分州)	キ100	"	1キ100	BO	

ボ	州	Boeloungsi I (同)	キ100	Exploratie Mij. "Ned-Indie"	1キ100	BO	上記参照
イ	州	Flory (バヌン分州)	キ100	Exploratie Mij. "Java"	1キ100	BO	110
スマ	ト	Alei II (ンロタ分州)	キ100	"	1キ100	BO	
トラ	東	" III (同)	キ100	"	1キ100	BO	
海	海	" IV (同)	キ100	"	1キ100	BO	
岸	岸	" VII (同)	キ100	"	1キ100	BO	
州	州	" VIII (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		" IX (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Tambang Tambahan (同)	キ100	"Alg. Mij. voor Mijnbouw en Andere Concessie"	1キ100	BO	
		Goenoeng Aroem (コリンチンバイン分州)	キ100	Mijnbouw Mij. "Barisan"	1キ100	BO	
		Mahir (バヌンバイン分州)	キ100	Exploratie Mij. "Ned-Indie"	1キ100	BO	
		Goenoeng Marisi (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Ajer Sipongi (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Boekit Piongoe (同)	キ100	Mijnbouw Mij. "Moeara Sipongi"	1キ100	BO	
		Pagaran Si Ajoe (同)	キ100	N. V. "Algemeen Exploratie Mij."	1キ100	BO	
		Hoeta Barget I (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		" II (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Aek Karbouw (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Aek Saralan (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Eris (同)	キ100	W. de Haan	1キ100	BO	
		Lehong Donok (レボン副分州)	キ100	Mijnbouw Mij. "Peking Lehong"	1キ100	BO	
		Lehong Sintang (レボン副分州)	キ100	"	1キ100	BO	
		" I (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		" II (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		" IV (バイン副分州)	キ100	"	1キ100	BO	
		Lehong Soeit (同)	キ100	Mijnbouw Mij. "Ketaloen"	1キ100	BO	
		Sinan (同)	キ100	Mijnbouw Mij. "Sinan"	1キ100	BO	
		Gloemboek (同)	キ100	"	1キ100	BO	
		Lalangi I (同)	キ100	"	1キ100	BO	

四 機械化せる中工業
五 高度に機械化せる大工業

而して原住民の生活程度が低い故に、工業的發展を促進することにより、一般社會に與ふる犠牲を出來得る限り小範圍に止むる豫留意と共に、勃興しつつある工業にして、強大なる外國品の競争を受ける場合には當然之を援助するが、本援助は長期間に亘り援助を必要とせざるに至り得る見込のあるもののみ、即ち實價を通常状態に於て外國品の夫と同値又は夫以下になし得る見込のあるものに對してのみ之を行ふ方針で、斯る見込のある新規又は既存工業を左記の諸政策を以て助成することとして居た。

一 生産費を低下せしむる爲原料品に對する輸入税を免除する關稅政策

二 輸入制限を以てする通商政策

三 完成品加工品に對する輸入税引上を行ふ關稅政策

四 價格並に販路を保證せしむる爲の（價格統制作用を目的とする割當制限）通商並に工業政策

尙工業化政策の遂行に當つては、國民性に適合する技術的並に經濟的指導を爲すことを以て其の重要根幹とすると共に、財政的並に技術的指導機關を設立し、其の健全なる發達を期せんとして居た。

以上は最近經濟部工業局の發表した東印度の工業化政策の概要であるが、之を一言にして言へば、政府が戦前迄採りつゝあつた工業政策は、領内既存工業の保護助長及オランダ工業を壓迫せざる程度に新工業を勃興し、以て外國品の輸入防遏に努むると共に、従来の農業を中心とする經濟組織に工業を加へ、以て之が強化を圖ることを目的とせるものと云ふことが出来る。由來東印度は前記せる如く、工業製品殆ど全部を外國に仰がざるを得ない國情にあり、領内工業は需要の極小部分を供給するに過ぎなかつたが、日本品の躍進的進出により完全に壓倒せられ、何れも經營難に陥るに至つた。而して今日まで多くの輸入制限令の内セ

ント、鐵鋼、ビール、石鹼、タイヤ、チューブ、コップ、ボンド、織、電球、衛生陶器、縫紉等の輸入制限令はオランダ並に東印度の工業保護振興にも資せらるゝものと認められ、オランダ工業の爲にはオランダ品に優先割當をなし、東印度既設工業保護の爲には更に營業制限令を公布して其の濫設を防止すると共に、製造高をも制當て之が統制に當つて居た。又積極的政策としては、織物工業・織維工業・窯業工業・硝子製造工業・染料工業・石鹼工業・曹達工業・雜詰工業・飛行機工場を始め各種工場の新設計畫が樹立せられ、更に進んで化學工業の振興計畫も進められて居た。此の化學工業地帯としては種々の點よりして、最も有利な位置にある東部ジャワが擧げられて居た。

是等の事業は凡てオランダ資本を以て行はれたことは云ふまでも無いが、最近擴張新設の行はれて居たものは織物工場のみで、他は何れも計畫中又は試験時代にあるものであつた。

織物工場に就ては、政府はバンドンの外數箇所に織物指導所を設けて技術員を養成し、之を地方に派遣して指導に當らしめると同時に、織維の輸入税を免除して斯業の發達を圖りたる結果近來著しく整備し、舊製糖工場にして織布工場と化するものさへ現はるゝに至つた。

然し乍ら此處に注目し賃することは、政府の工業政策が主としてオランダ以外の外國より輸入するゝ商品に重きを置き、オランダ工業を壓迫せざるものに局限されたる工業政策であつたことである。即ち本方法による時は、一面オランダ工業に差したる影響を及ぼさざると同時に、他面外國よりの輸入を防遏する手段ともなるからである。又オランダ工業と對立するが如き工業は假令新設するゝとしても、生産量は或る限度に制限する方針のものゝ如くである。

尙國防上の見地よりして、重要な工業に對しては單に之を保護するに留まらず、更に積極的の之を助成する方針を採り、スラバヤ地方の機械工業に對しては補助金をさへ與へて居た。

第三節 工場數

一九三九年末現在に於る工場法の適用を受けて居た工場數は左の如くである。

各種工場數一覽表

工場名	一九三五	一九三七	一九三八	一九三九
機械工場	五八	五八	五五	五二
機械修理工場	一四	一五〇	一六二	一〇一
鐵道工場	五	八	九	九
印刷工場	二二	二二	二二	二二
セメント、トラス、石灰及セメントタイル工場	二	一	二	二
農園工業計	二二四	二二七	二一六	二一三
内製粉工場	一四	一五	一六	一六
精米工場	八〇	八五	八六	八五
製茶工場	二七	二七	二八	二七
コーヒー工場	二二	二二	二二	二二
コーヒー・ゴム工場	二五	二五	二五	二五
ゴム工場	三	三	三	三
タビオカ工場	三	三	三	三
織維工場	三	三	三	三
其他	九	九	九	九
ダイアモンド工場	六	六	六	六
發電所	三	三	三	三
製材工場	一	一	一	一
カボック線縮工場	八	八	八	八
コービー焙工場	九	九	九	九
清涼飲料水工場	一	一	一	一
東印度……工業	一三五	一三五	一三三	一三二

第四節 主要工業現況

農園工業及鐵業關係工業を除く他の主要工業の近況は大體左の如くである。

一 機械工業

主としてスラバヤ、スマラン、ソロ、バンドン及ジャカルタ等の港灣都市及栽培業の中心地に設立せられて居り、製品は主として農業用機械及船舶用具であつた。不況により大規模農業殊に糖業方面よりの注文激減せる結果著しく不振に陥り、中には工場を閉鎖せるものもあり、又從來輸入にのみ仰がれて居た新商品、例へば道路ローラ、其他鐵鋼、リベツト、鐵箱等の製作に轉向せるものもあつた。尙政府は不況の結果大打撃を蒙つた機械工業保護の意味を以て、地方廳に對し所要機械器具類にして可能なるものは、可及的領内の工場に注文を發する様注意を喚起した。

二 セメント工業

東印度には蘭印ポートランドセメント株式會社の經營する工場（スマ

コブラ・落花生・カボック種子油工場	108	84	81	104
芳香油工場	114	110	94	100
製紙工場	11	11	11	11
排水・揚水工場	101	114	114	101
葉卷煙草工場	11	11	11	11
紙卷煙草工場	11	11	11	11
花火工場	11	11	11	11
製氷工場	11	11	11	11
酸素工場	11	11	11	11
其他	114	114	114	114
計	590	601	634	713

トラ西海岸州へダン高地のインダゴラにあり、製品はバダセメント又はインダゴラセメントと稱せられて居る)が一つあつたのみで、本工場の製品を以てしては需要の半ばを充すに足らず、年々多量のセメントを外國殊に日本より輸入して居た。近年東印度のセメント消費高は不況の結果年々減少しつゝあり、殊に一九二九—三一年は激減を示した其の結果外國よりの輸入も減少し、バダセメント工場は相當の利益を上げることが出来た。然るに日本の金輸出再禁止以後、日本セメントの激甚なる競争に苦しみられ、製品の半分も販賣することを得ざる状態に陥り、一九三三年頭初に於ては月平均販賣高僅に二萬四千樽となり、剩へ消費高は益々減少し、全く經營困難の状態に陥るに至つた。從て政府に於ても之を保護する必要を認め、一九三三年六月遂にバダセメントに對し月最小限度五萬樽の販賣を保證し、續いて九月セメントの輸入制限令を公布し、以て外國セメントの輸入數量を制限せる結果、戰前に於ては再び採算圏内に入つて居た。

因に本工場の生産能力は年約十萬噸で、領内需要の大部分を供給し得る状態であつた。
左表はバダセメントが苦境に陥つた當時の事實を如實に物語るものである。

年次	セメント輸入高 千樽	内日本より の輸入高 千樽	バダセメント 工場の販賣高 千樽
一九二九	二二四	九三三	八七六
一九三〇	一九八七	九九一	八三七
一九三一	一、四三〇	六二八	七六六
一九三二	一、四〇六	七二八	四六五
一九三三	一、四四一	五九五	四三六

(備考) 一樽は一七〇斤入。
次にセメントの最近四箇年間に於る仕出國別輸入額を見るに左の如くである。

仕出國別セメント輸入高表

國別	一九三六			一九三七			一九三八			一九三九		
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額		
オランダ	1111	六	126	八	287	26	223	11	11	11	11	
イギリス	3311	12	793	25	170	39	275	48	48	48	48	
獨逸	909	12	80	9	810	18	488	19	19	19	19	
シンガポール	1433	110	3131	34	1917	38	2118	11	11	11	11	
日本	4993	8	1111	1	1580	9	807	10	10	10	10	
その他	1101	239	1020	18	1111	8388	1098	1098	1098	1098	1098	
計	1101	112	1098	112	1098	1098	1098	1098	1098	1098	1098	

三 織物工業

織物工業は各種織物制限令の實施と政府の獎勵(一九三二年一月三日より織物の輸入税を免除し、且つバンドン外各地に織物指導所を設けて指導員を養成する等)とにより著しく發達し、特に綿サロンの生産高は一九三四年の日産二千枚より三五年には一躍五千枚に達するに至り、同年政府は之が急激なる膨脹を避け、當時の設備を以て斯業の基礎を堅實にする爲營業制限令を公布した。

前述増加の原因の一端は、半人絹綿サロン及優良品の機織工場の擴張にあつたが、主として手織業者の激増によるのであつた。戦前織物工場として相當大規模のものはガルーにあるインターナショナル(Internatio)系のフリアンガン織物會社(N. N. Prijangan Pontwerij)工場、バタンにあるファン・ハウテン・ステファン會社(Van Houten Stefan & Co.)の工場、スラバヤにあるボルスミ社系の工場、テガルにあるジャワ織物會社工場等で、外に原住民支那人の小工場が多数存在し、機織臺数は左の如くである。

工場數	手織機	動力織機
一九三三年一〇月末	三三	四
一九三四年一〇月末	四〇	四
一九三五年一〇月末	二七	四

仕出國別ビール輸入高表

國別	一九三六			一九三七			一九三八			一九三九		
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額		
オランダ	3333	六三三	2909	六三三	1811	三九三	1105	三三三	333	三三三		
イギリス	511	111	786	190	六九一	180	六九一	180	六九一	180		
獨逸	1485	二六	1101	二八一	1386	二五五	1544	二五五	1544	二五五		
計	1485	二六	1101	二八一	1386	二五五	1544	二五五	1544	二五五		

東印度工業

六八三

一九三六年一〇月末
尙サロン用織機臺数は左の如くである。

手織機	動力織機	従業員
一九三三年末	3500	6000
一九三四年末	1100	11000

四 ビール醸造工業

東印度には、スラバヤの東印度ビール醸造會社の工場とジャカルタのアーキバルビール醸造會社(ジェオウキリ社系)の工場の二工場あり、前者は一九三一年一月、後者は一九三三年四月末各々操業を開始したものであるが、日本ビールとの競争により經營意の如くならず、其の存立さへ危ぶまれるに至つた。從て政府に於ても本工業保護の爲に一九三三年一月二月の輸入割當制を實施、以て全消費量の約半分の販路を保證するに至つた爲、最近業績は著しく好轉し一九三五年の醸造高は六萬二千五百箱に達した。因にスラバヤの工場は一九三六年初めてオランダのハイネケンス・ビール會社に買収せられた。

次に東印度に於るビールの輸入状況を見るに左の如くである。

單位數量—千立 價額—千ギルダー
出所—蘭印貿易年報

東印度...工業

シンガポール	九三	一九七	一八六二	三五七	一〇、〇〇	二〇〇	一、四一四	三三三
支那	三三〇	三九	一九九	三三	一五四	七	七九	一一
日本	一、二八八	二二九	一、三二六	一九六	四〇八	九四	九四	一一五
計	七、八八四	一、五七	八、八七八	一、七六八	五、四九〇	一、三三三	六、六四四	一、三三三

五 製紙工業

東印度には製紙工場はバンドン郊外のバダランに代表的のものが一つ存在するのみで、本社は資本金二百五十萬ギルダを以て一九二二年

仕出國別紙及紙製品輸入高表

單位：數量一噸 價額一千ギルダ
出所：同前表

國別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	九、〇〇	二、九四九	一、一四〇	三、四〇〇	一、一四〇	三、四〇〇	一、一四〇	三、四〇〇
イギリス	一、一〇〇	九二五	一、二七〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一
獨逸	一、一〇〇	九二五	一、二七〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一
ベルギー及ルクセンブルグ	一、〇〇〇	九二五	一、二七〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一
イタリア	一、〇〇〇	九二五	一、二七〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一
チエツコスロバキア及オーストリア	一、〇〇〇	九二五	一、二七〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一
スウェーデン	一、〇〇〇	九二五	一、二七〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一
アメリカ	一、〇〇〇	九二五	一、二七〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一
シンガポール	一、〇〇〇	九二五	一、二七〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一
支那	一、〇〇〇	九二五	一、二七〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一
日本	一、〇〇〇	九二五	一、二七〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一
他	一、〇〇〇	九二五	一、二七〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一	一、一四〇	一、五八一
計	六、七八〇	一、〇九〇	八、〇〇〇	一、〇九〇	八、〇〇〇	一、〇九〇	八、〇〇〇	一、〇九〇

六 石鹼工業

石鹼工場の代表的ものは獨逸人及ジャカルタのレベルス工場

石鹼製造高表 (一九四〇年)

東印度内製造高	八〇、〇〇〇	二化 輸入石鹼	四九一
輸入石鹼	一、二六四	三粉 輸入石鹼	五、九二八
東印度	七四、〇〇〇	輸入石鹼	四二五

仕出國別石鹼輸入高表

單位：數量一噸 價額一千ギルダ
出所：同前表

國別	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	三、八二	一、一六	四、〇〇	一、三三	四、〇〇	一、三三	四、〇〇	一、三三
イギリス	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三
獨逸	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三
ベルギー及ルクセンブルグ	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三
イタリア	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三
チエツコスロバキア及オーストリア	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三
スウェーデン	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三
アメリカ	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三
シンガポール	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三
支那	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三
日本	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三
他	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三	一、二八	〇、八三
計	一、三三六	一、一六	一、三三六	一、一六	一、三三六	一、一六	一、三三六	一、一六

(備考) 化粧石鹼及洗濯石鹼のみを掲ぐ。

次に一九二九年、一九四〇年の東印度石鹼輸入高を比較して見ると、次の通りである。

化粧石鹼輸入高	一九二九	一九四〇
洗濯石鹼輸入高	一、二三六	三二〇
計	一、九七八	四九〇
東印度...工業	一三、二一四	八一〇

七 塗・染料工業

代表的大工場は、レグノール社 (N. V. Regnault's Verf., Inkt en Biltfabriek) のスラバヤ及ジャカルタ工場並にルハーク塗料会社 (Ruhak & Co.) のスラバヤ工場、他に中小工場が六箇所にあつた。レグノール社の生産能力は約百二十萬瓶、ルハーク社の生産能力は約

六十萬疋で、東印度全産の總生産能力は約二百萬疋であつた。然し乍ら之を以てしては消費量の半ばにも達せず、年々多量の輸入を行つて居

た。主要仕出国は左の如くである。

仕出国別塗染料輸入高表

國別	一九三七		一九三八		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
オランダ	二八〇七	一〇一六	二二二五	七九五	二二九〇	九四七		
イギリス	一四〇四	四六八	一八九〇	四一九	一六〇三	四九八		
フランス	三〇六三	四七二八	三九〇四	三八七	二二八四	二八三三		
ベルギー及ルクセンブルグ	三五五	二九三	三五二	三九	三〇六	二五二		
スウェーデン	七〇八	一九七	七〇〇	一六六	七九二	一七三		
アメリカ	七〇一	二七六	一八八	三七七	二二七	四八六		
シンガポール	二三八	四二四	八〇〇	五五三	八四九	四九〇		
日本	三三九	一〇一	一七五	七六	一九一	八三		
その他	一三三二	八〇九	一、四七五	二九九	二、一四二	五〇一		
計	一四、三三八	八、五五七	一、二二六	七七一	一、二五二	六、五四七		

單位：數量—噸 價額—千ギルダ
出所：關稅統計年報

八 編物工業

竹帽とパンダン帽が主なるもので、竹帽の製造はジャカルタ及バンテン州が最も盛で、中心地はタンゲランである。業者は總て支那人及原住民で其の材料たる竹は繩竹(バムブ・タリ)と稱するものである。之は耐久力強く風雨に堪へ且つ柔軟である。本帽子はバナマ帽に似て軽く、領内に於て消費さるゝ外外國殊に佛蘭西に輸出せられた。パンダン帽はタコの木葉の織維を以て編んだもので、竹帽子と同様タンゲラン地方に於て多く製造されるが、タシクマラヤ地方にも産する。尚パンダン葉産も相當數量輸出せられ、一九三五年に於ては四十萬枚、十五萬三千ギルダに達して居た。

九 更紗工業

更紗工業は原住民工業の大宗であり、政府も亦之に最も意を注いで居た。本工業の最も盛なのはソロ、ジョクジャヤ及ベカロンガンである。原料は主として晒綿布、キヤムブリックであるが、一九三四年三月本品の輸入制限の實施せらるゝや其の價格騰貴の爲多大の打撃を蒙り、止むなく其の代用品たる生地綿布三巾巾巾も使用せられるに至つたが、續いて一九三五年本品も亦輸入を制限せられ、價格高騰の結果更紗工業は著しき不況に陥るに至つた。茲に於て政府はオランダ晒綿布の市價を指定し、輸入商に割戻金を與へ同時に仲介商には市價下落の結果生ずる損害を賠償し、以て斯業の保護に乗り出すに至り多少緩和さるゝに至つた。

因に一九三六年度に於る割戻金は八十萬ギルダであつた。

パティク生産高表

年次	布地消費高(千噸)		パティク生産高	
	キヤムブリック	グレイ	計	(單位：千個、二十枚を以て一團とす)
一九三六	100,800	311,800	412,600	3,040
一九三七	119,900	288,000	407,900	3,947
一九三八	96,100	313,800	409,900	3,277
一九三九	99,300	315,600	414,900	3,241
一九四〇	91,000	314,900	405,900	3,251

生産原價表

年次	原料及補助材		資金		企業者利益		生産額	
	計	單位：百萬ギルダ	計	單位：百萬ギルダ	計	單位：百萬ギルダ	計	單位：百萬ギルダ
一九三六	240	六〇	240	三〇	240	三三	240	三三
一九三七	302	七〇	302	三九	302	四一	302	四一
一九三八	252	四〇	252	一四	252	三〇	252	三〇
一九三九	223	四二	223	一四	223	三一	223	三一
一九四〇	243	三八	243	一三	243	二九	243	二九

第一次發電力一覽表(1)

種別	地方名	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九	
		水力發電	火力發電	水力發電	火力發電	水力發電	火力發電	水力發電	火力發電
公共發電事業(2)	ジャワ	37,900	35,800	35,800	37,500	49,800	52,500	44,100	51,400
	外領	600	3,100	3,100	3,100	400	3,100	400	3,100
計		38,500	38,900	38,900	40,600	50,200	55,600	47,500	54,500
政府發電事業	ジャワ	50,100	8,700	56,800	51,700	8,700	80,800	51,700	8,700
	外領	1,500	1,000	3,900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計		51,600	9,700	60,700	52,700	9,700	81,800	52,700	9,700
供給の爲のもの	ジャワ	50,100	8,700	56,800	51,700	8,700	80,800	51,700	8,700
東印度工業		1,500	1,000	3,900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計		51,600	9,700	60,700	52,700	9,700	81,800	52,700	9,700

一〇 水力・電氣事業

政府は一九一〇年頃より東印度の水力問題の調査を繼續して居たが、本研究は元來官營鐵道の電化の爲に起つたもので、更に進んで産業の發達上必要なる動力を供給せんとする意圖に出て居たものである。東印度に於ては水力は頗る豊富にして、水力電氣事業の將來は前途洋々たるものがある。

水力電氣に關する事項は土木交通部の電氣課の管掌事務に屬し、政府自身も各地に事業を經營して居た。又民間の水力利権の申請ありたる時は一應之を檢討し、許可すべきものには許可を與へることとなつて居た。又水力利権には二種あり、一は自家用水力百馬力以下のものにして將來通告する迄之が使用を許可し、且つ水租を徴收しない。一は第三者に對するエネルギーの供給を目的とする百馬力以上のもので、之は期限四十年、水租は百馬力以上九百馬力迄は一馬力當り二ギルダ、九千馬力迄一ギルダ、五十セント、一萬馬力以上一ギルダとなつて居た。次に水力電氣事業に關する諸統計を示せば左の如くである。

單位：キロワット
出所：關稅統計年報

第十六章 労働

労働行政—關係法規—ジャワ苦力の募集—労働者数—職業紹介所—ジャワ苦力の特種—労働

第一節 労働行政

苦力階級の聲が漸く世の注目を引き、一九〇〇年頃より労働監督の制度及び苦力募集規定の必要が叫ばれるに至り、一九〇八年此の労働監督の制度が初めて世に現れ、ジャワを除く外領各地に適用せられることになった。一九二一年司法部の中に労働局なる一局が獨立されて以来、東印度の労働行政は一切同局の手に統一されることになった。本局は戦前迄労働立法統計課・労働監督課及公安監督課の三課に分たれ、夫々後述の事務を分掌し以て労働行政に遺憾無きを期して居た。

又失業者救済の爲に職業紹介所 (Arbeidsbureaus) が各地に設けられ、其統制機關として中央職業紹介所が労働局内に設けられて居た。労働局長は各職業紹介所に對し年々月額二五乃至二五五ギルダの補助金を交附し、且つ各紹介所に於る郵便料金・電話料等諸雜費に對し月額三〇乃至七五ギルダの金額を補助する権限を有した。本紹介所はジャカルタ、ジャヤネガラ、ボゴール、スカブミ、バンドン、ガル、チレボン、テガル、ベカロンガン、スマラン、ジョクジャカルタ、スラカルタ、マデウン、スラバヤ、マラン、バダン、マカッサル、メナド、パレムバン、メダンの各市に設けられ、各紹介所は雇主及労働者より兩者が上記の市内に居住せざる場合には一〇ギルダ、何れかの一方が居住せざる場合には五ギルダの手致料を徴収して失業者の就業斡旋に當つて居た。

- 一 雇主及労働者相互間の権利及義務の履行に對する監督
- 二 東印度領内及領外に於る農・工・鐵業等に要する契約苦力を東印

即ち當課の監督を受けるものは汽車・軌道車等の交通機關のみならず電力工場・製糖工場・壓搾空氣製造工場・瓦斯工場等各方面に亘り、土木交通・經濟・司法・内務・教育等の各部の監理下に置かれる各會社及工場等に於る公安維持に必要な一切の監督は、本課の直接監督下に置かれて居た。

公安監督區は左の五區に分たれて居た。

第一監督區 スラカルタ、ジョクジャカルタ、ケデリ、マデウン、ボジョネゴロ、ケヅ、スマラン、パテイの各州

第二監督區 東部ジャワ省のスラバヤ、マラン、ブスキ及マツラ、南部東部ボルネオの各州及大東州

第三監督區 西部ジャワ省の中、バンテン、ジャカルタ、ボゴール、西部ボルネオ、バンカ・ピリトン、パレムバン、ラムボン、ベンクレン、ジャムビ、リオの各州

第四監督區 スマトラ東海岸、アチエー、スマトラ西海岸、タバヌリの各州

第五監督區 監督官駐在地—メダン

ボゴール(第一區以外の原住民理事州)、フリアンガン、チレボン、ベカロンガン、パニユマス各州

監督官駐在地—メダン
スマトラ東海岸州労働調査改善委員会 (Permanent Arbeidscommissie tot bestudeering en verbetering van de arbeidsomstandigheden in het Gouvernement Oost-Kust van Sumatra)
本會は一九三一年メダンに設立せられたもので、労働契約の最長繼續期間、労働者側の労働契約違反に對する刑罰規定撤廢の可能性に關し、政府に献言するを主たる目的とし(政府は本委員会の意見を考慮して五年毎に苦力條令を改正することにして居た)、依頼の有無に拘らず司法部

- 度領内に於て募集する場合の監督
- 三 農園従業員(苦力を除く)規則の違反行為の探査
- 四 スマトラ東海岸(ベンカリス分州)、リオ(リンガ、カリムン、タンジョンピナン)の各分州、ジャムビの各州に於る製材及薪炭製造工場取締規則(所謂ペンロン規則 II Panglon Reglement)及各關係州長官の規定せる同施行細則の遵守の監督
- 五 婦女夜間労働及未成年者労働規則の遵守の監督

因に労働監督區は左の如くである。

監督官—一等労働監督官
スマトラ東海岸州(ベンカリス分州を除く)、アチエー州、スマトラ西海岸州、タバヌリ州、リオ州、ジャムビ州(バンロン地方のみ)、西部ボルネオ州
監督官駐在地—メダン、ピリトン、ジャヤ、マタラン、シアンタル、タンジョンパライ、タンジョンピナン

監督官—二等労働監督官
ジャワ

監督官駐在地—ジャカルタ、バンドン、スマラン、スラバヤ、マラン、ジョクジャカルタ

監督官—監督課長
ジャムビ州(バンロン區を除く)、パレムバン、ラムボン、ベンクレン、バンカ、ピリトン、南東部ボルネオの各州及大東州
監督官駐在地—ラハト

- 公安監督課長所管事務
 - 一 機關條令及同規則(一九三〇年公布)に基く蒸氣機關の監督
 - 二 鐵道及軌道に關する取締規則(一九二七年公布)に基き交通安全に對する汽車及軌道車所管事務
 - 三 公安規則(一九一〇年公布)に基き各種設備及工場の監督

長官、スマトラ東海岸州知事及労働局長に労働状態の改善に參考となるべき總ての方策を具申するを從來の目的としたものである。

第二節 關係法規

ジャワに於ては特にジャワの爲に制定された労働法規は存在せず、單に東印度全體に適用され、少年労働及婦人の夜間労働の制限に關する規定が施行されて居たに過ぎないが、外領に對しては外に契約苦力に關する苦力募集令 (Wervingsordonnantie) 及苦力條令 (Koelie Ordonnantie) が適用されて居た。前者はジャワ原住民との労働契約の締結に際して起る各種の弊害を防止すると共に、精神上肉體上の不適を定め或は疫病の傳播を豫防するにあつたのであつて、後者は雇主及契約苦力の權利義務を嚴重に規定して居たものである。本苦力條令は東印度の労働法規中最も重要なもので、外領各地に於る歐人諸企業の死活の鍵とも稱し得るものであつた。

東印度の最初の苦力條令は一八八〇年に制定されたスマトラ東海岸苦力條令で、本法は元來農業にのみ適用されて居たが、其の後鐵業・工業・鐵道及工場等にも適用されるに至り、更に地方の特殊事情により部分的の改變を施した後、他の諸地方にも運用されるに至つた。然るに一九一五年スマトラ東海岸州に對し、新苦力條令が制定されたのを手始めにアチエー(一九一五年)、西部ボルネオ(一九一八年)、ジャムビ(一九一八年)、タバヌリ(一九一八年)、メルツケン(一九一八年)、スマトラ西海岸(一九二五年)、パレムバン(一九二五年)、南東部ボルネオ(一九二五年)、セレベス(一九二五年)、メナド(一九二五年)、リオ(一九三五年)、ラムボン(一九二五年)及バンカ(一九二七年)の諸州にも各々獨立した別個の苦力條令(刑罰規定を附帶する苦力條令)が制定され、更に一九三一年に至り官報第九四號を以て上記の各條令は撤廢されると同時に、外領全體に亘つて一律に適用される外領苦力條令 (Koelie Ordonnantie voor de Buitengewesten) が制定された。本條令の内容は前述の各

苦力命令の夫と殆ど同一であるが、特に刑罰規定の漸進的撤廢に關する規定を包含する點に於て重大なる變化を示して居た。

而して本條令に基き五箇年毎に行ふ本條令の改正條令として、一九三六年一月一〇日に新苦力條令が公布され、之によつて愈々刑罰規定を伴ふことによつて一種の強制労働と看做され、列國の非難の的であつた契約苦力 (Contract Arbeiter) の漸減方針が明瞭とされ、漸次契約苦力を廢して之に代へるに非契約苦力 (Nicht-Contract Arbeiter) を以てし、且つ非契約苦力の契約苦力に對する割合を本條令より愈々大ならしめらるゝに至つた。次に新苦力條令の要點を摘録すれば左の如くである。

東印度外領苦力條令(一九三一年—一九三六年苦力條令)は總則、契約、雇主の義務、労働者の義務、懲戒規定、刑罰規定、刑罰規定の漸廢、監督及終末規定の各章に分れて居る。總則に於ては先づ最初に外領に契約苦力を雇入れ得る企業を農業及工業に限定し、労働局長の判斷により契約苦力を雇入れ得ざるものを規定して居る。第二章の契約に於ては契約期間の最長期間を二箇年とし再契約を許さない。仍て契約満期後尙事業地に留つて労働者たらんとする者は、以後は所謂問題の刑罰規定の適用を受けざる非契約苦力として労働に従事するより外ない。契約は企業所在の州即ち農園・鐵山又は工場所在地又は右以外の土地に於て、而して企業所在州の原住民に非ざる労働者及ジャワ生れの者にして、既に同一又は類似の労働條件の存在する近隣地に於て、本條令に基き労働に従事せることのない労働者とのみ締結し得るもので(セルツケンには除外例あり)、企業所在州に於て斯る労働者と締結し得る契約は一回のみとされて居る。ジャワに於て募集せる原住民との労働契約は必ずジャワ・マツラに於て締結しなければならぬ。即ち事業地に於て今迄行はれた再契約は、これによつても完全に廢止されることとなる。労働契約は労働者の死亡によつて消滅するも雇主の死亡によつては消滅しない。第三章の雇主の義務に於ては先づ労働者の所得を規定し労働者が日常生活必需品の購入に必要な金額との特別な生活必需品の購入に必要な金額

に、同官不在の場合は州長官に書面を以て其旨を届出でなければならぬ。第四章に掲ぐる労働者の義務としては、労働者は規則正しく其の労働に服し、支配人又は其の部下により下された契約上の義務に關する命令は忠實に之を遵守し、且つ萬事其の契約によつて行動すべきもので、突發的災難又は焦眉の危険に際しては支配人又は其の部下よりの通報あり次第労働契約により労働時間外又は契約による休業日・祝祭日たりと雖も、當日彼が農園又は工場等に居る以上必ず之に助力する義務を有し、右行為に對しては賃金を要求し得ざるものとされて居る。又給與されて居る住居を清潔に維持すべき事等の義務を負担して居る。又特に鐵山業に於ては労働者は其の指定せられたる持場を許可無しに離れることが出来ない。併し労働者が雇主・支配人又は其の部下より不法な取扱を受け、之を當該官憲に告訴せんとする場合に於ては、その租頭の許可を要せざるは勿論労働日に於てもこの訴へを爲すことが出来る。但し此の場合には彼の勤務終了後尙も二十四時間以前に其直屬租頭に對してその告訴せんとする意圖を通告しなければならぬ。第五章の懲戒規定に就ては労働者が契約期間中農園外に於て審問又は收監せられ又は賜暇・疾病其他の理由により企業(農園)を去り、其の許可せられたる期間内又は州長官により十分なりと思惟せられる期間内に企業(農園)に歸らざる場合には、雇主は自己の費用を以て警察官により又は警察官の名により雇主の部下の手によつて當該労働者を企業(農園)に連れ戻すことが出来る。又關係醫師により他人への感染を防ぐため、法律の定むる病院への收容を必要と診斷されたる罹病労働者は、上記醫師の請求に基き上記病院に入院せしめらるゝことを要し同病院よりの退院は關係醫師の退院承認なしには出来ないことになつて居る。第六章の刑罰規定に於ては本苦力條令の規定及労働契約に基きことなく且つ許可なくして引續き廿四時間以上正當の理由なく企業(農園)を脱出せるもの、雇主側より再三指令を受けたるにも拘らず労働契約を履行せざる者、災害を受け又は危険な事故の發生したる場合その農園に居りながら援助せざりし者、鐵山業

額として記載額と其の十五%に當る附加金額との合計を以て最低賃銀とし、同時にの特種作業條件を伴ふ労働に對しては記載金額の三〇%増しを以て最低賃銀と定めて居り、雇主と労働者の契約の如何を問はず労働者のなす本賃銀の要求を正當と認めて居る。且つ時間外労働に對しては超過時間に對する割増賃金は少くとも五〇%以上引上ぐることを規定し、賃銀は規則正しく直接労働者に對して支拂ふを要する。労働者に對する前貸金は労働局長によつて定められた金額を超へることを禁ぜられて居る。差引勘定を要する場合は該金額は賃銀の五分の一を超へてはならない。労働者に對しては雇主・支配人及其の部下は罰金を賦課することが出来ない。休日によつては契約者に定むる宗教的祝祭日の外、毎月最少二日は労働者に労働を要求し得ず、女労働者に對しては更に豫定分娩日前三十日(當日を含む)及分娩又は流産後四十日間(當日を含む)及月經期最初の二日間は全然如何なる労働をも要求し得ない。又労働時間に對しては地上は九時間、地下は少くも連續四時間の制で労働を爲す者に對しては八時間半とし、連續六時間以上の労働は禁止され、最少一時間の休業時間と與へなければならぬ。労働者の住宅に就ては本人の意思に反して其家族を別居せしめるを得ず、雇主は労働者及其の家族に對し無料にて適當なる住家、良好なる飲料水、浴水を給しなければならぬ。又五箇年以上同一雇主の下に労働せる既婚労働者に對しては、爾後其の農園又は工場に於て労働を繼續する限り、一戸建又は二戸建の住宅を支給することを要す。労働者及其の家族が罹病せる場合には適當なる病院にて無料にて治療看護を與へ必要なる藥品及繃帶を給與するは勿論病人及其の家族の生活を保護し、契約期間中死亡せる労働者に對しては雇主の費用を以て之を埋葬しなければならぬ。契約苦力及其の家族の往復旅費が雇主の負擔なるは勿論契約満期後一箇月以内に歸還要求ありたる場合、又は本人が死亡し遺族に於て之を要求せる場合には無料にて故郷へ送還する義務がある。又雇主は其の使用中の労働者が雇主又は支配人及其の部下を打撃するか又は脅迫した場合八月以内に管内労働監督官

者に於て指定せられたる持場を許可無しに且つ理由なしに離れたる者は、最高一箇月の禁錮又は最高百ギルダの罰金に處せられ、前回の處罰宣告確定後未だ二箇年を経過せざるに再び右事實ありたる場合には、最高三箇月の禁錮又は最高三百ギルダの罰金に處せられる。又所定期間内に農園に出頭せざるか、本苦力條令及契約に基き雇主又は其の部下の命令に服せざる場合には、最高十二日の禁錮又は最高五十ギルダの罰金に處せられる。雇主及其の部下に對する反抗・侮辱・脅嚇又は騷擾・喧嘩・酩酊にして刑法により犯罪として處罰せられざる種類のものは、最高一箇月の禁錮又は最高百ギルダの罰金に處せられ、前回の處罰宣告確定後未だ二箇年を経過せざるに再び右の事實ありたる者は最高三箇月の禁錮又は最高三百ギルダの罰金に處せられる。而して以上の違反行為は總て農園支配人(又は其他企業支配人)の告訴によつてのみ起訴せらるゝものである。以上は契約労働者に對する刑罰規定であるが、雇主も次の如き行為ありたる場合には同じく本規定の適用を受ける。即ち本條令に規定せらるゝ義務を履行せざる場合は、最高一箇月の禁錮又は最高百ギルダの罰金に處せられる。雇主が法人なる時は支配人に對して課せられる。前回の處罰宣告確定後二箇年を経過せざるに再び右事實ありたる場合は、最高三箇月の禁錮又は最高三百ギルダの罰金に處せられる。又労働契約の不履行を煽動し或は何等かの方法により故意に不履行を援助したる者は、最高一箇月又は最高百ギルダの罰金に處せられる。而して本條令により處罰せられたる行為は違反行為と看做される。

第七章の刑罰規定の漸廢に就いては、元來契約苦力に對する刑罰規定は東印度一國の問題たるのみならず、國際問題としても取扱はれたる因縁附の大問題にして、前記の如く苦力條令には刑罰規定が附隨して居り、而も本刑罰規定は私的契約に對して犯罪同様の刑罰を加ふるものなるが故に再三問題を起したことがある。一九一〇年植民大臣は労働問題調査委員の意見を採用して、本規定を全廢すべき法律案をオランダ議會に提出せんとしたが、猛烈なる反對に會ひ遂に目的を達することが出来なかつ

た。然し乍し本目的達成の一方法として、刑罰規定の適用を受けない契約苦力を使用し得る規定を設けることに成功した。其後と雖も、本規定は常に問題視され来たのであるが、一九三〇年ゼネバに國際労働會議が開催されるや、本規定は議題の中心となり喧しく論議され、東印度原住民代表サリム氏の如きは猛烈な全廢論を唱へ、列國代表中にも痛烈なる質問を爲してオランダ代表を苦境に陥らしめる一方、東印度物産の大顧客たる米國の如きは、強制労働によりて生産されたる物産(煙草が主である)を輸入せざる旨を言明する等、如何にしても近き將來之を全廢せねばならない立場に置かれたるが故に、當業者及政府も遂に年來の懸案たりし刑罰規定の漸進的撤廢を敢行することに決し、前記苦力條令中に刑罰規定の漸進的廢止規定として、契約苦力の代りに非契約苦力を雇傭すべきことを規定し、一九三一年以來實施して来たのであるが、今回改正公布された一九三一年—一九三六年苦力條令は前條令に比して、一層著しく刑罰規定の適用を受ける契約苦力の減少を規定し、以て本條令の主旨たる刑罰規定の漸進的方針を明にした。

- 一 一九二一年以前又は一九二一年中に創業せる農園は、本條令適用の爲制定せらるべき政府令に基きて認定せられたる自由苦力(非契約苦力)を最小限其の使役苦力總数の左の率とすることを要す。
 - (イ) 一九三六年一月一日以降 五〇%
 - (ロ) 一九三八年一月一日以降 七五%
 - (ハ) 一九四〇年一月一日以降 一〇〇%
- 二 一九二二年より一九二七年迄に創業せる農園
 - (イ) 創業後第十一年目の一月一日以降 二五%
 - (ロ) 創業後第十三年度の一月一日以降 四〇%
 - (ハ) 創業後第十五年度の一月一日以降 五〇%
 - (ニ) 創業後第十七年度の一月一日以降 七五%

- (イ) 創業後第十九年度の一月一日以降 九〇%
- 三 一九二八年より一九三〇年迄に創業せる農園
 - (イ) 一九四二年一月一日以降 五〇%
 - (ロ) 一九四四年一月一日以降 七五%
 - (ハ) 一九四六年一月一日以降 一〇〇%
- 四 一九三一年より一九四一年迄に創業せる農園
 - (イ) 一九四二年一月一日以降 五〇%
- 五 前項規定の期間内に於て既存企業(農園)の既に行へる擴張又は今後行ふべき擴張についても同項の規定を適用す。但し此處に擴張とは別に政府令の定むる所により企業面積及必要労働者数が一定の限度を超へたる場合を云ふ。

(備考) 政府令の規定する擴張とは一九三一年—一九四一年の期間中に最小限五〇〇疇の面積が擴張し、植付により擴大した場合又は擴大せらるる場合、但し同期初に於る同企業の植付面積が一、〇〇〇疇未満の時は同期初の同企業面積に對する最小限五〇%が同期間中に同面積に對し擴張したる場合又は擴大せらるる場合を謂ふ。

六 總督は當該農園の位置、事業の性質上よりする特殊事情に基き或は不慮の障礙の起る懸念ある場合、雇主の申請ありたる時は本規定の適用を免除することを得。

七 前記規定によりて發生する義務を履行せざるか若くは賃金引上げの決定を所定期間内に履行せざる時は、司法部長官は雇主に對し本條令に基き新労働契約を締結することを禁止することを得。且つ當該雇主が右規定の禁止通告受領後猶三箇月間之を履行せざる時は、總督は該農園に於る一切の労働契約は總督の定むる時期に法律上解消せらるものと看做す旨を規定することが出来る。農園が憂慮すべき暴亂状態に陥りたる時も亦同様。

八 苦力條令は刑罰規定を伴ふ労働契約の下に於る労働を一層制限し若くは全廢せんが爲今後五箇年毎に訂正するものとす。

以ての外、本條令には尙第八章監督、第九章終末規定があるが、之は茲には省く。尙本條令は一九三六年一月一日より實施せられ、同日前に締結せられた再契約は、本條令施行後は本條令に謂ふ労働契約と看做され、今後は本條令によつて再契約は一切行はれないことになつて居た。右苦力條令の外、東印度には尙一つの苦力條令があつた。本條令は一九一一年苦力條令と謂ひ、外領苦力條令の一般的改變を期待し、同條令の下に別に條令を定め以て、労働者の雇傭就職に一層の自由を賦與せんとする意向を以て、即ち刑罰規定全廢の下に於る苦力(刑罰規定の適用を受ける契約苦力)に對し、刑罰規定の適用を受けざる契約苦力にして普通之を自由苦力と謂ふが、之は前苦力條令の非契約苦力とは異なる)に關して規定せるもので、普通本條令を自由苦力條令と呼ぶ。

本條令は一九一一年官報第五四〇號を以て制定せられ、爾後數度の改訂が行はれ、一九三三年官報第一〇六號を以て今日に至つたものである。本條令は外領に於る農業及工業に労働を提供する原住民に非ざる労働者に適用されるもので、雇主は契約の開始及終了期日、契約賃金及労働者の前借金を記載する法定の登録簿を備へ、勞銀を完全に支拂ひ如何なる場合にも勞銀の四分の一以上の差引を爲すを得ざる義務を有す。又労働者が雇主との契約全期間(契約の期間を定めざる労働に就いては三箇年間を約定せるものと看做す)の就業を終りたる場でも更に同一期間契約を延長せらるものと看做す)の就業を終りたる場合又は肉體的に不適當のため、其の労働を繼續し得ざるに至りたる場合労働者の要求に基き、自己は雇主の費用を以て當該労働者及其の家族を最初の機會に於て、募集地迄送還する機會を與ふることを要する。契約満了前に自己の過失を責へ基かずして(地方長官の判断による)雇主により解雇せられたる労働者に對しても、雇主は前項の義務を負ふものとす。雇主は労働者に對し完全な醫療・住居・飲料水・浴水を與へ

なければならぬ。雇主が是等諸規定に違反せる場合は最高百ギルダの罰金に處せらるるも、労働者の雇主に對する反抗・侮辱・脅嚇又は騷擾・喧嘩・酷刑にして刑法にて處罰せられざる種類の行爲を敢てせる場合は最高一箇月の禁錮又は最高百ギルダの罰金に處せられる。而して本令に謂ふ自由苦力は、主として前記苦力條令に謂ふ契約苦力の契約満期となりたる苦力中より、或はジャワに於て別に採用される。

第三節 ジャワ苦力の募集

政府が、苦力募集を營業とするもの竝に雇主が直接苦力を募集する場合、斯る募集行爲に干渉し始めたのは、前者に於ては募集條令 (Werving Ordonnantie) が制定せられた一九〇九年、後者に於ては自家用募集 (Eigen Werving) が制定せられた一九一五年(官報第六九三號)以後のことである。是等諸規定は爾後改正を加へられて今日に及んだが、一九三六年五月四日總督の決定を以て兩募集規定は全廢止せられ、今回新に外領に於て使役する労働者として、事業地の原住民に非ざる者及ジャワに於て其處の原住民を募集する行爲に關して、茲に新に前記二苦力條令に基いて一九三六年募集條令 (Werving Ordonnantie 1936) が公布せられた。本條令に關し其の要點を披擧すれば次の如くである。

- 一 ジャワに於て苦力を募集し得る者は(イ)司法部長官の認可せる募集機關即ち雇主組合 (Vereniging van Werkgevers)、(ロ)司法部長官より特別に許可を得たる雇主(但し自家用として苦力を募集する場合に限る)。
- 二 募集機關により苦力募集を委任せられたる者は、當該募集機關より労働局長の承認せる任命狀 (Aanstellingsbrief) を交附せらるることを要す。
- 三 募集せられたるジャワ苦力は労働局長の指定場所に建設せられたる收容所又は労働局長の承認を受けて募集せられたる苦力及其の家族専用の臨時收容所に於て收容することを要す。本收容所に於ては

是等の苦力及其の家族は、無料で募集機関たる雇主組合からジャワを出発する迄給與を受けるものとす。

四 労働契約書は、募集機関と募集せられたる苦力と労働監督官又は其代理官との立會の上で作成されたるもの以外は無効とす。

五 募集機関は労働局長の制定せる規則に違ひ當該募集機関に参加せざる雇主のためにも、夫等の雇主より委託ありたる場合ジャワに於て原住民を募集することを要す。但し斯る場合夫等の原住民と締結する労働契約は委託せる雇主の名義で行ふことを要す。

六 募集苦力との労働契約は、當該苦力が衛生部長官の指定せる醫師の診断を受け且つ爲すべき労働に適することを證明せられたる後締結せられたるものに非ざる限り無効とす。又雇主が自家用として直接募集せる場合、本契約がジャワに於て締結せられざる場合には到着地で醫師の診断を受けることを要し、且つ其の旨ジャワ出發前に當局に届出で其の承認を受けることを要す。

七 被募集人と労働契約の交渉を爲したるも契約の成立せざる場合には募集機関は被募集人及其の家族を原住地迄募集機関の費用を以て送還することを要す。又ジャワの總督の指定せる港より事業地迄の輸送費も募集機関の負擔とす。而して本費用は募集せられたる者對し返還の義務を有せず。

八 募集する又は募集せる苦力には原則として前渡金を渡すことを禁ずるも、特別の場合に限り労働局長の権限を以て労働局長の決定せる最高額迄、(イ)ジャワにて與へる手附金、(ロ)農園到着の際與へる前渡金、(ハ)特別の場合ジャワにて與へる前渡金を許可す。

九 労働契約は其の内容が募集せられたる苦力によりて承知せらるゝを要す。

一〇 募集機関の禁止規定違反及義務怠慢に對しては、募集機関の理事長又は募集機関が法人なる場合は其の法人の代表者及自家用苦力募集の場合には募集を委託せられたる者に最高、箇月の禁錮又は最

高百ギルダの罰金を課す。

一 募集機関は本條令に基いて作成せられたる總ての書類を労働監督官及内務部の官吏の閲覧に供し夫等諸官の質問に對し答辯することを要す。募集行爲を委任せられたる者の所持する任命狀に對しても又同じく本規定を適用す。

二 不條令又は本條令の施行細則に基いて作成せらるゝ總ての書類には印紙を貼用することを要せざるも、司法部長官の交附する募集機関の免許狀下附願、自家用苦力募集許可願及募集苦力臨時收容所認可願は夫々印紙を貼用することを要す。

苦力募集條令には前記の外外國に於て労働に従事する原住民を、ジャワに於て募集する行爲を規定する條令がある。但し本條令の適用を受け外國中には蘭領西印度スリナメは含まれない。本條令は一九三六年二月八日附官報第六五〇號を以て公布せられ、其の内容は東印度外領苦力募集條令に殆ど等しく只特に外國にて勞務に従事する上に必要な諸事項を加へて居るに過ぎず其の詳細は茲には省略する。

第四節 労働者數

東印度に於る労働者數はジャワ及外領別に就ては不明であるが、外領に於る農園労働者數は左に示す如くである。

外領州別苦力數表の(一九三九年)

地方名	農園數 (一)二月 (二)三月 (三)現 (四)自由	一月二日現在數		一月三十一日現在	
		支那人	計(2)	支那人	計
ラムボン	二九	男 八六七六	一三〇八八	男 九三三六	一三九三〇
パレムバン	二六	男 一〇二四	一三二四	男 一〇六三	一三〇七二
ジャムビ	二	男 八六	一〇一	男 八八	一〇一
スマトラ東海岸	二六五	男 九六〇	一三三三	男 八五九	一三三三
ベンクレン	九	男 七三	一〇一	男 六六	一〇一
スマトラ西海岸	一八	男 一〇九	一〇九	男 一〇九	一〇九
タバヌリ	一六	男 一〇〇	一〇〇	男 一〇〇	一〇〇
アチエ	五二	男 一〇八	一〇八	男 一〇八	一〇八
リオ	二四	男 一七一	一〇九	男 一〇九	一〇九
パピントン	二	男 七五	七五	男 七五	七五
西部ボルネオ	九	男 二二	二二	男 二二	二二
南東部ボルネオ	三二	男 六八	六八	男 六八	六八
計 一九三九	四八四	男 一八四三	二二二九	男 一八七三	二二二九

(註) (1)メナド、セレベス、モルツケン及バリ・ロンボクを除く (2)他の國民をも含む。

増加數

外部より獲得せる數

減少

支那人

ジャワ人

計

外領州別ジャワ契約苦力出稼及歸還數表

出所同前表

年次	計		出稼		苦力		出稼		苦力	
	出稼	歸還	出稼	歸還	出稼	歸還	出稼	歸還	出稼	歸還
一九三五	1,014	1,171	1,014	1,171	1,014	1,171	1,014	1,171	1,014	1,171
一九三六	1,131	1,273	1,131	1,273	1,131	1,273	1,131	1,273	1,131	1,273
一九三七	1,273	1,415	1,273	1,415	1,273	1,415	1,273	1,415	1,273	1,415
一九三八	1,415	1,557	1,415	1,557	1,415	1,557	1,415	1,557	1,415	1,557
一九三九	1,557	1,699	1,557	1,699	1,557	1,699	1,557	1,699	1,557	1,699
計	7,111	7,711	7,111	7,711	7,111	7,711	7,111	7,711	7,111	7,711

國別ジャワ契約苦力出稼・歸還數表

出所同前表

年次	總數		外國		殖民地		交趾支那		蘭領西印度	
	出稼	歸還	出稼	歸還	出稼	歸還	出稼	歸還	出稼	歸還
一九三五	1,014	1,171	1,014	1,171	1,014	1,171	1,014	1,171	1,014	1,171
一九三六	1,131	1,273	1,131	1,273	1,131	1,273	1,131	1,273	1,131	1,273
一九三七	1,273	1,415	1,273	1,415	1,273	1,415	1,273	1,415	1,273	1,415
一九三八	1,415	1,557	1,415	1,557	1,415	1,557	1,415	1,557	1,415	1,557
一九三九	1,557	1,699	1,557	1,699	1,557	1,699	1,557	1,699	1,557	1,699
計	7,111	7,711	7,111	7,711	7,111	7,711	7,111	7,711	7,111	7,711

職業別組合及組合員數表

出所同前表

職業別	組合名	一九三六		一九三七		一九三八		一九三九	
		出稼	歸還	出稼	歸還	出稼	歸還	出稼	歸還
公務従業員組合同盟	公務従業員組合同盟	1,014	1,171	1,014	1,171	1,014	1,171	1,014	1,171
高給官吏組合同盟	高給官吏組合同盟	1,131	1,273	1,131	1,273	1,131	1,273	1,131	1,273
羅馬カトリック教徒職業組合同盟	羅馬カトリック教徒職業組合同盟	1,273	1,415	1,273	1,415	1,273	1,415	1,273	1,415
東印度人公務従業員中央組合	東印度人公務従業員中央組合	1,415	1,557	1,415	1,557	1,415	1,557	1,415	1,557
歐洲人被傭人同盟	歐洲人被傭人同盟	1,557	1,699	1,557	1,699	1,557	1,699	1,557	1,699
非加盟歐洲人職業組合	非加盟歐洲人職業組合	1,699	1,841	1,699	1,841	1,699	1,841	1,699	1,841
東印度人官吏同盟	東印度人官吏同盟	1,841	1,983	1,841	1,983	1,841	1,983	1,841	1,983
非加盟東印度人職業組合	非加盟東印度人職業組合	1,983	2,125	1,983	2,125	1,983	2,125	1,983	2,125
支那人被傭人同盟	支那人被傭人同盟	2,125	2,267	2,125	2,267	2,125	2,267	2,125	2,267
計		10,611	11,411	10,611	11,411	10,611	11,411	10,611	11,411

(註) (1)不完全

職業別能業統計 (一九三九年)

出所同前表

職業別	州名	農園		工場		能業		日能業	
		出稼	歸還	出稼	歸還	出稼	歸還	出稼	歸還
古々椰子油工場	バンタム	1,014	1,171	1,014	1,171	1,014	1,171	1,014	1,171
洋服店	プリアンガン	1,131	1,273	1,131	1,273	1,131	1,273	1,131	1,273
飲食料店	プリアンガン	1,273	1,415	1,273	1,415	1,273	1,415	1,273	1,415
居殺場	プリアンガン	1,415	1,557	1,415	1,557	1,415	1,557	1,415	1,557
洗濯屋	ジャカルタ	1,557	1,699	1,557	1,699	1,557	1,699	1,557	1,699
機織製作所	同	1,699	1,841	1,699	1,841	1,699	1,841	1,699	1,841
砂糖農園	ボゴ	1,841	1,983	1,841	1,983	1,841	1,983	1,841	1,983
ビスケット工場	パテ	1,983	2,125	1,983	2,125	1,983	2,125	1,983	2,125
機織製作所	ジャカルタ	2,125	2,267	2,125	2,267	2,125	2,267	2,125	2,267
計		11,411	12,211	11,411	12,211	11,411	12,211	11,411	12,211

(備考) 右数字はジャワに於るもので而も報告済のものに限る。

第五節 職業紹介所

各地別職業紹介所取扱数表 (一九三八—一九三九年)

Table showing job introduction statistics by region (所在地別) and year (年次). It is divided into '求職者数' (Number of job seekers) and '求人' (Number of job openings). The table lists various regions like ジヤカルタ, スカラ, etc., and provides counts for men and women.

Table showing job introduction statistics by region (所在地別) and year (年次). It is divided into '求職者数' (Number of job seekers) and '求人' (Number of job openings). The table lists various regions like ジヤカルタ, スカラ, etc., and provides counts for men and women.

(前表に續く)

就職者数

(註) 求職登録者数(各年末現在)

Table showing job introduction statistics by region (所在地別) and year (年次). It is divided into '求職者数' (Number of job seekers) and '求人' (Number of job openings). The table lists various regions like ジヤカルタ, スカラ, etc., and provides counts for men and women.

Table with columns for regions (e.g., ペカロンガシ, スマラシ, ジョクジャカル) and rows for years (1933, 1934, 1935, 1936, 1937, 1938, 1939). Includes a '特別職業紹介所' section at the bottom.

尙右表の外に紹介所に申込まざる者及オランダに歸還する者も多致あるが故に實際の失業者数はこれより遙かに多い。一九三五年一月二月中、各地の失業救済團體が救済金を交附せる失業者は歐人・原住民・東洋

となり、此の失業問題も自然有利なる解決を見んとしつゝあつた。

第六節 ジャワ苦力の特徴

特徴として第一に擧ぐべきは従順なことである。無法な命令を下し腕力を用ひて制裁せぬ限り能く傭主の命令に服従する。次に擧ぐべきは規則的なことである。よく言ひ付けて置けば緩慢乍ら仕事をし、遣り放しがない。彼等の缺點とするところは忙しい時に間に合はぬことである。ジャワ苦力は一日自身の爲すべき仕事の分量をきめて居て、夫以上例へば割増を出しても働かない。故に農繁期例へば煙草の葉を是非共今日中に摘んで仕舞はねばならない様な場合には、ジャワ人よりも金さへ出せば良く働く支那人苦力の方が良い。第二の缺點は稍懶惰なことである。前記の如く外領に多量の契約苦力が居る關係上往々にして不祥事件を起すことがあり、一九三四年東印度に於る契約苦力の對歐人及アジア人

ジャワ糖業原住民従業員一日平均賃金表

Table showing daily average wages for Java sugar industry indigenous workers by region (e.g., チレボ, テガラン, ペカロンガシ) and gender (男, 女) for years 1935-1940.

第七節 勞銀

東印度に於ては、勞銀は地方及労働の種類により各々異なるが、農業關係労働者の勞銀を除いては詳しいことは不明である。一九三五年に於る製糖工場の一平均勞銀は男二五セント、女二一セントで、最高はスラバヤ地方の男三六セント、マラン地方の女二五セントで、最低はクドス、プロボリンゴ地方の男二一セント、テガル地方の女一五セントであつた。

單位：セント 出處：印統計年報

第十七章 商業

總説—主要株價・卸賣物價及指數商品の取引方法—保險業—倉庫業

第一節 總説

東印度は世界屈指の原始産業國として多種多様の原料物産を多量に輸出すると共に、六千萬住民の生活必需品及輸出物産の生産に必要な機械器具類等百般の工業製品を輸入する關係上、輸出入貿易は活潑に行はれ、原料獲得市場として、將又製品の賣込市場として各國貿易業者は何れも重要貿易港に本支店又は出張所を設け、以て物産の買付を行ふと共に自國製品を賣込に筋を削つて居た。

輸出物産の主なるものは砂糖・ゴム・茶・コーヒー・煙草・コブラ・規那・椰子油・纖維類・カボック・タピオカ・玉蜀黍・ダマール・コバル・籐等の農林産物及石油・錫等の鐵産物にして、歐人企業者の生産品の多くは自己の販賣機關を経て直接輸出さるゝか、若くはブローカーを經由して輸出業者により輸出せられたが、原住民により生産又は蒐集さるゝ物産、例へばカボック・タピオカ・玉蜀黍・ダマール・コバル・コーヒー・コブラ等は、所謂物産商と稱する仲買人により買集められたる後、直接又は更に物産問屋を経て輸出業者により輸出せられた。仲買人は主として支那人であるが歐人・日本人にして、之に従事して居る者も尠くなかつた。輸出業者の大部分はオランダ人・英國人及日本人で、是等は何れも大手筋に屬し他に支那人の中小輸出業者も相當あつた。

輸入品の主なるものは綿絲・綿布・其他の織物・衣服・食料品・機械器具・鐵鋼製品・飲料・紙及紙製品・塗染料・化學藥品及醫藥・セメント・煙草類・燐寸其他工業製品中として輸入されざるもの無く、輸入は主としてオランダ人・日本人・英國人・獨逸人・佛國人等によりて行

はれて居たが、支那人・アラビア人の輸入商も尠くなく原住民にして之に従事して居るものもあつた。歐人及日本人の大手筋は何れも凡ゆる商品の輸入を取扱ふ所謂一般輸入業者であつたが、支那人・アラビア人・原住民及日本の中小輸入業者の取扱品は主として綿布及所謂雜貨で業者の數も相當に上つて居た。

斯くして輸入されたる一般商品は、輸入業者より直接又は卸問屋の手を経て小賣業者に配分されたが、卸商及小賣商は殆ど總て支那人で、最近邦商の數も相當増加し、漸次華僑の地盤を盤食しつゝあつた。然し乍ら彼等の勢力は未だ牢固として抜くべからざるものがある。

一 商業従業者數

會社數は據るべき資料無き爲不明なるも、經濟部商務局刊行の Exporters Directory (一九三五年)に、輸出貿易業者として掲載され居るものは百十三社なるも、實際數は之以上に上つて居たことは明かである。又輸入貿易業者に於ても、前記輸出貿易業者にして輸入業者を兼營するもの多く、且つ他に輸入業者を専業とする者相當多數存在する關係上、其の數は輸出業者以上に達するものと觀られる。

次に一九三〇年國勢調査による人種別・事業別従業者數及比率に就ては本年第三回版を参照せられたい。

二 商工會議所 (Kamer van Koophandel en Nijverheid)

商工會議所は總督の必要と認むる土地に設立せられ(一)政府・各部長官及地方長官に對し農業・商業及工業に關する事項に就き其の諮問に應じ、説明を爲し又は提案を爲し、(二)農業者・商業者及製造業者に對し政府・各部長官及地方長官の希望する事項又は、農業・商業及工業の一般利益上必要と認むる事項を通告するを目的とするものである。戦前ジャカルタ、スマラン、ストラバヤ、パダン及マカッサルに設立されて居り、會議所員數(一九三六年末現在)は會頭及副會頭を含みジャカルタ十一名、

スマラン九名、ストラバヤ八名、パダン五名、マカッサル七名であつた。

三 商業組合 (Handelsvereniging)

之は前者と異り私人團體で、會員は各種實業家を網羅し、農・工・商・鐵・交通の諸事業の利益を圖り、營業の統制をとることを目的とし、商品取引規則の規定、内外經濟事情に關する刊行物の發行等大いに活動し、諮問及建議機關としては商工會議所の地位を奪つて居た。ジャカルタ、パンドン、ストラバヤ、チレボン、スマラン、チラチャップ、メダン、パダン、パレムバン、マカッサル及メナドの十一箇所に設立せられ、他にジャカルタに輸入業者組合及輸出業者組合があつた。

尙一九三四年ジャカルタに是等各種組合とは別箇の東印度輸入商卸商組合 (Nederlandsch-Indische Vereniging van Importeurs en Groothandelaren) が設立せられたが、之は各種輸入制限令の公布につれ、政府と各地に散在する輸入業者との連絡機關たらしめ、政府は之を通じて制限令の趣旨内容を各輸入業者に徹底せしむると同時に、疑義發生せる時は輸入業者は之を通じて政府に質疑し、民間と政府との交渉を統制するを目的とするものである。各國の貿易業社が會員となつて居た。

諸株式相場指數一覽表

株式名	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
ゴム會社株	二二二	三二四	三三九	三三九	七八八	五五九	五二〇	
砂糖會社株	一八八	一四一	一六八	一六八	三〇〇	三〇六	三三七	
製茶會社株	五六〇	四四三	四一六	四一六	六八九	五八九	五六五	
煙草會社株	二五五	二三八	二二二	二二二	五二六	四二八	二七四	
拓殖銀行株	三三六	一七二	一七二	一七二	二五七	三三七	三三七	
普通銀行株	三三六	二七六	二七六	二七六	四〇〇	三六三	三六三	
商會社株	五二五	五五二	五五二	五五二	七〇七	八九〇	八二二	
鐵道會社株	一九二	一五五	一五五	一五五	二六二	三〇一	二七五	

東印度...商業

商業組合一覽表

組合名	所在地	設立年
ジャカルタ商業組合	ジャカルタ	一八五〇
ストラバヤ商業組合	ストラバヤ	一八五一
スマラン商業組合	スマラン	一八五四
メダン商業組合	メダン	不
パダン商業組合	パダン	一九一八
パレムバン商業組合	パレムバン	不
マカッサル商業組合	マカッサル	一九〇四
メナド商業組合	メナド	一九二二
パンドン商業組合	パンドン	一九二〇
チラチャップ商業組合	チラチャップ	一九二〇
チレボン商業組合	チレボン	一九二一

第二節 主要株價・卸賣物價及指數

一 主要株式相場指數

阿姆斯特ダム株式市場に於る東印度諸株式相場指數は左の如くである(一九二八年=一〇〇)。

出所: 印刷統計年報

第三節 商品の取引方法

一 輸出商品

輸出商品は砂糖・ゴムを始め茶・タピオカ等に至るまで等級が定めてあり、各等級に附随する条件も見本・説明書等によつて定まつてある故に、夫を標準とし所謂スタンダード・コントラクト(標準契約書)によつてブローカーを通じて買入の契約をする。必ずブローカーを通じて買入契約をするといふのが東印度に於る取引の特色であつた。ブローカーを利用するときは、ブローカレッジを支拂はねばならぬといふ缺點があるが、其の代りに相手の信用状態に就て、直取引の場合のやうに面倒な調査をする必要がないから却て便利である。東印度に於るブローカーは所謂スウォールン・ブローカーで、色々面倒な条件(殊に其の人物)を具備しなければ政府に於て其の營業を認可せぬので、少くともブローカレッジ・フアームの主人は絶対に信用して差支へない。當時信用確實なるものにダンロップ、ハイゼルマン等のブローカー會社があつた。

砂糖の取引方法には政府管理のジャワ糖販賣統制機關(Nederlandsch-Indische Vereeniging voor den afzet van Suiker = NIVAS と略稱す)との取引及セコンドハンド市場取引(商人間の取引)との二種があつた。ニバスより買約せんとする者は、仲買人を通じて注文条件に契約成立後に於る保證條件を附して、之をニバスの秘書役に提出せねばならない。提出時間は午前七時頃より午後八時頃に至る間であれば、何時でも差支へない。又ニバスに對する保證に就て見るに、信用確實なる大會社及商店に對しては特にフリーリミットなる制度を設けて、或る一定の限度(例へば五十萬袋、百萬袋)までは何等の保證なく買付の特権を與へた。但し其の限度は會社の信用状態によりて異り、我が三井物産・三菱商事會社は此の恩典に浴して居た。銀行の保證による場合は、保證狀を發

行する銀行はスラバヤに事務所を有する銀行たること、保證狀は必ず所定の形式によるべきことを要し、保證額に對しても信用の如何により、一定の限度を設け一流商人と同様に銀行にも一定のフリーリミットを與へたが、それ以上の金額に及ぶ場合には超過部分に對して二割の擔保物件をニバスに提出せしめた。最後に現金又は預金證書を擔保とする場合は、買付額の三割乃至四割を提出することを要し、其の割合は買手の信用如何によりて異つた。

ニバスは何れの工場の製品をも引渡すことが出来、買手に引渡すべき場所は、通常買手が指定する倉庫の前とされ、此の場合午後二時までに引渡しが行はれる時は買手は必ず之を受取らねばならない。船運送の行はれる場合には正午までのものは必ず受取らねばならない。包装は重さニボンド八分の五の強固な麻袋にして、長さ四四吋、幅二六吋半のものを使用し、之に砂糖一〇二疋四分の一入りとした。又買手は二五袋を一組とする内の一袋のみを秤量し、他は之を同一と看做した。黄双は稀に籠詰とされる場合があるが、三百十疋以上を詰めることが出来ぬ。

支拂は、取引が済み次第現金で行はれた。又支拂場所は賣手のジャワ在住地と定められて居た。而して代金支拂と同時に所有権は買手に移轉された。

セコンドハンド市場取引は、倉渡し契約と本船渡し契約との二つに區別されて居た。セコンドハンド市場取引の大部分は倉渡し契約によつて行はれ、ニバス契約の場合に於ては取引は殆ど買手倉庫渡しなるに反し、セコンドハンド市場取引の場合には、トラスト契約其の儘を履行する場合の外主として既保管糖の引渡し即ち賣手倉庫渡し契約であつた。前者の場合にはトラストの承認を必要としたが、後者の場合には任意に引渡期間を約して取引された。

本船渡し契約は倉庫渡し契約に比し稀に起る契約であつて、賣手は買手の提供せる積取船迄自己の費用を以て運送し船主側で引渡す契約であ

其他の商品に就ては大體前記の商品と大差なき故に省略する。

第四節 保險業

一 概 要

東印度は熱帯であるが爲火災多し又生命保險思想殆ど皆無といふも差支へなく、従て保險業は他の事業に比較して振はない。然るにも拘らず東印度に本店を有して居た會社の外、多數の外國保險會社が支店出張所又は代理店を設けて居た。

海上火災保險會社に就て見るに、東印度に本店を有して居た會社は各自の危險負擔率を軽減する爲、他の會社と共同事業の形式を採つて居り、二つ以上の會社が一團となつて居た。又各會社相互の利益を増進する爲一九一五年に蘭印海上火災保險業者組合なるものを設立して居た。又生命保險に就て見るに、東印度に本店を有して居たもの、中有力な會社は蘭印生命保險會社唯一つあるのみで、多くはオランダの會社であつた。

二 海上火災保險會社

海上火災保險會社名・所在地・公稱資本金・拂込資本金及積立金に就て見るに次の如くである。

買手は契約期間内に船腹を提供し、一週間前に確實に船名を賣手に通知する。賣手は本通知を受けた時は直に積出港を指定し、積取船到着次第船積を開始せねばならない。支拂は普通 Clean Mate's Receipt 及所要の船積書類と引換に行はれた。

其他の商品たるゴム、コブラ、コーヒー、茶、胡椒等に就ては、ブローカーを通じて品名・品質・數量・包装・支拂・引渡し・其他の事項に關し、ジャカルタ貿易商組合の規定せるスタンダードコントラクトによりて賣買の契約をなし、支拂は受渡しと同時に現金で行はれた。

二 輸入商品

最も重要な輸入商品たる綿布取引方法に就て見るに大要左の如くである。

綿布—日本人輸入業者の内地に於る本支店は、普通東印度に於る支本店に品物をD・P・爲替で送る。従て、後者は通常現金を支拂はねば荷受けすることが出来なかつたが、銀行と協定の上與へられた信用を利用して荷受けした。

歐人は普通D・A・爲替で輸入し、サイトは二、三箇月から四、五箇月に亘つた模様である。輸入業者對支那商間の卸取引は原則として日本商は主として現金取引を行つたが、相手信用・習慣等に應じ色々手加減してゐたやうである。歐人は最高三箇月位までのサイトを出し、若し現金なら三%、一箇月拂なら二%、三箇月拂なら一%の割引を與へた。

綿絲—東印度に輸入されて居たものは原絲と染絲で、太さは十六番手、二十番手、二十四番手、三十二番手、四十番手位まで、取引方法は綿布と同じ。

陶器及硝子製品類—日本品は運賃の關係上箱を小さくする傾向があるが、歐品の包装は完全である。支拂に就ては日本商は現金又は一箇月位のサイト取引、歐商は普通六十日乃至九十日のサイトを出して約手取引を行ふ。

海上火災保險會社一覽表 (一九四〇年)

單位千ギルダ
出所同前表

會社名	本店所在地	公稱資本金	拂込資本金	積立金
De Javische Zee-en Brandassurantie Mij.	ジャカルタ	£1100'000	£110'000	五九七六一
De Batavische Zee-en Brandassurantie Mij.	ジャカルタ	£1100'000	£110'000	一七三三三三
De Brandassurantie Mij. "Arjoeno"	ジャカルタ	£1100'000	£110'000	一七三三三三
De Brandassurantie Mij. "Veritas"	ジャカルタ	£1100'000	£110'000	一七三三三三
De N.-I. Zee-en Brandassurantie Mij.	ジャカルタ	£1100'000	£110'000	一七三三三三
De Tweede N.-I. Zee-en Brandassurantie Mij.	ジャカルタ	£1100'000	£110'000	一七三三三三
De Koloniale Zee-en Brandassurantie Mij.	ジャカルタ	£1100'000	£110'000	一七三三三三
De Tweede Kol. Zee-en Brandassurantie Mij.	ジャカルタ	£1100'000	£110'000	一七三三三三
De Brandassurantie Mij. "De Oosterling"	ジャカルタ	£1100'000	£110'000	一七三三三三
De Senarangsche Zee-en Brandassurantie Mij.	スマタラン	£1000'000	£200'000	三三三三三三
De Tweede Senarangsche Zee-en Brandassurantie Mij.	スマタラン	£1000'000	£200'000	三三三三三三
De Brandverz. Mij. "Mercurius"	ジャカルタ	£1000'000	£100'000	三三三三三三
De Brandwarborg Mij. "Ned.-Indie"	アムステルダム	£1000'000	£100'000	三三三三三三
De Nederlandsch Lloyd	同	£1000'000	£100'000	三三三三三三
De Oost-Indische Zee-en Brandassurantie Mij.	同	£1000'000	£100'000	三三三三三三

以上の外、戦前東印度に於る三井物産會社支店は東京海上火災、大正海上火災及日本火災保險會社の代理店となつて居た。

三 生命保險會社

東印度に設立されて居たものは蘭印生命保險會社があるのみで、他は總てオランダ及外國會社の支店若くは代理店であつて、日本の生命保險會社としては三井生命(三井物産内)及明治生命保險會社が代理店を設けて居た。戦前東印度に於て營業を爲して居た日本以外の會社は十六社あつた。是等の資本金及東印度内に於る契約高を見るに次の如くである。

會社名 (略稱)	本店所在地	領内支店所在地
N. V. Levensverzekering Mij. "NILLINI J" van 1859 (Nillinj)	ジャカルタ	
Hollandsche Societeit van Levensverzekering (Societeit)	アムステルダム	ジャカルタ
N. V. Levensverzekering Mij. "ARNHEM" (Arnhem)	アルンヘム	ジャカルタ
Onderling Levensverzekering van Eigenhulp (Oleh)	ハーグ	ジャカルタ
Levensverzekering Mij. Opg. door het N. O. G. Amsterdamm (NOGA)	アムステルダム	ジャカルタ

Hollandsch Algemeen Verzekering bank (Algemeen)	センターダム	スマタラン
Eerste Nederl. Verzekering Mij. ofh Leven en Ongeval (Eerste Nederlanden)	ハーグ	スマタラン
N. V. Amsterlansche Mij. van Levensverzekering (Amstleven)	アムステルダム	スマタラン
N. V. Levensverzekering Mij. van "De N ederlanden" van 1845 (Nederland 1845)	ハーグ	ジャカルタ
Nationale Levensverzekering Bank (Nationale)	ロッテルダム	
Levensverzekering Mij. Opg. door "Ons Belang" (Ons Belang)	アムステルダム	
Levensverzekering Mij. "De Nederland en" (Nederland)	アムステルダム	
Onderlinge Levensverzekering Mij. "s. G ravenhage" (s. Gravenhage)	ハーグ	

Off. ver. f/ond. Onderst. v/hag bestr.	センターダム	スマタラン
Sun Life Ass. Cy. of Canada (Sun Life Canada)	カナダ	スマタラン
China United Ass. Society Ltd. (China United Ass.)	上海	ジャカルタ
Great Eastern Life Ass. Cy. Ltd., N. E. I.		ジャカルタ
Manufacturers Life Insr. Cy. hkt. voor N. I.		スマタラン
Onderl. Levensverz. Mij. "Roem- Poetera" hkt.	ジョクジャカルタ	

以上の如くであるが、是等會社の東印度に於る營業成績を見るに左の如くである。

主要生命保險會社業績一覽表 (一九三八年現在)

單位千ギルダ
出所同前表

會社名	養老保險		終身保險		混合保險		計		再保險額
	証券數	金額	証券數	金額	証券數	金額	証券數	金額	
ニルマイト社	824	1'02M	2'012	大242K	1'2120	4M21M	3176	大1'21M	1'131
ソルタイト社	—	—	332	41	31202	4M21M	3176	大1'21M	1411
アルンヘム社	4311	11'12K	332	41	31202	4M21M	3176	大1'21M	3332
オランダ社	1102	大70	332	41	31202	4M21M	3176	大1'21M	3332
ノルガ社	—	—	332	41	31202	4M21M	3176	大1'21M	3332
アルヘム社	99	二70	332	41	31202	4M21M	3176	大1'21M	3332
エールスト・ネーデルランデン社	3334	二70	332	41	31202	4M21M	3176	大1'21M	3332
アムステルフェン社	1102	二70	332	41	31202	4M21M	3176	大1'21M	3332
ネーデルランデン一八四五年社	333	3331	332	41	31202	4M21M	3176	大1'21M	3332
ナシヨナル社	120	3331	332	41	31202	4M21M	3176	大1'21M	3332
オンス・ペラン社	1M	1K	332	41	31202	4M21M	3176	大1'21M	3332

東印度…商業

ネーデルランデン社	100	100	11	11	100	351	1110	467	314
スラフエンヘーグ社	9	15	14	28	114	750	277	792	29
カ・ナ・ダ・サン社	955	892	72	700	115	1,827	5,843	3,757	29
支那ユナイテッド社	—	—	—	—	3,553	9,179	3,553	9,179	—
△グレート・イースタン社	557	600	70	120	1,111	2,696	1,869	3,866	188
マニユフアクチャー社	65	1,425	21	300	56	3,657	852	813	33
プミー・プートラ社	—	—	—	—	1,061	8,004	1,061	8,004	60

(註) △印のハ一九三六年 印は一九四〇年現在

第五節 倉庫業

東印度の諸開港場に於る倉庫設備は頗る完備して居た。銀行・船舶會社・商館の所有に係るもの最も多く、純粹の倉庫會社のものは比較的尠

主要倉庫經營狀況表

(一九四〇年)

出所同前表

倉庫業者名	營業地	浮舟		倉庫		露天積用地 平方米
		艘	積載能力 立方米	艘	收容能力 立方米	
Kon. Paketvaart Mij.	ジャカルタ	45	1,960	7	3,543	2,000
Trio Veer	同	131	10,625	—	—	—
Indische Blauwriestveem	同	—	—	—	—	—
Indische Veem	同	—	—	—	—	—
Java Veem	同	—	—	—	—	—
Nanyo Veem	同	—	—	—	—	—
Ned. Indische Escomptro Mij.	チレボン	—	—	—	—	—
Ned. Indische Handelsbank	同	—	—	—	—	—
Nanyo Veem	同	—	—	—	—	—
Kon. Paketvaart Mij.	ベカロンガン	—	—	不明	不明	不明
Senarung Veem	スマラン	10	240	不明	不明	不明

Nanyo Veem	同	同	同	同	同	同	同	同	同
Midden-Java Veem	同	同	同	同	同	同	同	同	同
Nederlandsch Handel Mij.	チラチャップ	—	—	不明	不明	不明	不明	不明	不明
Mc. Neill en Co.	パニユマ	—	—	不明	不明	不明	不明	不明	不明
Stroolhoeden Veem	スラバヤ	—	—	不明	不明	不明	不明	不明	不明
Soeralata Veem	同	同	同	同	同	同	同	同	同
Midden-Java Veem	同	同	同	同	同	同	同	同	同
Nanyo Veem	同	同	同	同	同	同	同	同	同
Ranjoewangi Pr. Veer	パニユランギ	—	—	不明	不明	不明	不明	不明	不明
Oost-Java Zeevervoer	マゾラ	—	—	不明	不明	不明	不明	不明	不明
Veem bedrijf S. S.	—	—	—	不明	不明	不明	不明	不明	不明
Kon. Paketvaart Mij.	プラワン	—	—	不明	不明	不明	不明	不明	不明
Handel Mij. Güntzel en Schmaeler	テロクニボン及 ンジョンパライ	—	—	不明	不明	不明	不明	不明	不明
Kon. Paketvaart Mij.	メンクレン	—	—	不明	不明	不明	不明	不明	不明
Kon. Paketvaart Mij.	バリクババン	—	—	不明	不明	不明	不明	不明	不明
Bat. Petr. Mij.	マカツサル	—	—	不明	不明	不明	不明	不明	不明
Molukken Veem	—	—	—	不明	不明	不明	不明	不明	不明

以上の外K・P・M社を始め主要貿易業者は各地に倉庫を有して居たが、詳細は發表されて居ない。我が南洋倉庫會社はジャカルタ、チレ

第十八章 貿易

總説—日蘭會商—第二次歐洲大戰の影響—主要輸出品—主要輸入品—
對日本貿易—對オランダ貿易—對米貿易—港別貿易—最近に於ける
政府の總論

第一節 總説

一 沿革

元來東印度は自由貿易並に門戸開放主義を基礎に置いて傳統的經濟政策を樹立し、經濟上の利益獲得を最良と認め、外國資本の誘致、企業の自由を世界の諸國に認め、以て東印度の資源開發に努力し、其の經濟發展を企圖しつゝ輸出の進展を目指して來た。殊に外國資本、就中英・米・佛・蘭は早くより東印度農業開發に着眼し、ゴム・茶・椰子等各種の新興事業は、從來オランダ人が全金融能力を總動員し來つた甘蔗及コーヒールと共に、東印度を一大農業物産地たらしめた。即ち近代の東印度は世界有数の原料供給國であつて、是等原料品を諸外國に輸出せねばならぬ一事によつて支配せられたのである。

今簡單に東印度の貿易發展史を顧るに、最初金と香料の豊富なる事が宣傳され歐洲諸國人の渡來を見た。西紀の初に於ては印度人・支那人及アラビア人の商人であつたが、數世紀を経て歐洲人の渡來を見た。即ちポルトガル人、スペイン人、オランダ人、英國人等で、當時是等の注目惹いたのはモルツケン諸島であつた。ポルトガル人が十六世紀の初め一五二二年モルツケン諸島を發見して香料貿易を獨占するに至つたが、一五六八年オランダ、スペイン間の戦亂勃發により、オランダは東洋の生産物を自ら運搬せんと決し、遂に一六〇二年有名な東印度會社の設立を見、殆ど二世紀の間海外貿易を獨占するに至つた。一七九九年東印

度會社崩壊するに及んで東印度は直轄植民地となり、オランダ政府は一切の債權債務を引継ぎ、農業の改新を斷行して國家による直接強制開拓(特にジャワ及外領各地)により、生産と輸出を發達せしめやうとする實驗時代を経過し來つたのである。當時英國人・オランダ人等はバタビア(現ジャカルタ)、スラバヤに商社を設け、若干農作物の強制的栽培制度を實行した爲、東印度住民は其の所有する土地の一部分を保留して、輸出向農産物の栽培に従事しなければならなくなつた。是等は一八二四年に設立されたオランダ貿易會社に委託販賣された。先に自由貿易の發展を阻害したものは東印度會社であり、後には當時の蘭印政府であつた。

一九世紀の後半期オランダに於て強制栽培制度及植民地搾取政策に對する反對論起り、こゝに東印度關稅法を制定し、自由貿易主義の再認識により、母國の發展と植民地の福利増大を企圖し來つた。従て一八七二年以來東印度の諸島にも自由貿易政策及門戸開放政策とが齎された。一八七〇年土地法の制定は從來の原住民農業より歐人農業の自由發達の端緒を作り、之は應て東印度經濟界の主要勢力となり、殊に外國資本は東印度農業界に登場して其の開發を促進せしめて、遂に一大農業物産地たらしめたのである。殊に一八六九年のスエズ運河開鑿は、東印度と歐洲間を距離的に短縮せし爲、東印度の世界的に占める貿易上の地位は躍進した。從來村落共同體の狭い限界に押込められてゐた原住民労働者は、栽培園に労働力を賣る機會が開かれ、斯くて原住民の購買力は非常に増加し、輸入貿易を刺激せしめた。

一八七〇年から一九〇〇年時代を東印度貿易育成時代とするなら、現世紀の初期以後は正に發展時代と言へる。

二 貿易の特徴

東印度貿易の特徴は先づ第一に既述の通り其の傳統的自由貿易政策であつた。然るに近年の國際經濟情勢變化に抗し得ず、保護貿易政策に道隨して、傳統的自由貿易政策を放棄するに至つたが、他國に見るが如き貿易上に於る特質であつた。要するに東印度經濟の基調は、オランダのために必要な原料品を供給すると共に、他面に於てオランダの工業製品及政治經濟上密接な關係を有する英國製品の市場を東印度に於て確保しつゝ、世界諸國との經濟關係の圓滑なる動きの設定維持に努力して來たのである。

然るに今次(第二次)歐洲戰爭勃發と前後して、東印度經濟の著しい現象として對米依存性の増大が擧げられる。而して此の依存性が如何なる方向に發展増大したかと云ふ點は、東印度經濟の動向を卜する上に極めて重要な潜在的意義がある。

東印度の米國向輸出品の主なるものは、ゴムを初めとし、茶・錫・椰子油・タピオカ・カボック等であり、米國より輸入品の主要なるものは機械類・鐵及鋼鐵製品・化學製品・武器・飛行機・自動車及其の部分品にして、一九三八年東印度より米國へは八・九千九百萬ドル、一九三九年は一四・六八千九百萬ドルに、一九四〇年には前年の約二倍の二九・一〇千九百萬ドルに及んで居た。米國よりの輸入は一九三八年六千九百萬ドル、一九三九年六・三七五千萬ドル、一九四〇年には一躍して一〇・三千万ドルに達して居た。

貿易關係から云へば、米國は東印度經濟の生命線である農・鐵産物を最も多量に輸入し、之に對して東印度の最も欲する機械類・金屬製品・化學製品・飛行機・自動車を輸出してゐた故、經濟貿易上より見たる米・蘭印關係は不切離の關係にありと言ふを得べく、皇軍上陸直前迄愈其の緊密の度を加へて居た。

三 輸出入貿易の構成

主要輸出品が主として熱帯性農産物と鐵産物の二者に分たれ、是等の全輸出に對する割合は八〇%以上を占め、従て是等産物の世界市場に於る商況如何は東印度經濟界に重大なる影響を及ぼすが、東印度の強味とも言ふべきものは、世界市場に於て或る程度獨占的性質を有する産物を

極端なる高率關稅障壁の方法を採らず、主として消費量と輸入量との調整に重きを置く割當制を採り、其の間に在つてオランダ工業と協調しつゝ、東印度領内産業を伸展せしめんとする政策を採つた點は、最近に於る東印度保護政策の一特徴と言ふことが出来る。

第二は原料を輸出し製品を輸入する點である。即ち豊富な熱帯農産物と鐵産物を、オランダを初めとし其の他の諸國に輸出し、是等の諸國から東印度住民の日常生活に必要な工業製品・食料品等の輸入を確保して居た。東印度經濟の樞軸を成してゐたのは、農産物及鐵産物である。従て世界經濟界の變動は直ちに一舉一動東印度經濟に重大な影響を齎す事は勿論にして、又東印度農・鐵産物に對する競争品の現れる場合に於ても、東印度經濟に非常な影響を齎すことである。

第三は貿易尻が常に出超を示してゐたことである。即ち東印度に投資されたる外國資本に對する利息配當の形で海外へ流出する所謂貿易外支拂は莫大な額に上つてゐた。

此の支拂に充てる爲に商品貿易の出超が絶對に必要であり、之は東印度のみではなく、南洋諸國の經濟界に於ても同様の現象が見られたのである。

第四は極めて少數の物産に輸出が集中してゐたことで、之は一般に南洋貿易の顯著な特徴と云ふことが出来る。斯の如く輸出が少數の物産に限られ、而も少數の相手國に依存して居た事は南洋の經濟を脆弱ならしめ、世界的不況により蒙る打撃を一層深刻ならしめたのである。

東印度の外國貿易上の物産を二別して、ストロング・プロダクト及ウイーク・プロダクトに分けられる。ゴム・規那等は世界何れの國に對しても輸出可能なものにして前者即ち強物産に屬し、砂糖、カボック、タピオカ、コブラ、椰子油、玉蜀黍等は特定國への輸出に限られてゐるので後者即ち弱物産に屬する。東印度は經濟確立上、弱物産を多く購入する國からは、積極的に其の國の工業製品を輸入する様に努めてゐた。之は輸出超過により、國庫の收入を増大せんとする東印度經濟の外國

持つてゐた事である。

主要十種品目別輸出数量・價額表

年次	石油	砂糖	ゴム	茶	コーヒー(脱殻)	煙草	玉蜀黍	砂糖	タビ	上記生産品合計	總計
一九三〇	一、三三三、一五五	一、五五五、四八八	九、三三三	二、〇一八	一、五三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一九三二	一、三三三、一五五	一、五五五、四八八	九、三三三	二、〇一八	一、五三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一九三三	一、三三三、一五五	一、五五五、四八八	九、三三三	二、〇一八	一、五三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一九三四	一、三三三、一五五	一、五五五、四八八	九、三三三	二、〇一八	一、五三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一九三五	一、三三三、一五五	一、五五五、四八八	九、三三三	二、〇一八	一、五三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一九三六	一、三三三、一五五	一、五五五、四八八	九、三三三	二、〇一八	一、五三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一九三七	一、三三三、一五五	一、五五五、四八八	九、三三三	二、〇一八	一、五三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一九三八	一、三三三、一五五	一、五五五、四八八	九、三三三	二、〇一八	一、五三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一九三九	一、三三三、一五五	一、五五五、四八八	九、三三三	二、〇一八	一、五三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
一九四〇	一、三三三、一五五	一、五五五、四八八	九、三三三	二、〇一八	一、五三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三

東印度全輸出に對する割合 (一九四〇年)

石油生産品	三・七・五	錫及錫鐵	八・二
ゴム	一・九・四	糖	五・九

農産物は常に全輸出の大部分を形成してゐたが、唯過去不況年以來は此の割合も、鐵産物の輸出が増大せるに反し沈滞した。農産物の生産は不況年に於ては、辛うじて國際規約に、又專賣的物産に於ては政府の規定により保護することが出来た。而してゴム・茶及砂糖に對しては國際制限により規那・纖維並煙草に於ては、當局の制限法により不況年中は輸出金額は減退を免かれる事が出来た。錫の生産は數箇年以來國際制限に支配されて居た。

鐵で輸入貿易の側より見ても亦著しい特徴が有つた。即ち東印度の産業が専ら農業であり、殆ど工業の缺如せることが、其の輸入品目を決定してゐた。綿織物・鋼鐵製品及機械が最重要な輸入品であり、又原住民の食糧たる米及其他の食料品の輸入も多い。近年國際情勢變化に抗し得ず、各國の保護貿易政策に追隨して、傳統的自由貿易政策を放棄せざるを得なくなつた。即ち一九三〇年以來の世界的不況による東印度農産物の輸出減退、原住民購買力の衰退等に際會してゐる時、良質廉價の日本品の進出により經濟界に大變換を來した。即ち第一次歐洲大戰以前に於る日本の地位は、僅か二%に過ぎなかつたものが、一九三四年には三二%の地位へ躍進を見たのがそれである。茲に於て舊蘭印政府は必要に迫られ、輸入割當制・輸入許可制等を強化し、極端なる輸入制限を實施し、諸外國に見るが如き極端なる高率關稅壁を設けず、主として消費量と輸入量との調整に重點を置き、其の間に在つて母國工業と協調しつゝ東印度領内の産業を伸展させることに努力した。然し乍ら飽く迄良品にして而も安價な日本商品に對する東印度原住民の熱望止まず、こゝにオランダは母國の權威を驕して、自己滅亡防止の手段として東印度大衆を犠牲にし、自己の擁護のため、東印度經濟の救済、片貿易の調整乃至は國內産業の保護から一步進めて、オランダ資本の擁護のために、一九三三年綿織品を中心として、オランダより我が國の要請を容れ日蘭會商を開かした。斯る輸入貿易調整によりオランダとの貿易は或る程度迄復活しオランダに於る相互貿易協定の相手國たる獨逸・英國

出所：日蘭貿易年報

等の東印度への輸入貿易も漸次恢復し、日本よりの輸出は夫丈減退した。斯の如き経緯を経て東印度の外國貿易は一九四〇年に於て輸出九三一百万ギルダー、輸入四四五百萬ギルダー、差引出超四八六百萬ギルダーを示した。

洲別輸出入高表

洲	輸入(1)		輸出	
	数量	價額	数量	價額(2)
ヨーロッパ	三三三	五〇三	一八八	三六九
アメリカ	二四〇	三三三	一一一	一五〇
アフリカ	三三三	四九二	一八七	三二七
アジア	九八	一三七	八一	八〇
大洋洲	二八八	二九五	一〇二	三九四
南美洲	二八八	二九五	一〇二	三九四
北アメリカ	二八八	二九五	一〇二	三九四
南アメリカ	二八八	二九五	一〇二	三九四
オーストラリア	二八八	二九五	一〇二	三九四
ニュージーランド	二八八	二九五	一〇二	三九四
その他	二八八	二九五	一〇二	三九四

主要國別輸出入額割合表 (一九〇九—一九三九年)

國別	一九〇九—一九二四年		一九二五—一九三九年	
	平均	平均	平均	平均
オランダ	1,344	1,775	1,574	1,577
イギリス	1,568	1,525	1,333	1,277
獨逸(オーストリアを含む)	504	1,100	1,088	823
アメリカ合衆國	1,791	1,091	936	823
シンガポール	1,789	1,065	972	743
日本(臺灣を含む)	1,215	1,444	1,041	1,035
其他の諸國	2,586	1,079	1,014	1,030
輸入計	10,000	10,000	10,000	10,000
オランダ	2,331	1,633	1,641	1,530
アメリカ	3,331	1,758	1,550	1,172
印度(ビルマ、セイロンを含む)	2,035	1,018	998	950
シンガポール	1,711	1,558	1,344	1,226
日本(臺灣を含む)	1,226	1,498	1,099	1,182
香港・支那	799	800	812	818
其他の諸國	2,788	1,313	1,275	1,279
輸出計	10,000	10,000	10,000	10,000

(註) (1)政府貨物を含む。(2)政府貨物を除く。(3)輸出収益を除く。(4)一九三八年以來獨逸はオーストリアを含む。

四 貿易の變遷

一九二九年の經濟恐慌以前、即ち一九一四年に第一次歐洲大戰が始まるや、一躍東印度貿易も漸次國際化の傾向が顯著となり、海運界に於ける障害、母國との交通杜絶、從て歐洲方面からの輸入困難、東印度物産に對する需要の増大等は、アムステルダム市場に代つて世界の重要市場の

價值を高め、東洋諸國は東印度市場の一部を侵略するに至つた。一九二四年には世界經濟界は再び好況時代に入り、一九二九年に至る迄は商品別にも、國別にも大きな變化を見ず發展したが、當時景氣は既に下向きとなり殆ど總ての重要商品、殊に植民地輸出品の甚だしい値下りが現はれ、貿易の減退傾向も漸く顯著となり、次で一九二九年末の米國經濟界の恐慌を契機として世界は再び不況時代に沈淪した。

即ち之が東印度貿易に與へた打撃は大であつて、貿易總額が第一次世界大戰前の水準以下に萎縮した。

各國を擧げて自給自足主義を採るに至つたことが、物價の下落とオランダの金本位堅持とによつて、東印度輸出貿易に甚大なる影響を與へ、之が爲め東印度國內の購買力の減退と貿易調整上の必要から輸入貿易も亦減退の一途を辿つた。其の結果次の如き著しい變化を見た。

- 一 出超額の激減、要するに東印度物産に對する世界の需要の加速度的減少
 - 二 輸入貿易に於て、日本勢力の躍進とオランダ及英國勢力の凋落
 - 三 輸出貿易に於ては二と逆行し、東洋向の減退と歐洲向の増大
 - 四 原料品價格の下落と一般購買力の減退
- 斯の如くして、砂糖の世界的需要減退、ゴム・錫の價格漸落等は、東印度が需要する工業製品の輸入價值の下落と相俟つて、農産物及礦産物の輸出價值の下落に追従しなかつたが爲、東印度の經濟状態は益々惡化した。
- 茲に廉價な商品を購入する必要が生じた所以であり、この形勢に應じて比較的廉價な日本商品が一九二八年より盛に東印度に輸入されるに至つた。一九三一年以降に至り日本が英國に追隨して金本位制を離脱した結果、日本商品は圓貨の爲替安に乗じて更に拍車を掛けて東印度市場に流入し、爲に從來東印度に於て確固たる地盤を確保してゐたオランダ製品・英國製品は遂に壓倒され、經濟も崩壊の外なしとして、一八六九年スエズ運河開通以來堅持してゐた傳統的自由主義政策を放棄して、東印度經濟に對し左記各種の國家統制の手段を講ずる様になつたのである。

- (一) 海外に於る東印度農産物價格維持のため、各種生産物の生産制限或は輸出調整取締に着手し、海外に於る農産物價格の維持に努力した。同時に輸入商品の輸入制限或は禁止・輸入割當・營業制限の措置
- (二) 東印度に於る工業振興問題は、東印度が不景氣に襲はれた時には常に據頭してゐた問題である。例へば一九〇五年東印度が非常な不況に直面した時にも、國內に於る工業の發達を圖るといふ事が問題となつた。然しこの問題は世界の景氣が恢復すると共にその影を潜めてゐたが、一九二九年の恐怖以來再び據頭し、工業の振興問題に就て眞面目に考慮し實行して來た爲、漸次發展の途を辿り、例へば織物工業に就て觀るに一九三一年には五百臺に過ぎなかつた織機は、一九三八年には二萬五千臺に増加してゐたのである。
- (三) 一九二九年バダンにセメント工場を建設し、これを保護する爲に舊蘭印政府は日本とセメント、ポーツナス協定を結び、日本セメントの輸入制限を行つた。之は日本に對する最初の制限であり、日・蘭印間の經濟關係上重要な歴史的な事件と言へやう。
- (四) 一九三三年九月非常時輸出制限令を施行し、政府令を以て、特定商品を蘭印關稅地域外に輸出し、同地域内の特定地域より輸出し、或は同地域内の特定地域より他の特定地域へ搬出することを禁じてゐた。而して政府に對し必要な場合商品別に一定量又は一定額以上の輸入を一定期間禁止し得る權限を與へたのである。
- (五) 一九三六年九月二七日舊蘭印政府はオランダ政府に就つて金輸出禁止を爲し、金本位を離脱した。必然的にギルダ貨は下落し始めたが、之が輸出入貿易に大なる影響を及ぼし、輸出は從來より促進され、輸入は抑壓される傾向となり、先づ輸入税の引下を行ひ、ギルダ貨の下落による物價騰貴の調節を圖つた。
- (六) 尙更に一九三六年一月暫定特別輸出税の新設を見たが、之は主として政府の財源強化の爲めである。要するに傳統的自由主義から漸次國家統制に推移すると共に、オランダ及政治經濟上最も密接なる關係を有す

る英國依存主義を背景として、農産物と礦産物との輸出により工業製品の輸入を確保しつゝ、着々と東印度工業の振興に努力しつゝあつた。

然るに今次歐洲戰爭勃發するや、オランダ第一主義に變調を來し、戦局の進展に伴ひ遂に獨逸軍のオランダ侵入により、オランダとの交渉は斷たれ、オランダより離脱の餘儀なきに至り、英國との關係も、獨逸軍の猛撃により、殆ど交通は杜絶され、船腹不足の問題より、經濟的にも調整困難を加へ、爲に歐洲向輸出並に輸入は杜絶に瀕せんとし、他面日本との貿易も一九四一年七月二八日の資産凍結令發布以來全く禁絶し、米國また船腹不足に悩み且つ一九四一年一月二日、日本の對米・英宣戰布告は正に東印度經濟界を未曾有の大混亂に陥らしめた。

五 東印度社會經濟構造の特質

東印度は複雑なる社會經濟構造の特質を有し、其の特質として次の諸點が擧げられる。

- 一 ジャワ人口の稠密なること
 - 二 外領人口の稀薄なこと
 - 三 都市人口の少ないこと
 - 四 外來人口の多いこと
 - 五 人種別社會經濟層の存在すること
 - 六 白人企業家の存在すること
 - 七 政府の經濟活動の廣範圍に亘ること
- 人口の點について全東印度人口は六千五百萬と稱せられ、其の約七割は總面積の七%に過ぎざるジャワ(マツラを含む)島内に居住し、反面外領は九三%の面積を有しながら人口は全體の三〇%に過ぎない。
- 又ジャワの人口は歴史的に農村人口により構成され、二萬四千人以上の都市に於る總人口は二百五十萬人(一九三〇年國勢調査)で全ジャワの人口の僅か六%に過ぎない。ジャワ農村人口稠密の原因は次の三點である。

- 一 自然的條件の好適が住民の定着を決定せしめたこと、
- 二 インドネシア人が低廉なる生活に甘んじ且つ家族主義、郷土愛着が他郷への移住を好まざること、
- 三 オランダ主權の存在、人口過剰に伴ふ失業問題の解決に努力したこと、

尙一つの特質として比較的多くの外國人が居住或は來島し、二十五萬の歐洲人中大部分は行政・農・礦・林・貿易・金融各部門の指導的地位にあり、三百年來の傳統的植民政策と相俟つて、各部門に資本を投下して、企業方面に重要な地位を占めてゐた事である。而して是等は東印度社會機構上の最上層部を占めてゐた。

中間階級としては、所謂華僑社會の存在があり、彼等存在の特質は、オランダ人とインドネシア人の間に介在して、輸入せる生活必需品を一般大衆に配給し、同時に各種物産を買付け、歐人輸出者に賣込む仲介兼小賣商としての役割を演じてゐたことである。

最下層を構成して居たものは、インドネシア人社會である。

原住民社會構成の特質は貧農で、自給自足的村落組織を形成し、總人口の九割以上を占めて居たことである。政府官吏が二%、白人企業に雇傭される賃金労働者が五%、商業及工業従事者八%、富裕なる農業者三%、自作小農四七%、原住民農業者に雇傭される農業労働者が三五%となつてゐた。

土地・勞働・資本の三要素から東印度經濟を眺めると、人口過剰のジャワに於ては、勞働力は比較的豊富であるから其の價格は低いが、之に反し外領の大部分は土地が最も價値の低い財産となつてゐた。而して東印度全體を通して見られる現象は資本の缺乏といふことである、而も土着資本の蓄積が殆ど無いといふことは、東印度の民族運動によつて致命的缺陷であつたと云はれる。

此の民族資本の缺乏は、東印度が國際植民地として、列國に對し門戸を開放し、自由主義貿易策を堅持せざるを得ない事情から外國競争品を

誘致し、東印度土着産業の發達を阻止したこともよるが、他面インドネシア人の人種的特質も亦資本蓄積に大なる障礙をなしてゐたことを見落すことは出来ない。

第二節 日蘭會商

一九二九年より一九三一年の金本位離脱による圓貨の爲替安及一九三四年に亘り之に刺戟せられたる日本工業の勃興により、日本商品の東印度進出は目覺ましく、茲に著しき片貿易の變化を生じ、オランダとの通商關係維持に一大脅威を感じるに至つた爲、日本品進出の勢を阻止しオランダ及英國製品の市場を擁護する爲、オランダ側の提唱、日本の受諾により、日本・蘭印間の貿易の不均衡を調整し、各種の輸入制限並に營業特許制の如き排他的措置の緩和を期し、一九三四年六月、ジャカルタに於て日蘭會商が開催せられたのであるが、彼は會商の中心を専らオランダ人經濟の擁護と、輸入制限問題に置き、日本側は通商の自由に関する原則的主張を高調し、我が長岡使節は長期に亘り交渉したるも、具體的成果を見ずして一時會商は打切りとなつた。是れ所謂長岡・ランネフト會談である。

然るに斯の如き強力なる日本品の進出は歐洲品はもとより、漸く勃興の機に向へる領内産業をも危殆に陥らしめたるを以て、一九三五年當局は割當制による輸入制限措置を講じた結果、日本商品は甚大なる打撃を蒙り、日蘭貿易は一頓挫を來した。茲に再び一九三七年(昭和十二年)四月雙方の意見一致を見て、石澤・ハルト兩代表の間に協定調印の運びとなつた。此の協定により、日本は東印度の所謂弱物産の相當量輸入を約し、兩國通商關係の良好なる進展を圖らんとした。

その條件の骨子は次の如くである。

一 在蘭印邦商の輸入權最高二分五厘(蘭印側最初の條件は輸入許可總量の邦人輸入權一割)を維持し、從來各商品に付設けられたる

東印度…貿易

- 一 兩國品輸入取扱比率の實績主義による制限を解除す。
- 二 在日本オランダ商の對蘭印輸出組合加入問題は、民間業者間の自治的協定に俟ち兩國政府は之を側面的に援助する。
- 三 蘭印砂糖に關しては、優先的取扱を保證し出來る丈多く買付くること。

而して右協定は更に一九三八年、日・蘭輸入業者に關する小谷・ファシオンモーク協定により増補せられた。一九三七年支那事變勃發の結果、日本は戰時經濟に立脚し、東印度の弱物産の對日輸出は衰退の一途を辿るに至つた。因に是等の對日輸出の支那事變前後を比較すれば次の如くである。

品名	一九三七	一九三九
砂糖	1,781,334	1,110,000
ココナツ	7,433,333	5,100,000
カボツク	9,155	7,700
ココナツ油	3,000,000	2,700,000
椰子	6,500	1,300
蜀黍	1,673,333	5,978,000
木村	7,192	5,397,000

單位：日蘭貿易年報

支那事變の擴大、次で第二次歐洲戰爭の勃發は急激なる國際需要と世界市場の重大變化を見たるため、日・蘭關係を更に吟味するの機運が到來した。これ實に一九四〇年九月一二日小林代表到着と同時に開始された會談の淵由である。

會談開始に先立ち、經濟部に限定するとの聲明にも拘らず、劈頭に取上げられたる買油交渉が、商品の國際的秘匿性と日本割下の情勢との爲、單なる經濟問題として取扱ひ得ざる關係上、其の間に意見の相異ありて、進行抄々しからざりし折柄、日獨伊三國同盟發表せられ、其の條件中「東亞指導權」解決問題は一層買油交渉を停頓せしめた。而して我が方の説明により、一月一二日、遂に日本側石油購入代表とB・P・M・

代表との間に對日石油契約の假調印を了した。之は純商業的契約なることで、舊蘭印政府は一般的監督をなしたに過ぎなかつた。

本契約による對日石油供給量は、向ふ六箇月乃至一箇年間原油七十六萬噸、各種石油製品五十四萬六千噸、從て石油四十八萬噸、ベンジン十萬噸の供給分四十九萬四千噸を加算して、年額百八十萬噸となるものと謂はれる。

小林代表は右調印を見ずして歸朝せしも、二月二十八日芳澤代表が其の後任として到着後は、専ら誠心誠意我が方の立場の了解に努めたるも、舊蘭印政府は日本への物産輸出に對しては、日本が自國需要を充すに必要なる數量を供給することには異存がないが、然し其の輸出を以て何等かの形に於て、オランダの敵國に利益を齎すが如きに對しては絕對に容認出来ないといふが如き、甚だしき錯誤的觀念に陥つてゐた爲、六月に至り遂に不成立に終りたる事は周知の通りで、七月二十八日、舊蘭印は米・英に追從して對日資産凍結を聲明したる爲、長年の日蘭印經濟交渉は全く阻止せらるゝに至つたのである。

第三節 第二次歐洲大戰の影響

今次の歐洲戰爭が蘭印貿易に與へた影響は大きく、主として外國貿易と價額に於て顯著であつた。戰爭の結果として海外連絡路の距離並に安全性は特別な役割を演じてゐた。即ち一方に於て商船險護衛と商船の喪失に基く航行の遅延と、他方戰時工業の原料並製品に對する輸送の増大とが、船積の需要と危険とを激増せしめた爲であつて、之により歐洲向運賃は五割方、米國向は二割五分方騰貴した。

又保険料も之に伴ひ騰貴し、各種印度輸出品の市價は壓迫され、又輸出品の價格は昂騰した。

是等總ての要因の影響を享けて、舊蘭印の太平洋並印度洋沿岸諸國と

の通商貿易は著しく増進し、又歐洲大陸、北米及地中海東岸諸國との通商は困難に陥り、寧ろ一部は不可能となつて居たのであつた。

次表によれば、戰爭直前の一九三八年輸入の仕出額に於ても亦輸出の仕出額に於ても、如何に大變化を來して居たかを知る事が出来る。

而して此の變化は特に歐洲との貿易の減退と、米國との貿易の増大である。

歐洲よりの輸入は、全輸入の數量に於ては、約三一%から約一四%に、價額に於ては約五〇%から約一九%に減少し、歐洲向輸出は全輸出數量に於ては二%から一〇%以下に、價額に於ては三一%から一〇・五%に是亦減少した。之に反して米國からの輸入は數量に於ては六・八%から約二六%に、價額に於ては一二%より約二七%に、更に米國向輸出は數量に於て六・八%から九・七%に、價額に於ては一七・七%から三八・五%と共に増加した。

洲別輸入及仕向地別輸出比率表

洲別	年度	輸入		輸出	
		數量	價額	數量	價額
ヨーロッパ	一九三八	三〇・八	四九・七	二・三	三・三
	一九四〇	一三・八	一九・〇	九・八	一〇・六
アメリカ洲	一九三八	六・八	一一・二	六・八	一七・七
	一九四〇	二五・七	二六・八	九・七	三六・五
アジア洲	一九三八	五・三	三三・五	四・五	三〇・四
	一九四〇	四・八	四八・〇	五〇・三	三六・八
大洋洲	一九三八	八・四	三〇・〇	七・三	五・八
	一九四〇	八・五	四四・〇	九・六	四・三

(一九三八年並一九四〇年各第三・四半期の輸出入總計に對する百分率)

戰争は鐵物(石油・錫・ボーキサイト及石炭)・ゴム・規那の輸出を刺戟し、少くとも之を阻害しなかつた。

是等強物産は一九三九年第三・四半期に於ては、輸出金額は總額の約五七%を占めたが、一九四〇年同期には約七七%に達し、同期間の總輸出額も亦増大した。

特にゴムは著しく好轉し、金額に於ては一九三九年第三・四半期は全輸出の二七%、一九四〇年同期は同じく四二%であつた。

強物産輸出額表 (第三・四半期) 單位千ギルダ

品名	一九三九	一九四〇
石	一九三九	一九四〇
錫	四七・六	四七・六
石油	一八・八	一八・八
石炭	一三・九	一三・九
ボーキサイト	五・三	五・三
規那	七・四	七・四
計	一〇六・五	一〇六・五

之に反して其他の物産の輸出は金額に於ては八・五千萬ギルダから五・五千萬ギルダに、即ち總額の四三%より二三%に減退した。

今次戰爭が戦前の一九三九年一月一八月及大戰直後即ち九月一二月の輸出入貿易に如何なる影響を及ぼしたかを見ると左の如くである。

歐洲方面との連絡阻害の爲、英國への輸出に對する獨逸の阻害が東印度の一大買手國を喪失せしめた。

更に海上の不安は歐洲向運賃並に海上保険料を暴騰せしむると共に、又航路の變更を餘儀なくせしめた。

歐洲との交通困難は民間業者をして物資の輸送を杜絶せしめ、間もなくオランダ政府の勘定にて莫大の物産を購入し、或る種の物産はオランダの消費を見越して、政府宛委託積送されたものも相當にあつた。而して從來の世界市場の中心たりしロンドンに代つて、新たにニューヨークが砂糖及ゴムの取引市場として益々重要性を顯はした。之と同時に海運關係からして歐洲向輸出の減退を埋合せる爲、アジア及米國への輸出が激増した。

輸出數量・價額表 單位千ギルダ

數量	一九三九		增加率
	一九三九	一九三九	
一月一八月	七〇・九	八〇・九	一五%
九月一十二月	三八・三	四〇・七	二%
計	一〇九・二	一二一・六	一〇%
一月一八月	四七・六	四八・九	二%
九月一十二月	二〇・五	二〇・六	三%
計	六八・一	六九・五	二%

右表は戦前の一月一八月と開戦後の九月一十二月とに分け、而も前年度と比較してその影響を示したものである。

右表に於て目立つ事は、その増加率で輸出額に於て二%より三六%への増大と、輸出品に於て一四%より四%への減退である。即ち一九三九年九月一十二月の東印度輸出は價額に於て著しく増大したが數量に於ては僅かに四分の増加に過ぎない。之は主として物價の騰貴によるもので、

輸出増加の大きかつたものはゴム・砂糖及錫であつた。

輸入数量・價額表

Table with columns for quantity and price, showing changes in import volume and value for various regions like Europe, Asia, and Africa.

即ち一九三九年一月一八月の輸入数量は前年同月より六分を増加したが、九月一二月に於ては反對に二分の減少である。

然るに金額は、數量の減退率に比し一月一八月の三分の増加に對し、九月一二月は九分の激減振りを示してゐる。之は比較的安價な商品が多く輸入された爲で、寧ろ價額は其の間著しく昂騰してゐる。最も騰貴せるものは、輸入商品中金屬類である。

國別貿易變遷表 (第二次大戰後)

單位數千噸 價額一百萬キルダール (括弧内は一七月の數字を一〇〇とした八一二月の比率)

Table showing trade changes by country/region, including Europe, Asia, and Africa, with columns for quantity and price.

Table with columns for quantity and price, showing trade data for various regions like Europe, Asia, and Africa.

右表によつて明かなる如く、東印度の輸出は一七七月に比し、八一二月の比率は歐洲二五%、大洋洲二%が減じたのに對し、アメリカ四一%(内、合衆國四七%)、アジア三三%(内、日本四七%)及アフリカ二%の増加を示してゐる。輸出總額に對する各國の地位を見れば左の如くである。

Table showing export volume and price for August-February, with columns for quantity, price, and percentage.

開戦後のアメリカの買付は莫大なものであつた。

輸入に於ては我が國よりの輸出入が顯著である。戦前に比し歐洲の一割減に對し米國七分、アジアは一割増となり、就中米國品の躍進が目覺しい。

Table showing import volume and price for various countries like the UK, France, and the US, with columns for quantity, price, and percentage.

Table showing import volume and price for August-February, with columns for quantity, price, and percentage.

戦局の推移と共に貿易上に種々の變化が現れたが、一九四〇年一月、二月の歐洲・米國よりの輸入は數量・價額共に増大した。

之は戦争勃發の當初通商の仕絶を憂慮した東印度商社が、在庫品の保有強化に努め見越輸入を盛に行つたからであるが、その在庫も反つて過大に陥つたが、爾後歐洲方面との通商杜絶により大いに役立つた。三月、四月は輸入稍減退し、輸入數量は前年の同期に比較して多額に上らなかつた。米國よりの輸入は増大し、歐洲・アジアからの輸入は減退した。一四月の輸入は一九三九年の同期に比し數量に於て約七分の一、價額に於て二分の一方増大した。輸出にあつては一四月は昨年と比較し數量は稍減少せるも、價額に於ては約二分の一方増大した。前年同期に比較して歐洲方面よりの輸出數量は減少せるも、米國及アジア方面への輸出數量は略同様であるが、全體的に見て米國との貿易が活潑になつた。

次で五月一日獨軍のオランダ侵入は、東印度の貿易に大なる影響を與へ、英國を除く歐洲大陸との貿易は、杜絶状態となつた。一九三九年東印度全輸入の四割六分三厘の割合を示してゐた全歐洲との貿易は、僅かに七分一厘を占めたに過ぎない英國との間の貿易のみとなつた。

如何なる方向に發展するやは疑問である。茲に方向轉換として米國への貿易依存性が濃厚となり、東印度の總輸入の三割九分、總輸出の三割二分の喪失を米國に轉じて、新販路を求めんとした。歐洲諸國との貿易停頓乃至杜絶は東印度貿易の性格を著しく變化せしめ、各種産業界への波紋は甚だしいものがあつた。

就中ゴム・煙草・コブラ・コーヒー・錫・茶・キニーネが大なる打撃を蒙つた。國際委員會で茶産業維持のため早くも對策を講じ、今期(一九四〇年四月—一九四一年四月)の輸出割當量を五%方引下げた。又煙草に關しては、一九四〇年七月から輸出税を免除して不振の回復を圖つた。又ゴム・錫等は米國への輸出轉換により大した支障を來してゐないと言明してゐた。

一九四一年四月米國東海岸向使用し得る船積の六〇%はゴム、ラテックス、錫の輸出に充てられ、同時にボーキサイト並に鐵石の積送に優先權が與へらるると共に、東印度輸入に於るアジアの割合は一九四〇年下半期の三四%に對して五〇%であつたが、輸出に於る割合は三〇—三九%に上つた。

一九四〇年末バターフェ石油會社並にオランダ王國石油會社の代表者と、日本の石油輸入業者側の代表者との間に契約が締結され、石油七六萬噸並に其の他の石油生産品五四萬噸供給に付調印がなされた。之は日本に對する東印度側より物資供給の不足を補填する爲のものであると言はれてゐた。更に一九四〇年末に當り、ジャワ銀行と橫濱正金銀行間に、東印度と日本側の支拂勘定に關する協定が成立した。

仕出國別輸入貿易額概數表

(但し金・銀地金及貨幣を除く)

單位：千ギルダ
出所：日印貿易年報

Table with columns for country (e.g., USA, Europe, Asia) and years (1935, 1936, 1937, 1938, 1939).

Table showing trade data for various countries including England, France, India, and others, with columns for years and values.

Table showing trade data for various countries including USA, Europe, Asia, and others, with columns for years and values.

東印度...貿易

Table showing trade data for various countries including Europe, Asia, and others, with columns for years and values.

仕向國別輸出貿易額概數表

(金・銀地金及貨幣を除く)

單位：千ギルダ
出所：日印貿易年報

Table showing trade data for various countries including Europe, Asia, and others, with columns for years and values.

國別イム輸出高表 (原住民及農園護費)

國別	數量			價額			輸出税 (千ギルダール)	
	1935	1936	1937	1935	1936	1937	原住民イム	農園及原住民イム
オランダ	1,600,000	1,800,000	2,100,000	1,600,000	1,800,000	2,100,000	1,300,000	1,300,000
イギリス	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,000,000	1,000,000
フランス	800,000	900,000	1,000,000	800,000	900,000	1,000,000	600,000	600,000
ドイツ	600,000	700,000	800,000	600,000	700,000	800,000	400,000	400,000
イタリア	400,000	500,000	600,000	400,000	500,000	600,000	300,000	300,000
日本	300,000	400,000	500,000	300,000	400,000	500,000	200,000	200,000
アメリカ	200,000	300,000	400,000	200,000	300,000	400,000	150,000	150,000
その他	100,000	150,000	200,000	100,000	150,000	200,000	70,000	70,000
合計	5,000,000	5,500,000	6,000,000	5,000,000	5,500,000	6,000,000	3,500,000	3,500,000

單位：數量(噸) 價額(千ギルダール)

國別	數量			價額			輸出税 (千ギルダール)	
	1935	1936	1937	1935	1936	1937	原住民イム	農園及原住民イム
オランダ	1,600,000	1,800,000	2,100,000	1,600,000	1,800,000	2,100,000	1,300,000	1,300,000
イギリス	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,000,000	1,000,000
フランス	800,000	900,000	1,000,000	800,000	900,000	1,000,000	600,000	600,000
ドイツ	600,000	700,000	800,000	600,000	700,000	800,000	400,000	400,000
イタリア	400,000	500,000	600,000	400,000	500,000	600,000	300,000	300,000
日本	300,000	400,000	500,000	300,000	400,000	500,000	200,000	200,000
アメリカ	200,000	300,000	400,000	200,000	300,000	400,000	150,000	150,000
その他	100,000	150,000	200,000	100,000	150,000	200,000	70,000	70,000
合計	5,000,000	5,500,000	6,000,000	5,000,000	5,500,000	6,000,000	3,500,000	3,500,000

二石 油

世界的軍需増加により、石油の輸出は過去十年間に殆ど倍額となり、一九三九年は六、四二五千噸、一五五千萬ギルダールに上り、價額に於て輸

出の首位を占めるに至つた。石油は米國・ソ聯及ウエネズエラを主産國とし、この三國で世界石油總産額の八割強が占められ、イラン・ルーマニアに次で東印度は世界第六位の位置を占め、世界の石油生産に於て僅に一・二% (一九四〇年) を占めてゐるに過ぎないが、その八割は輸

出され、南方諸一の石油供給地を爲し、漆洲・エジプト・比律賓・支那・香港等の近接地方に主として輸出せられ、歐洲への輸出は比較的少いが最近國際情勢を反映して、英國・オランダへの輸出が目立つてゐた。石油の輸出はゴムと異り、特に集中的に依存してゐなかつたこと、國際商品としての東印度石油の強味であつた。東印度石油の輸出は、その約半量がサンプルー島(ロイヤル・ダッチ、シェル石油會社の輸出港)、ビンタン島(コロニアル石油會社の輸出港)及シンガポールの三中繼港を経て行はれ、完全なる英米系會社の支配下に

五大洲別石油生産物輸出高表

Table showing oil production export values for five continents from 1935 to 1939. Columns include continent names (e.g., ヨーロッパ, アフリカ), years, and values in thousands of dollars. Includes a sub-table for 'National Oil Production Output Quantities'.

あり、從て石油の輸出状態の詳細なることは知る由もない。東印度石油業に關する外國投資に付一言せんに、過去多年に亘り、英國、後にはアメリカの資本が、石油業に甚だ重大な役割を努めたことは周知の事實である。オランダのバタヴィア會社は、その資本の六〇%を有するロイヤル・ダッチと、四〇%を有するブリテイッシュ・シェルとの子會社である。アメリカ系の會社(コロニアル石油會社)が最近總生産中相當の大きな割合を有してゐた事も事實である。

漆洲 六三、四七五 八五、七六六
新西蘭 一七、八三五 三三、一七〇
エジプト 九、六五五 一八、一三三
スエズ 一、五七九 五、一七九
南アフリカ聯邦 三、七九四 八、五七六
サムアフリカ連邦 一、三六五 一、六三九
計(其他共) 五九、七九二 六〇、六三九
(註) (1)ビルマを含む (2)臺灣・朝鮮を除く

三 砂糖

國際的砂糖情勢は一九四〇年度に於ては、世界的事變の經過に隨ひ強度に影響された。即ち貿易年報の最後に於て是等の情況が年度の初より非常に不調を示してゐる。既に一九三九年九月以來戰爭により非常な影響は與へられたけれども、世界の砂糖市場の地位は、その爲損失よりも寧ろ利益を與へてゐたのである。

五大洲別砂糖輸出高表

Table showing sugar export values for five continents from 1935 to 1939. Columns include continent names (e.g., ヨーロッパ, アフリカ), years, and values in thousands of dollars.

東印度...貿易

勿論一九三九年九月のロンドン砂糖取引市場の閉鎖は英國の新政策が原因して、砂糖規定は專ら British Colonies of Dominions から生じ、國際砂糖市場に混亂を生ぜしめたが、同時に砂糖に對する法外な需要を生じた。

一九三九年に於る砂糖輸出額は、三七六、〇三八噸、七六、九八三、千ギルダにして、東印度輸出總額の一〇・三%に當り、ゴム及石油生産物に次ぐ主要輸出品であつた。ジャワ糖の全盛期は一九二〇年頃より世界恐慌に至る間で、一九二八年には二、五九六、八〇〇噸といふ超記録的輸出高を示したが、其の後世界各國のプロツク經濟への轉換による砂糖自給政策と一般的な農業恐慌との爲市場を失ひ、遂に一九三六年には僅に八九一、五四三噸を輸出するのみとなり、東印度輸出品としては第六位に轉落したが、其の後世界各主産地は國際限産協定を結び、思ひ切つた生産制限を實施し、世界景氣も徐々に回復して需給狀況は改善され、輸出は増加して、一九三九年には一、三七六、〇三八噸となり、東印度輸出品としては第三位を占むるに至つた。

單位数量(噸) 價額一千ギルダ

獨逸	二四	二六四	二〇八
フランス	八四八	五四九	二七〇
イタリヤ	一三七八	一三三	一三五五
アメリカ	八八四三	一〇七五九	一五二五
南米諸國	三〇一〇	三、七〇	三、五三
エジプト	九、六七三	一〇、〇三六	九、二一〇
南アフリカ聯邦	一九九	一、八一	二、八五八
近東諸國	四、五四	六、〇一一	六、一一一
濠洲	一、五八四	一、六八一	一、五五〇
計(其他共)	七、五九三	八、一四四	八、一七八

六 煙草

煙草の輸出額は一九三九年に三五、四五四噸、二六、九四〇千ギルダで總輸出額の三・六%、順位は第六位であつた。

仕向先は、オランダを筆頭に、米國・英國の順で、オランダに輸入されたものは、更に第三國(獨逸)に輸出されてゐた。而して大戰勃發以來、オランダに對する輸出も減少の一路を辿つてゐた。

東印度の煙草は、スマトラのデリ煙草、ジャワの領地煙草(クロソク及ケルフ)である。

今次大戰以來煙草の輸出は減じ、一九四〇年に於て輸出量では二〇%減退して約二八、七二七噸、價額に於て三八%増大した。既に五月の事件以前に於てスマトラ煙草約四六、五〇〇俵の契約があり、一九三九年中にも一二五、〇〇〇俵に上る先賣契約があつた。一九四〇年の煙草は總て米國市場に送り、競賣に附す計畫が出来てゐた。

國別煙草輸出數量表

仕向國	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
オランダ	四、七〇三	五、七五〇	三、三三三	三、三九一
フランス	八、三七	五、八一	三、三三四	四、五

單位:噸(總量)
出所:同前表

國別コブラ輸出數量表

仕向國	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
オランダ	一、九二八	一、三三四	一、七〇五	一、五三一
獨逸	五、六一	一、〇七二	七、〇四八	六、〇〇〇
デンマーク	七、八〇六	六、九〇七	五、二八〇	二、八六七
ノールウェー	三、四六六	三、一〇〇	三、九七五	七、三九
スウェーデン	九、三七	五、七〇	八、六三九	一、五七三
伊太利	二、四四五	四、一六〇	一、八八二	二、二八五
アメリカ	五、四六	一、一〇一	一、三三三	九、二七六
シンガポール	一、一〇一	一、一〇一	一、三三三	九、二七六
日本	七、二八九	九、八九〇	九、八八四	七、五五六
計(其他共)	四、九〇三	五、三三四	五、九〇一	二、七〇八
價額(千ギルダ)	六、二四五	三、三三三	二、七〇八	二、七〇八
(註)但し一九四〇年は總量(概數)				

單位:噸(正味)
出所:同前表

八 椰子油

パーム油(椰子油)の輸出は年々増加の傾向を辿り一九三八年には世界産額の二四%、二二〇、八〇六噸の輸出を見た。米國への輸出が最も多く、日本へは一九三四年に三三、一噸、一九三八年には僅に五八噸に過ぎなかつた。

國別パーム油輸出數量表

仕向國	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
オランダ	三、四六六	六、三七八	五、四四〇	一、九三六

東印度貿易

ベトナム	一三三	一三六	一〇八
シンガポール	一、六三	一、四三	一、三七
佛印	一、八四	六、三	一、三
イギリス	—	—	—
アメリカ	—	—	—
計(其他共)	五、〇七三	五、〇三六	三、七五七

七 コブラ

東印度より輸出されるコブラは F.M.S. (Fair Merchantable Sun-dried) 及 F.M.M. (Fair Merchantable Mixed) の名稱により區別され、前者は天日乾燥による良質のものを代表し、後者は普通以下の品質のものとされてゐる。

コブラは古々椰子より製せられ、大部分外領より生産され、原住民生産によるものが輸出量の大部分を占め、エステート産は僅少である。

コブラの重要生産國は比律賓・東印度・セイロン及マラッカであり、東印度の世界的地位は一九三八年には二九%を占めてゐた。

今次歐洲大戰の勃發はコブラ生産に種々の影響を及ぼし、輸出の減退、市價の下落は原住民に對して尠からざる打撃を與へた。

一九四〇年に至り輸出額は一九三九年の半分以下に墜落した。之が爲、政府は生産者に適當の補償をなし、買上コブラを當分貯蔵する措置を講じた。生産業者は挽回策としてプールを組織したが、最近の船舶不足に鑑み、生産を可及的に制限すべく考慮中であつた。コブラの對日輸出は一九三九年迄漸減してゐたが、一九四〇年に至り著しく増加したことは注目に値する。

コブラ輸出數量及價額表

年次	數量	價額
一九三六	五、一五〇	五、一〇四

單位:數量(總量) 價額:千ギルダ
出所:同前表

九 コーヒー

東印度に於るコーヒーはロブスタ種が其の殆ど全部を占めてゐて、一九三三年の輸出額は世界輸出量の四%即ち六八、九三六噸であるが、一九三九年八月迄の輸出量は一九三八年同期に比し大であつたが、今次歐洲戰爭の勃發はオランダへの輸送困難となり、爲に一九三九年の輸出は減少し、價格も低落を示した。

國別コーヒー輸出數量表

仕向國	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
オランダ	一、九五九	一、五三三	一、三三三	一、三三三
デンマーク	一、四〇〇	一、三〇七	九、〇〇〇	六、四三
フランス	一、五七三	六、七九八	八、二五八	—
イタリヤ	六、四一八	六、一七一	六、五二〇	二、一九一
アメリカ	一、六一〇	三、九一一	二、六〇六	八、〇四三
シンガポール	七、〇〇〇	八、五〇二	九、二六六	一〇、一七一
日本	三、〇〇〇	八、六四五	七、五五六	五、七〇
計(其他共)	九、九〇一	六、八九三	六、六一四	四、〇四三
價額(千ギルダ)	二、六〇八	一、三七八	一、一八五	七、八〇五
(註)但し一九四〇年は總量(概數)				

七四九

一〇 規 那

東印度は世界規那總産額の九二%を占め、規那の輸出は一九三八年には七、一三九噸、一一、八五四千ギルダであり、一九三九年には六、七〇〇噸、一一、五五〇千ギルダであった。

國別規那輸出數量表

Table with columns for destination (仕向國) and years (一九三七, 一九三八, 一九三九, 一九四〇). Rows include Orissa, India, and other regions.

一一 硬質纖維

東印度に於る硬質纖維は、シサル、カンタラ、ロセル、マニラ麻等で、東印度のアゲープ纖維は其の輸出額に於て二五%即ち九〇、一四〇噸の地位を占めてゐた。

國別硬質纖維輸出數量表

Table showing export quantities of hard fiber by country (世界總産量, 東印度) and by destination (仕向國) for years 1937-1940.

一二 其 他

國別タビオカ製品輸出數量表

Table of Tabaco products exports by destination (仕向國) for years 1937-1940.

國別カボック輸出數量表

Table of Cabbage exports by destination (仕向國) for years 1937-1940.

アゲープ輸出數量表

Table showing export quantities of Agave by destination (世界總産量, 東印度) and by destination (仕向國) for years 1937-1940.

國別硬質纖維輸出數量表

Table showing export quantities of hard fiber by country (世界總産量, 東印度) and by destination (仕向國) for years 1937-1940.

其の他既述以外の重要物産として、ボーキサイト・故鐵・屑鐵及マンガン等がある。ボーキサイトは大部分日本へ向けられたが、戦前は獨逸へも一部輸出された。故鐵及屑鐵も其の殆ど全部が日本に送られてゐたが、最近東印度領内の需要増により輸出量が著しく減少した。

國別ボーキサイト輸出數量表 (一九三九年)

Table of Bauxite exports by destination (仕向國) for 1939.

國別故鐵及屑鐵輸出數量表

Table of Scrap Iron exports by destination (仕向國) for years 1937-1940.

國別マンガン輸出數量表

Table of Manganese exports by destination (仕向國) for years 1937-1940.

英國の進出も目立ち、一九三八年日本の地位はオランダの下位に下つたが、一九三九年の第二次歐洲大戰の勃發により、オランダよりの輸入が阻碍された爲め日本は再び第一位を占むるに至つた。

品種別綿織物輸入高表

Table showing cotton textile import values for various countries (Japan, UK, Netherlands, etc.) across different years (1937, 1938, 1939). Columns include 品種別 (Category), 數量 (Quantity), 價額 (Value), and 數量 (Quantity) for each year.

單位：千ギルダ
出所：關印貿易年報

一にして、東印度綿布總輸入額の五割を占めた。第二位はオランダの二一、八五七千ギルダ、第三位は英國の六、六八二千ギルダにして、伊太利・米國・支那が之に次ぐ。

オランダより輸入
英國より輸入

二 機械及器具類

機械・器具類は大部分輸入に俟たねばならぬ。而して第二次歐洲大戰以後、従来のオランダよりの輸入を凌駕して、一九三九年にはアメリカが第一位に上るに至つた。

鑛山開發用のものを初めとし、工業用機械及器具、ボイラー、エンジン、タービン、モーター、ダイナモ、變壓器、内燃機關、起重機、コンベア、動力ポンプ、ミシン、砂漉工湯用機械、石油探掘及精鍊機械、榨油機、製茶機、ゴム精製機械、鑛山探掘機、地形測量機、電線、蓄電池、乾電池、無電、ラジオ機械、器具及部分品、鋤鉞等の農具、渡動機等多種多様であるが、一九三八年迄は東印度工業化政策促進の爲に、近年顯著になつたオランダ企業家の投資の増加が、オランダ重工業品の對東印度輸出の増加を伴つて第一位にあつた。オランダに次で主要なる輸出は米國・獨逸であつた。

日本よりの輸出も一九三七年には相當な額に上り、第五位を占めたが支那事變による國內需要増加の爲激減を示した。

一九四〇年に入りてよりABC線を形成する一翼としての東印度は、米國よりの相當の輸入を仰ぎ、依然一九三九年に引繼いで第一位を獲得してゐた事は間違ひない。

主要國別機械及器具輸入額表

Table showing machinery and instrument import values for various countries (Japan, UK, Netherlands, etc.) across different years (1937, 1938, 1939).

單位：千ギルダ
出所：關印貿易年報

東印度...貿易

三 鐵鋼及同製品

主要國別鐵鋼及同製品輸入額表

Table showing iron and steel import values for various countries (Japan, UK, Netherlands, etc.) across different years (1937, 1938, 1939, 1940).

單位：千ギルダ
出所：關印貿易年報

鐵鋼及同製品中輸入額の最も多いのは、鐵管及附屬連結器具で、之に次で鐵板・棒鐵・型鋼・亜鉛引鐵板等が主なるものである。

一九三七年には東印度の日本からの輸入は、第一位にして、二〇・六%を占め、主として亜鉛引鐵板・鐵板等の輸入に負ふ所大にして、日本の重工業發展を物語るものである。

一九三八年支那事變により、國內需要増大の爲我方よりの輸出は激減

して第五位に下り、一九三九年再び第一位に上つた。其の間米國の進出も著しいものがあつた。殊に屋根葺重鉛引鐵板に於て米國の進出は日本に肉薄せんとしてゐた。

鐵鋼類輸入數量表

Table with 2 columns: 鐵鋼類 (Iron and Steel) and 數量 (Quantity). Rows include 鐵板 (Iron plate), 鐵棒 (Iron rod), 鐵型 (Iron mold), 鐵釘 (Iron nail), 鐵針 (Iron needle), 鐵金 (Iron gold), 鐵板 (Iron plate), 鐵筋 (Iron rebar), 鐵板 (Iron plate), 鐵釘 (Iron nail), 鐵針 (Iron needle), 鐵金 (Iron gold).

米國鐵鋼類輸入割合表

Table with 2 columns: 鐵鋼類 (Iron and Steel) and 割合 (Ratio). Rows include 鐵板 (Iron plate), 鐵棒 (Iron rod), 鐵型 (Iron mold), 鐵釘 (Iron nail), 鐵針 (Iron needle), 鐵金 (Iron gold).

四 諸食料品・米・魚類

ビスケット、チョコレート及河製品・玉葱・乾酪・椰子油・沈香・肉鏡詰等である。是等は主としてシンガポールより輸入され、(一九三九年に於るシンガポールからの輸入額は四、八六六千ギルダ)次はオランダ(三、七三三千ギルダ)で、ビスケット、チョコレート、チーズ等が主である。香港(一、七七二千ギルダ)、米國(一、五八一千ギルダ)、暹

五 諸織物・絲類

綿布以外の織物では人絹織物がその主要部分を占め、絹織物も可なりあつた。諸織物の輸入額は次の如くである。

主要國別諸織物輸入額表

單位：千ギルダ

Table with 2 columns: 國別 (Country) and 輸入額 (Import Value). Rows include 日本 (Japan), 印度 (India), 計 (Total).

消費品輸入數量表

單位：千噸

Table with 2 columns: 品名 (Commodity) and 數量 (Quantity). Rows include 米 (Rice), 糖 (Sugar), 其他 (Others), 化學 (Chemical), 建築 (Construction), 木料 (Wood), 金類 (Gold), 運輸 (Transportation), 機械 (Machinery), 計 (Total).

印度よりの輸入品中にはガンニー袋を包含せしめてある故、實質的には日本が第一位を占めてゐたことになる。日本の漸減はバルブの輸入減によるもので、殊に支那事變後は甚だしかつた。日本・印度以外にはオランダ・英國・シンガポールからであつた。絲類殊に綿絲の供給國は日本で一九三九年に於て總輸入額の七割(總輸入額一八、五八一千ギルダ)の中一二、七二二千ギルダ)は日本よりの輸入であつた。

六 船舶・航空機・自動車及同部分品

東印度軍需機材及國防上から見た船舶及航空機の輸入額は、第二次歐州大戰以來顯著な増大を示し、一九三八年には一、〇五六千ギルダに激増したが、一九三九年には多少減少した。大部分は航空機の購入によるものであつたが詳細は列明してゐない。

工業用資材・原料並補助品輸入數量表

單位：千噸

隨印當局も東印度社會自體が特に輸入界・中産階層及東印度工業界に於て、此の變化に順應して行かねばならぬ傾向を保持せんとするに至つた。

商品十五類別輸入概數表 (金・銀地金及貨幣を除く)

單位：數量(噸) 價額千ギルダ

類別	商品番號	一九三七年		一九三八		一九三九	
		數量	% 價額	數量	% 價額	數量	% 價額
動物	1-1	385	0.03	314	0.11	450	0.01
植物	1-2	47,596	23.88	88,990	18.60	60,387	12.76
食料品	1-3	3,377	1.57	4,995	1.04	2,598	0.54
嗜好品	1-4	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
動物産物	1-5	3,377	1.57	4,995	1.04	2,598	0.54
植物産物	1-6	3,377	1.57	4,995	1.04	2,598	0.54
織物	1-7	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
産物	1-8	3,377	1.57	4,995	1.04	2,598	0.54
化學品	1-9	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
製薬品	1-10	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
磁器	1-11	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子	1-12	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-13	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-14	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-15	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-16	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-17	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-18	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-19	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-20	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-21	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-22	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-23	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-24	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-25	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-26	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-27	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-28	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-29	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-30	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-31	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-32	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-33	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-34	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-35	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-36	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-37	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-38	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-39	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-40	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-41	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-42	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-43	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-44	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-45	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-46	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-47	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-48	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-49	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-50	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-51	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-52	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-53	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-54	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-55	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-56	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-57	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-58	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-59	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-60	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-61	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-62	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-63	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-64	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-65	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-66	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-67	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-68	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-69	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-70	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-71	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-72	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-73	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-74	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-75	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-76	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-77	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-78	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-79	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-80	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-81	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-82	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-83	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-84	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-85	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-86	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-87	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-88	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-89	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-90	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-91	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-92	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-93	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-94	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-95	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-96	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-97	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-98	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-99	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-100	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-101	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-102	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-103	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-104	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-105	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-106	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-107	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-108	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-109	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-110	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-111	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-112	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-113	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-114	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-115	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-116	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-117	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-118	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-119	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-120	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-121	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-122	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-123	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-124	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-125	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-126	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-127	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-128	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-129	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-130	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-131	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-132	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-133	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-134	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-135	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-136	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器	1-137	1,010	0.49	1,010	0.21	870	0.18
硝子器							

ター、輸出額に於ては、四四、七〇〇千ギルダといふ貿易總額としては空前の記録を作つた。尤も對日輸出額は一九三〇年に及ばず、殊にギルダ1價の低落により、輸出数量は増大したものの、價額に於ては夫程増加しなかつた。

以上は一九三七年迄の對日蘭印貿易の概観である。一九三七年七月支那事變勃發と共に、日蘭間の貿易にも大なる變調を來し、衰退傾向に轉じて、一九三八年の統計上に表れたものでは、事變前の約定品に對する品物の受渡により、最高潮に達してゐた。一九三八年には、輸入・輸出共に減退した。之は日本側の事變對處策たる貿易統制と、事變後熾烈となつた東印度華僑の日貨ボイコットを指しねばならぬ。

最近に於る對日輸入のオランダに肉迫する状態を見るに、日本の東印度地域に對する地理的優位及廉價良質の高度日本工業品の流出が東印度原住民の需要に合致してゐる結果に他ならない。

對日主要品種別輸入割合表

Table with 4 columns: 品別 (Category), 一九三〇年 (1930), 一九三一年 (1931), 一九三二年 (1932). Rows include 綿布, 其他の織物, 衣服及裝身具, 鐵鋼及同製品, 自動車・自轉車タイヤ, 自動自轉車・自轉車及部分品, 皮革及同製品, 硝子及同製品, 陶磁器, 洋燈及同部分品, 木材及同製品.

出所：同前表

セメント、玩具、建築材料、器具、建築材料、砂糖・玉蜀黍・鐵油類の輸出低落が東印度の對日輸出激減を齎した主因でもあつた。

右表に於て知らるゝ通り主要輸入品別に見ると、綿布以下十五種の商品の對日輸入は、日本が原料難から輸出不振に悩む最近に於ても、一五%以上を占めてゐた。就中綿布・絲類・衣服及裝身具・陶磁器・玩具等は該品目總輸入額の五割乃至七割を占めてゐた。セメントは一九三五年には九二・九%の高率を示したが、其の後稍減退した。

硝子及硝子製品も一九三五及三六年には六〇・二%及六一・八%を占めたが、最近漸落傾向を示してゐた。自動自轉車・自轉車及同タイヤ並に部分品も一九三七年迄は四六・五%以上を占めて居たが、支那事變の影響から最近では著しく低下した。

次で一九三九年舊蘭印政府中央統計局の發表による輸出入は次の如くである。

輸出入數量・價額表

Table with 4 columns: 數量 (Quantity), 一九三八年 (1938), 一九三九年 (1939), 價額 (Value). Rows include 輸入 (Import) and 輸出 (Export) for various categories like 紙・織物, 金屬製品, 船舶, 機械器具, 其他.

單位：數量(噸) 價額(千ギルダ)

一九三九年に於る對日輸入狀況について見るに、一九三八年の對日貿易は激減したが、一九三九年に至り一部恢復し、殊に輸入の増加を來したが、これは東印度に於る經濟情勢に負ふ處大なるものがあつた。即ち一九三七年の下半年期に一九三八年の當初數箇月間に於る經濟界の反動によつて、消費減退を來した爲に、一時オランダ商を悩ました過剩ス

トツクも前年の輸入手控へによつて一掃せられたこと、東印度の歐洲貿易が第二次歐洲戰亂のために阻害されるに至つたからである。一九三九年の對日輸入額は數量二六八・六百萬瓩、價額八五・〇百萬ギルダにして、一九三八年よりも多きこと夫々一一・七百萬瓩、一三・二百萬ギルダであつたが、この増加は主として二大類別品目たる絲並に織物と金屬製品に負ふ所大なり。

絲及織物の輸入は一九三八年の四五・九百萬瓩から六四・〇百萬瓩に増加し、價額は一二・三百萬ギルダ即ち總増加額中優に九三%を占め、六〇・一百萬ギルダとなつた。その他金屬類の對日輸入量は、一八・一百万瓩方増加して、四一・九百萬瓩となつた。珞珈鐵器・ブリキ板共に増大してゐた。食料品・嗜好品も八百萬瓩増加した。之に反して輸入減少を示したものは、セメント・蠟類・織物工業用機械器具類であつた。

日本よりの輸入は、七割二分迄が綿絲を中心とする織維工業製品、一割三分が金屬工業製品であり、取引は非常に集中的であつた。

對日本類別輸入高表

Table with 4 columns: 數量 (Quantity), 價額 (Value), 數量 (Quantity), 價額 (Value). Rows include 動物植物, 食料品及嗜好品, 動物性生産物, 礦産物, 化學製品其他, 硝子及硝子器, 陶磁器, 木材・コルク・植物性編物材料其他, 皮革・毛皮・毛皮及同製品.

東印度...貿易

一方一九三九年に於る對日輸出は極めて僅少で所謂片貿易を示し、日・東印度經濟關係に圓滑を缺く所以であつた。對日輸出の四割一分が鐵油、二割三分が生ゴムで、日本の對外輸出額中に占める東印度の割合は相當大きく、鐵油の一割二分、ゴムの二割八分である。

支那事變より日本の輸入統制強化により、特に輸出額の多かつた。一九三六、七年に比すれば輸出額は減退したが、戰前數箇年の水準に比較して寧ろ増加して居り、一九三九年には更に増大した。之は戰時下日本の絕對に必要とする生ゴム・錫・ボーキサイト・古鐵及屑鐵・規那・石油等の軍需資材としての東印度物産の輸出が、砂糖・玉蜀黍・コブラ其他の含油種子・コーヒー・木材等の輸出減を補つて尙餘りある程度に激増したからである。

輸出増加の特に顯著なるものは食鹽で、一九三七年より三九年に至る間に三倍に増加した。

輸出減少の甚だしかつたのは砂糖で、一九三九年には殆ど皆無であつた。對日輸出品の首位は生ゴムで、一九三九年には對日總輸出額の四五%を占めてゐた。米國を最大とする生ゴムの總輸出額から見れば、僅に六%にも達してゐない。生ゴムに次で對日輸出額の多いのは石油製品・錫及玉蜀黍であつた。

一九三九年に於る日本向直接輸出高は數量七八〇・六百萬瓩、價額二〇・六百萬ギルダ(輸出税含まず)から夫々八一・一・六百萬瓩、二四・五百萬ギルダに増加した。その増加は主としてボーキサイト及ゴムの輸

田増加に基因するものであつて、ゴムは一二・〇百萬担、即ち六・六百萬ギルダの増加にて、二・七百萬担、價額一〇・九百萬ギルダとなつた。...

玉蜀黍は五九・八百萬担にして低水準に止まつた。鐵油物産の直接輸出は減じた。...

主要品別對日輸出量表

Table with columns for commodity types (e.g., 玉蜀黍, 鐵油物産), quantities for 11/18 and 9/11-12, and unit values.

Table showing values for '古鐵及屑鐵' and '其他鐵物産' in million guilders.

主要品別對日輸出高表 (一九三九年)

Table with columns for commodity types (e.g., 錫, 古布), quantities, and values for 1939.

舊蘭印政府統計局發表に係る、日蘭貿易輸出入數量を今次歐洲戰爭前に對比すれば左の如くである。

對日貿易高表

Table with columns for '輸入' and '輸出' quantities and values.

類別對日輸出高表

單位：數量(噸) 價額：千ギルダ

Large table listing various commodity categories (e.g., 動物生産物, 藥種) and their export values for 1938, 1939, and 1940.

品種別對日輸入類表

單位：千ギルダ

Table listing import categories (e.g., 食料品, 化學品) and their values for 1939 and 1940.

東印度...貿易

自一月至一〇月の間に於る輸入額は七〇、〇七七千ギルダに達し、これは前年同期に於る六〇、五七一、一七九千ギルダに比し著しき躍進である。

即ち鑛酸・硫酸・鹽酸・亜鉛白等の如き化學工業品の外、新聞紙・服袋・ノートブックの如き紙製品・アルミニウム製品・發動機・工具。

電線等を擧げることが出来る。輸入数量の著増せるもの、中、ベニア板製品の輸入は最も著しかった。金屬及其の製品中、鐵板・鐵線・ブリキ板・銅線等は相當額の増大を示せるも、珐瑯鐵器は激減した。この減少は専ら上海筋よりの安物に壓倒されたるによる。發動機・工業用機械工具が微少ながら増加を示せるは、タイヤ類増進と共に注目すべき現象である。

綿絲布及其他纖維工業品は約二分の増加であるが、原住民購買力の低下、輸入割當等難關ありたるにも拘らず、斯の如く増大を見たるは本邦品の底力を示すものである。一九四〇年の對日輸出状況について見るに、輸出増加は特に顯著にして、前年同期に於る一八、九六九千ギルダーに比し目覺しき増進である。これはゴム・錫・石油等が、本邦戰時體制の強化と共に益々旺盛なる入注を見たる外、米・茶・鹽等が巨額の輸出を見たるのみならず、規那・玉蜀黍・植物性油脂原料及ボーキサイト等の輸出が著増したるに基く。其他の所謂弱物産も少量ながら全面的に増加したるため、輸出不振の折柄多少なりとも東印度産業界に奇與するところがあつた。此の間獨り屑錫の輸出が激減せることは、砂糖が前年同様殆どその輸出を見ざりしことと共に注目すべき點である。

品種別對日輸出額表

Table with columns for product types (品種) and years (一九三九, 一九四〇) showing export values in thousands of guilders.

單位千ギルダー

つた。是れ亦輸出の現状を維持し得るや否やを危ぶましむる要因であつた。之が輸入を制限して爲替を出來得る限り保有すべき必要の因つて生じた所以である。次で七月二八日の資産凍結令により、茲に全面的に彼我の貿易が杜絶するに至つた事は周知の事である。

第七節 對オランダ貿易

オランダに對する東印度經濟の基調は、オランダの必要な有用農産・鐵産其他の原料品を供給する他面に於て、オランダの工業製品及政治經濟上密接な關係を有する英國製品の市場を東印度に於て確保しつゝ、其の上で世界の爾餘の諸國との間に經濟關係の圓滑なる動きの設定維持に努力して來た事である。爾來東印度に於ては傳統的自由主義の經濟政策を基礎に、通商の自由、外國資本の誘致、企業の自由により、東印度經濟、延いてはオランダの發展に努力して來た。

一九三八年の東印度輸出貿易に於てオランダの占むる割合は二〇%、輸入貿易に於る割合は二二・二%で輸出入を合計した總貿易に於ては二一・一%となり、之を他の植民地に例をとるならば、比律賓の對米貿易のその貿易全體に於る比率が七〇%、佛印の對佛貿易率が約五〇%に比較すれば、小國オランダの經濟力の貧弱なることを物語るものである。一方他面より見れば東印度貿易の如何に世界的に依存性が大きであつたかを知らざらざら。

一九三九年には輸出貿易の八五・六%がオランダ以外の諸國に仕向られてゐた。主として米國であるが一九三九年オランダは米國の次位に下らざるを得なくなつた。

一九二九、一九三〇年の世界恐慌を契機として、オランダが採るに至つた保護貿易政策は、殊に一九三三年日本よりの輸入率が三一%に激増したのに對して、著しくオランダとの經濟提携強化の必要に迫られた。

Table showing trade statistics for various goods (木材, 植物性油脂, etc.) with columns for years and values.

一九四一年五月一二日より實施せられた爲替許可制限令の要因とする所は、東印度を世界の何處に於て買入るゝ商品の代價をも支拂ひ得る、有力なるクレジターとして保持せんが爲めに施行せられたものである。結局東印度の資金状態が戰爭のため障害を被らざるやう努めると共に一方に於ては

- 一 東印度防備の強化
二 オランダ復活の際母國に必要救済を施し得る爲め十分なる爲替を保有する必要上
三 輸出漸減の防止上
東印度の輸出品が一九三九年以來我が東印度制度運送外國に於て旺に貯藏に努められて居た
四 船積問題即ち船復不足は買手國向物産の販賣を漸次阻止しつゝ、あ

日本は支那事變の爲に對東印度輸出は減退して反面オランダの對東印度輸出は漸次増大した。

然るに第二次歐洲大戰勃發の影響をうけて、輸出入共に減退の一路を辿り、茲に新方面開拓の必要に迫られ米國に對する依存性が強度化され、米國は對東印度貿易に於て重要な地位を獲得する様になつた。

一九三九年に於る東印度の對オランダ貿易は輸出二〇九・五百萬ギルダー、輸入九九・三百萬ギルダーで、米國に首位を譲り第二位に低落した。今次歐洲戰爭の對オランダ輸出に及ぼした影響は、即ち一九三九年一八月に於る輸出量は一九三八年の同期間と比較して二一・七百萬ギルだけ増加した。然るに一九三九年九月一二月の四箇月間に於ては、總ての重要物産の輸出品が減少し、總量に於て三七・八百萬、價額にして一六・四百萬ギルダーの減退を示した。

總計二・九百萬、九・五百萬ギルダーに上る一九三九年度輸入減は、大部分オランダより輸入される絲及織物類並に機械・器具の表退に起因してゐた。反面輸入増加を示した品類には化學製品類がある。一九三九年に於る對オランダ輸出は數量では四二・〇百萬を增加したが、價額では二七・三百萬ギルダー減少し、總額一〇六・八百萬ギルダとなつた。

九月一日以前と九月一日以後に於る主要物産の輸出状態を表示すると、左圖の如く一九三九年一八月は前年同期に比し、ゴム、デリ煙草、原住民煙草及錫鐵の減退(併せて九・二百萬ギルダーの減少)及コブラの激増が顯著である。

對オランダ主要物産輸出數量表

Table showing export quantities for various goods to the Netherlands for the years 1938, 1939, and 1940.

東印度……貿易

類別	一九三八年		一九三九年	
	數量	價額	數量	價額
デリ煙草	九四	七七	三五	一一
原住民煙草	一八七	一〇八	一九	一四
錫	一四四	一〇六	四八	一一
規那皮	三二	四一	三三	〇九
コロンビア	六五	九三	九一	四五
ココナツ	七六八	二五九	四九九	四七四
パーム油	一、一五	一、九〇	九六	八一
砂糖	三九一	三、一一	二四七	三三九
茶	一〇〇	一一一	六二	五二
硬質纖維	八八	一〇六	七四	二九
米	六八	一三九	七二	五五
コブラ	三〇二	二七四	九九	九四
其他物産	六六二	六五四	二〇四	一四八
總計	四、三六	四、四三三	二、三三八	一、八五〇
總額(百萬ギルダー)	九四二	八二八	三六一	二二七

類別對オランダ輸出高表

單位：數量(噸) 價額：千ギルダー
出所：同前表

第八節 對米貿易

一九三九年に於る東印度の對米貿易は輸出額一四六・八百萬ギルダー、輸入額六三・七百萬ギルダー、合計二一〇・五百萬ギルダーに達し、東印度貿易總額の二六・三%に相當する。又東印度總輸出額七四六・八百萬ギルダーの割九分六厘を占め、總輸入額四七五・四二五百萬ギルダーの割三分五厘を占めてゐた。

從來オランダが、第一位を占めてゐたのが、最近米國が之に代つて、東印度經濟界に絶大な勢力占をむるに至つて居た。

東印度の對米輸出は、その主要輸出品としてゴム(四五・三%)、錫(三七・六%)、パーム油(四四・六%)、硬質纖維(四三・〇%)、タビオカ製品(六二・五%)、胡椒(三六・五%)、カボック(四四・二%)、樹脂(三三・六%)、植物油(エーテル油(四五・六%)、貝殼(三四・〇%))の多種目に亘り、一九四〇年規程に對する需要が新規に殺到した。對米輸出品目中僅少なものは石油・砂糖・煙草の三品目である。一九三三年以來對米輸入制は専ら緩和主義を採りつゝあり、主として重化學工業品が主なる輸入品目を決定して東印度國防經濟の體制より見て益々強化せられつゝある現象であつた。

主要輸入品は機械及器具(三一・七%)、船舶及航空機(六五・一%)、化學藥品及藥劑(二〇・四%)、自動車及同部分品(四五・七%)、石油製品(三六・八%)、諸化學製品(二六・七%)の六品目に入る。

對米貿易が東印度の出超であつたこと、對米輸入品がオランダ品の競争品ではなかつたこと、東印度の工業化は米國製品を必要としたこと等の重要な理由により東印度の對米依存性は益々拍車をかけられんとしつゝある。

對米主要品別輸入額表

單位：千ギルダー
出所：同前表

東印度……貿易

品別	一九三七年		一九三八年		一九三九年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
綿布(サロン類を含む)	一、二二五	六五五	一、〇〇八	一、一四	一、一四	一、一四
機械及器具	一〇、五八八	一、二七三	一、四六九	三二七	一、六七一	三二七
鐵鋼及同製品	八、二二八	五〇八七	六、九八八	一、六一	一、六一	一、六一
船舶及航空機	一、四〇五	一、五四四	一、五八八	一、六七	一、六七	一、六七
紙及同製品	一、九五六	一、四四七	一、四七三	一、〇七	一、〇七	一、〇七
化學藥品及藥材	二、八四四	一、六四四	二、八四四	一、〇七	二、八四四	一、〇七
衣服及裝身具	四、三三	五三七	六、九	一、二	六、九	一、二
肥料	一、五五五	三六〇	一、六〇	一、二	一、六〇	一、二
自動車及同部分品	一〇六	六、七六	一、一〇	一、四九	一、一〇	一、四九
煙草	一、〇八一	一一〇	一、〇八一	一、四九	一、〇八一	一、四九
火藥・爆發物及彈藥	九一八	六三	一、四八	一、二七	一、四八	一、二七
鐵力及同製品	一、四八八	一、五三	一、四八八	一、二七	一、四八八	一、二七
石油製品	一、八三九	一、二八三	一、八三九	一、二七	一、八三九	一、二七
染料及塗料	四、二四	五五三	四、二四	七四	四、二四	七四
諸化學製品	二、八四四	一、四一	二、八四四	一、〇七	二、八四四	一、〇七
銅及銅製品	一〇一	一、三	一〇一	一、〇	一〇一	一、〇
自動車・自動自転車及同部分品	一、二	二、〇	一、二	一、二	一、二	一、二
ビール・葡萄酒類	七四	一、三	七四	一、三	七四	一、三
皮革及同製品	三三	一、七	三三	一、七	三三	一、七
木材及同製品(家具を除く)	一、五六	一、七	一、五六	一、七	一、五六	一、七
香水及化粧品	二、二	三、〇	二、二	一、三	二、二	一、三
自動車・自転車タイヤ	一、七〇	二、六	一、七〇	一、九	一、七〇	一、九
諸機械(樂器を除く)	三三	五、二	三三	七、七	三三	七、七

七六七

類別	一九三八年		一九三九年	
	數量	價額	數量	價額
織物	二〇、七〇五	二、八二五	一九、三三	二、九二〇
其他植物性生産物	八、六三三	五、五五四	八、九八二	五、一八一
石油・石油生産品及鐵物性燃料	一、五六一	二、二二九	二、四八〇	二、三三三
セメント・鐵物・非金屬・火山土・硫黄	二、六六八	二、五七九	一、七六〇	一、八一七
其他	四、二〇	三、四七	三、六二	三、〇四
外國製	九、六八	一、一三九	六、三三	一、〇三八
計	八〇、〇九六	一、三三、一〇九	八、四三、一〇八	一、〇六、八〇六

類別對オランダ輸入高表

單位：數量(噸) 價額：千ギルダー
出所：同前表

類別	一九三八年		一九三九年	
	數量	價額	數量	價額
動物植物嗜好品	一一一	三九	一一一	三九
食料品及嗜好品	三〇、〇五〇	一、四、五七五	三〇、五二四	一、四、五二四
動物植物生産物	四、〇七〇	一、一七	四、三三一	一、二四四
鐵物	七、五二二	三、三六	七、五二二	三、三六
化學製品・藥材・肥料・香料・染料	七、〇六八	九、四七九	八、六一八	一、四、四八二
陶磁器・セメント	七、三九七	五、八三	五、〇八三	六、五七
硝子及硝子器	六〇八	一、四一	五七二	一、三〇
木材・コルク・植物性編物材料其他	二、八六四	七、五	一、二八三	四、〇八
皮革・毛皮・靴皮及同製品	一、四九	五、二〇	一、七九	四、二四
紙類・織物類・衣服類	三三、〇二九	三、四八二	一、七九	二、六二四
紙及紙製品其他	一、三三七	四、八九	一、三三七	四、八九
金屬類(金・銀を除く)	三、三三三	一〇、四一〇	三、三三三	八、七三七
車輻・船舶	一、四七	二、九二	一、四七	三、三三
航空機・機械・器具	二、七七八	三、三〇八	一、九六五	一、九六五
其他	八七二	九、三〇	六、三三	五、一八
計	三三、一七九	一〇、六、一七〇	三三、一七九	九、六、一七〇

二 長短靴下類・生絲・絹絲・刺繡絲
磅及弗城を問はず審議の上輸入許可(其他)
一 クリスタル及同製品、鑄物鐵製品、ティセツト、デナイセツト等の
贅澤品及其の部分品、酢又は油入れ容器セツト、オードブル皿、パ
ン皿、手洗皿の中高級品、高級靴、壁紙、レターペーパー等の贅澤
品、事務所帳簿類、學校用ノート類、高價なる金匱を用ひたるイン
クスタンド、金銀萬年筆、銀製ティブルセツト(スプーン、フォ
ーク、ナイフ等、アルミニウム臺所用品)、自動車、トラツク、オ
トバイの中高級品、ライター、樂器類、寫眞器及同材料、高級ラン
プ、イルミネーション裝飾、金及プラチナ時計、其の他の時計も裝
飾贅澤なるものは禁止、娛樂品一切、贅澤なる玩具又は機械玩具
ティブルセツトにしてアルバカ銀鍍金物、ミシン、ラジオ受信機、
蓄音機及レコード
三 硝子及同製品にして高級なるもの、銀・ニッケル・スチール製時計類
更に政府はサロン類輸入制限令を一九四一年六月一日より更に向ふ一
箇年延長した。その許可數量は左の如くである。

項 品 目	輸入許可量
(1) 一時平方に付絲數總合計一三〇本以下の全 部絹製のサロン又はカインバンジヤン	コレゼ 一、〇〇〇*
(2) 一時平方に付絲數總合計一三〇本を超ゆる 全部絹製のサロン又はカインバンジヤン	コレゼ 三、〇〇〇
(3) 全部人絹製のサロン又はカインバンジヤン	コレゼ 一〇
(4) 綿、人絹交織製のサロン又はカインバンジヤ ン	コレゼ 一〇
(5) 全部又は一部絹製のサロン又はカインバンジ ヤン	コレゼ 一〇
(6) 別掲せざるサロン又はカインバンジヤン	コレゼ 一〇

々窮屈化を見るに至つた。國際情勢の緊迫と共に、入荷と相場先高必至
見越より、外商筋の賣物極めて少なく、一般に品拂底を以て終始した。
九月一日より更新せらるべき綿布輸入制限令も總輸入許可量のみ官報に
よつて公布せられたが、之が輸入割當は英米品人絹織物のみ日本人商社
以外に發給され、又其の他一般綿布の割當は遂に下附されなかつた。
其の他全面的に綿絲・原絲・人絹絲等凡ゆる日本商品は杜絶状態とな
り、舊蘭印の對綿布政策も米國依存性に傾き來つた事は争はれない事實
であつた。
換言すれば、全面的特別許可制の下に置かるゝことゝなつた。但し東
印度に於る日本人事業領内活動に就ては、之を妨害する意志はないと述
べてゐた。

この邦商に對する資金凍結は、七月二十六日の米國の對日資産凍結に
準じたもので、邦商の打撃は全く致命的のものにして、舊蘭印の東亞共
榮圏の日本の理想に對する無誠意を暴露したものと云ふ可きである。
次で八月二十八日中央輸出機關たる蘭印總輸入部の設立を見た。
蘭印總輸入部(輸入貿易の中央統制機關)
對日資金凍結後に於る日蘭通商關係よりの新段階に直面せる政府は、
從來日本より供給をうけてゐた諸物資を米國供給に轉換して、物資不足
による物價騰貴を抑制し、原住民生活の安定をねらつて、積極的且つ徹
底的な輸入統制を行ふことゝなり、八月二十五日の蘭印國民參議會に於る
經濟長官ファン・モークの聲名となつたが、新設された蘭印總輸入部は、
事務所をジャカルタに設置し、八月一日に遷及して事業を開始した。
この機關は政府と表裏一體となり、七千萬消費者への物資配給と云ふ
重大なる役割を果す事になつたが、從來輸入貿易に於て大きな役割を
努めた日本商品、隨て日本代表はこの常務機關からも除外されたのであ
る。
次で九月一六日附蘭印輸入組合の同章によれば、蘭印總輸入部の活動
の具體的事項は左の通り決定した。

(7) 密織絲染綿製衣服地にして經緯共色を異にせ
る綿單絲二本以上を以て織りたるもの 一、〇〇〇
(8) 密織絲染經緯(織方の如何を問はず)の衣服地
にして經緯(九〇%以上染めたもの)が織物
面に一樣に現はれたるものルーリツク物 一〇、〇〇〇
次で一九四一年七月一四日政府は輸入綿布の最高價格を更に引上げ實
施した。今回の値上によりて綿布價格は未晒コンバスを除き、一九三九
年八月二四日の標準價格に比し、通計四〇%の引上となつた。
CIF日本相場に換算すれば左の通りである。加工ジーンズ九圓二〇
錢、擦染金巾六圓七〇錢、綿ドリル四圓六七錢、綿布三圓一〇錢、染
金巾五圓八〇錢、キャンブリツク及晒キャンブリツク据置。
又東印度に於る諸品の公定價格は七月四日より改正の公定價格が實施
された。
舊蘭印の對日凍結令
ファン・モーク經濟長官により、七月二八日舊蘭印政府は左記趣旨の
聲明を發表することに決定した。
即ち一九四一年七月二八日より
一 日蘭印間の爲替取引を當分停止す
一 蘭印より日滿支及佛印向輸出は全面的に許可制とす
一 在蘭印全銀行に對しては經濟長官の許可無き限り、日本臣民の爲支
拂又は受入を爲すことを禁止す
右措置により、日本との資金及物資取引は凍結せられた。
英國綿布の輸入状態は漸減の一路を辿り、米國品は船腹不足にも拘ら
ず順調なる輸入振りを示し、主として擦染物の入荷が多かつた。
日本綿布は輸出許可制度と資金凍結令により入荷は激減を示し、一方
に於て特定綿布の荷渡許可制度實施等により市場に於る荷物の配給は益

(1) 輸入許可制下にある織物・織絲は九月九日以降晒・未晒綿布の一部は
一二日以降の買付には總輸入部長の許可を要すること
(2) 未使用買付許可書は總輸入部の爲、經濟省に於て之をブロックする
こと
(3) 右ブロックせるものを個人が買付を爲すには、總輸入部の承認を得
たる後改めて買付許可書を申請すべきこと
(4) 右個人買付にして圓滑なる領内配給に支障を來すが如きことある場
合は、總輸入部が獨自に買付を行ふこと
(5) 此の買付品の輸入業者に對する配給は從來輸入事務局の割當居りた
る割合に一致すること
尙總輸入部が取敢ず總括買付を決定した指定品は次の通りである。

(一) 織物・織絲

統計番號	品 目
一五六六	晒 綿 布
一五七二	丸 染 綿 布
二五七二	丸 染 綿 布
一五七四	丸 染 綿 布
一五七五	丸 染 綿 布
二五九六	丸 染 綿 布
一五七七	擦 染 綿 布
一五八二	擦 染 綿 布

ドリル、ジーンズ、トウシル
幅二七吋乃至二八吋、絲數三二本及それ
以下にして黒染
幅二七吋乃至二八吋、絲數三二本及それ
以下にして黒染以外
フランネル
キャンブリツク、ドリル、ジーンズ、ト
ウシル、サテン、イタリアン、ラステイ
ング、ベニティアン、フランネル以外の
織物で幅二四吋及それ以下絲數三二本及
それ以下
ドリル、ジーンズ、トウシルにして幅二
八吋及それ以下、絲數三二本及それ以下
ドリル、ジーンズ、トウシル、サテン、
フランネル以外の織物にして幅二四吋及

尙パンジャルマシヨンよりバクパバンに至る道路も最近起工された。セレベスに於ては道路は比較的開化せるマカッサルを中心とする南部半島及メナドを中心とする北部ミナハサ地方にあるのみで鋪装道路は極めて僅かである。

二 自動車

東印度に於ては一九二五年の好景氣以來自動車の数は著しく増加し、且つジャワ及外領の一部の道路の良しは、自動車交通を著しく發達せしむる原因となり、現在に於ては山間僻地にも自動車を見受けない所は無い程一般に普及されて居る。タンジョンプリオクにはゼネラル・モーターズ社の大組立工場があり、ボゴルにはグッドイヤー・ゴム・タイヤ工場があつた。東印度の自動車及自轉車数は次の如くである。

官營及民營鐵道・軌道會社經營自動車營業狀況一覽表 (一九三九年)

Table with columns for railway types (e.g., 國營鐵道, 私營鐵道), passenger numbers, and freight tonnage. Includes a sub-table for '用途別乘數' (乗客, 貨物).

地方別自動車數 (一九四一年一月一日現在)

Table showing the number of motor vehicles by region (e.g., ジャワ, 外領) and vehicle type (e.g., 營業用自動車, 乗用自動車).

出所：同前表

Main table for '自動車及自轉車輸入臺數表' (Motor and bicycle import statistics) with columns for vehicle type, quantity, and value.

出所：同前表

自動自轉車 價額計 (單位：千ギルダ)

Summary table for motor and bicycle values, categorized by region (e.g., ジャワ, 外領).

三 鐵道

東印度最初の鐵道は、一八六七年に開通した蘭印鐵道會社のスマラン・シロ間の一部二五軒で、官營鐵道令の發布を見たのは一八七五年のことである。現在鐵道が敷設されて居るのはジャワ及スマトラのみで、就中ジャワは道路に於ると同様四通發達し、官營線の外に十三の私設線があり、而してゲーチは極く一部を除き總て一〇六七米で互に連絡し得る様になつて居り、北海岸線と中央線とが幹線をなし、本幹線は三箇所に於て互に連絡して居た。官營及私設鐵道の詳細は次表の如くである。